

# 廣岡家文書と大同生命文書

—大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容—

廣岡家研究会

## 目次

はじめに

### 一 廣岡家関連史料の概況

一〇一 大同生命文書

一〇二 廣岡家文書

一〇三 その他の廣岡家伝来史料

### 二 加島屋久右衛門の創業と成長

二〇一 創業年代と業種について

二〇二 廣岡家の系図

二〇三 廣岡家と三井家

二〇四 新屋久右衛門家文書

### 三 加久・加五の経営概観

三〇一 加久・加五の勘定目録概観

三〇二 加久の経営内容変化

三〇三 奉公人・別家制度

### 四 廣岡家の大名貸経営

四〇一 加久と加五による融資先の分担

四〇二 大名貸経営史料群の概観と特色

四〇三 中津藩財政関係史料の伝来経緯

四〇四 中津藩財政関係史料の特長

### 五 廣岡家と明治維新

五〇一 藩債処分への対応

五〇二 為替方就任

## 六 廣岡家の銀行経営と保険会社経営

- 六一 加島銀行の経営
- 六二 大同生命の経営
- 六三 廣岡合名会社

## 七 廣岡家と茶の湯

- 七一 近世後期久右衛門家当主と茶の湯
- 七二 近世後期久右衛門家の道具購入
- 七三 久右衛門家における茶の湯の習得
- 七四 毛利重就の来宅と七事式の観覧、茶匠との関係

## 八 廣岡家と西本願寺

- 八一 廣岡家の信仰
- 八二 廣岡家文書の寺社関係史料
- 八三 廣岡家と寛政期学林再建

おわりに

## はじめに

廣岡家は近世初期から昭和にかけて、大阪を拠点に活動した家であり、本家・久右衛門家（大坂玉水町、現・大阪市西区江戸堀一丁目）と、寛政十年（一七九八）に創出された分家・五兵衛家（大坂江戸堀一丁目、現・大阪市西区江戸堀一丁目）を中心とする。尼崎藩領・東難波村（現・尼崎市東難

波町三丁目）の廣岡家の次男に生まれた廣岡富政（一六〇三—一六八〇）が、大坂で加島屋久右衛門を創業したことに起源を持つ。

以下では、それぞれの家の世襲名に因んで、尼崎の家を五兵衛家（東難波村）、大坂本家を久右衛門家、大坂分家を五兵衛家と呼称し、廣岡家総体を指す場合は、単に廣岡家と呼称する。また経営体を指す場合には、加島屋久右衛門（加久）、加島屋五兵衛（加五）と呼称する。

加久は、創業時には米取引業に従事していたが、一八世紀に入って両替業に軸足を移して以降、銀行業、保険業と、金融業を経営の軸とし、現在の大同生命保険株式会社（以下、大同生命）に事業が受け継がれている。この内、近世中期以降に展開した両替業（屋号・加島屋久右衛門）においては、三井家や鴻池屋善右衛門と並び称され、江戸幕府が町人に對して行った半強制的な募債（御用金）や、大阪市中で実施された各種施行において、常に最高額を負担した、大坂を代表する豪商であった。

しかし、右の位置づけに反して廣岡家に言及した研究は限られている。戦前においては、菅野和太郎、本庄栄治郎による廣岡家所蔵史料の引用が見られるが、これらは明治初年の御用金や通商会社との関連で参考資料として使われたものである<sup>1)</sup>。

廣岡家を専論したものとしては、宮本又次による概説<sup>(2)</sup>や『大同生命七十年史』<sup>(3)</sup>において近世・近代初期の経営が簡潔に紹介されている他は、大同生命所蔵史料の調査を行った大阪市史編纂室による史料紹介と、当該調査に当たった野高宏之による、萩藩と加久の関係に関する研究論文を得ているのみである<sup>(4)</sup>。

三井・住友・鴻池といった近世期を代表する商家に関する研究が豊富に蓄積されてきたのに比すれば、圧倒的に研究が少ない状況にあるが、これは偏に史料の公開状況、利用環境の差異によるものである。ここに紹介する廣岡家文書（神戸大学経済経営研究所蔵）および大同生命文書（大阪大学経済史・経営史資料室所蔵）は、その差を埋めることに繋がると期待される史料群である。

加久は、三井八郎右衛門らと共に、江戸幕府が大坂で編成した「融通方」と呼ばれる金融御用達団に所属しており、江戸幕府の御用金や買米政策の主翼を担っていた<sup>(5)</sup>。したがって、加久の経営動向の解明は、三井家の江戸幕府御用の実態解明にも繋がる。また、後述するように五兵衛家については小石川（出水）三井家と重縁関係にあった。

そこで、以下では、加久も含む廣岡家全体に関わる新発見史料の概要を紹介した上で、それらの研究史上の意義と、今後期待される研究展望を示す。

なお、執筆者・廣岡家研究会について補足する。これは科  
学研究費プロジェクト（課題番号・16H03642）に基づいて  
結成されたものであり、以下に紹介する廣岡家関連史料の分  
析を一つの目的とする。本稿末尾に掲示している執筆分担に  
名前の挙がっているメンバーが、現在の構成員である。無論、  
同研究会以外の方にも史料閲覧・利用の門戸が開かれている  
ことを強調しておきたい。

(1) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』岩波書店、一九  
三一年、六九―五一頁（後、同『幕末維新経済史研究』ミ  
ネルヴァ書房、一九六一年に加筆採録）、本庄栄治郎「明治  
初年の御用金」『本庄栄治郎著作集 第九冊』所収、清文堂  
出版、一九七三年、五六〇―六〇二頁。

(2) 宮本又次『大阪町人』（弘文堂、一九五七年）二〇―二二  
五頁。

(3) 大同生命保険相互会社編『大同生命七十年史』（同社発行、  
一九七三年）。

(4) 大阪市史編纂所編『大阪市史史料 第67輯 会計官日誌』  
（大阪市史料調査会、二〇〇六年）、野高宏之「加島屋久右衛  
門と黄金茶碗」『大阪の歴史』第六八号、二〇〇六年八月、  
六三―八六頁。その他、五兵衛家の子孫である廣岡信一郎に  
よる私家版『加島屋廣岡家の由来』同氏発行、一九九四年）  
や、大同生命従業員・監査役（当時）松葉屋幸則が、社内誌

に寄稿した論稿（「江戸時代の加嶋屋―初代廣岡正教から代正饒まで―」『雄心会論叢』第四三号、一九九九年二月、二七―四四頁、「広岡家と近松門左衛門および連歌師里村昌億」『雄心会論叢』第四六号、二〇〇四年七月、一―八頁）もあるが、その性質上、一般に流布したとは言いがたい。

(5) 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開―幕府司法と堂島米会所の発展―』名古屋大学出版会、二〇一二年、一六六―一八八頁。

## 一 廣岡家関連史料の概況

### 一―一 大同生命文書

大同生命大阪本社には、伝来の経緯は不明瞭ながら、その前身となった加島銀行、大同生命保険相互会社、および廣岡家の子孫より引き継がれたとされる史料群があった。『大同生命七十年史』にも利用されたこれら史料の点数は約二五〇〇点（内、近世史料は約四〇〇点）<sup>1)</sup>に及び、大阪市史編纂所が調査を行い、目録が作成されている。

その後、大同生命創業一〇周年記念事業を契機として、二〇一一年十二月、大同生命より大阪大学大学院経済学研究科にこれらの史料が寄託され、「大同生命文書」と名付けられた。澤井実を中心とする研究グループ（他に宮本又郎、倉林重幸、結城武延、高槻泰郎）が、大同生命の協力を受け、

新たに追加された史料も含めた目録を作成し、現在は史料と共に大阪大学経済史・経営史資料室にて公開されている<sup>2)</sup>。

大同生命文書の解題は、右のグループによって二〇一三年七月に大同生命のホームページ上に公開されているが（[https://www.daido-life.co.jp/knowledge/research/pdf/130717\\_02.pdf](https://www.daido-life.co.jp/knowledge/research/pdf/130717_02.pdf)、二〇一七年十一月二十七日閲覧）、次に紹介する史料が発見される前に書かれたものであることに留意が必要である。より包括的な解題としては本稿が参照されるべきであるが、加島銀行と大同生命の経営については、今もって大同生命文書が最も網羅的な史料群であり、両経営については、本稿第六章と併せて、右の解題もぜひ参照されたい。

### 一―二 廣岡家文書

二〇一五年五月、奈良県奈良県橿原市小槻町の岡橋家より、廣岡家ゆかりの史料が発見された。これは、第十代にして最後の加島屋久右衛門である廣岡正直氏（第三代大同生命社長）と長女の允子氏<sup>のぶこ</sup>が、戦火を免れるべく、一九四四年に家伝来の古文書や写真、調度品の類を大坂から疎開させたものである。

岡橋家と廣岡家は縁戚関係にある。すなわち、允子氏の妹に当たる瑠璃子氏が、一九四四年に岡橋忠義氏に嫁いでおり、この縁で疎開が実現したのである。岡橋家の現当主・岡橋清

元氏<sup>ちか</sup>（忠義氏子息、清光林業株式会社社長）によれば、昭和  
三十五、六年頃に正直氏が、岡橋家番頭の手を借りて一日が  
かりで整理して一部を持ち帰ったという。その時に正直氏が  
持ち帰らず、そのままとなっていた分が発見されたのである。

岡橋清元氏、ご令弟の清隆氏（清光林業株式会社取締役）、  
ご子息の克純氏（同社長）のご協力の下、二〇一五年七月  
より複数回にわたって、蔵より史料・古写真の類を運び出し、  
古文書・古写真は、神戸大学経済経営研究所に、生活道具類  
は大阪くらしの今昔館（大阪市）にそれぞれ搬入された。

この内、大阪くらしの今昔館に搬入された道具類は、二〇  
一七年二月に、廣岡家・岡橋家の連名で大阪市に寄贈され、  
現在は同館にて保管されている。神戸大学経済経営研究所に  
搬入された古文書・古写真についても、調査が済み次第、寄  
贈して頂く方向で話を進めている<sup>③</sup>。これらについての目録は、  
二〇一八年三月末までに神戸大学経済経営研究所ウェブサイ  
ト上に電子版を公開する予定である。

大同生命文書が近代史料を中心とするのに対し、ここで発  
見された廣岡家文書は、近世史料を中心としており、相互に  
補完的な関係にある。点数は文書累が約八五〇〇点、写真類  
が約三千点である。

また、大同生命文書に「廣岡家由緒并に御褒美頂戴の儀書  
上」(A二二三)と題する文化十五年(一八一八)年作成の史

料があり、これを格納していたと思われる袋が廣岡家文書よ  
り発見された(「袋」(久右衛門家柄由緒書上控入れ)一二  
一四)。これは大坂町奉行所の求めに応じて廣岡家が差し出  
した由緒書の控であり、家の来歴はもとより、これまで務め  
てきた幕府御用が書き上げられていることから、正直氏が中  
身だけを持ち帰り、それが最終的に大同生命文書に組み入れ  
られたと考えられる。このことから、大同生命文書と廣岡家  
文書は、廣岡家伝来史料としてのルーツを共有していること  
が窺える。<sup>④</sup>

### 一三 其他の廣岡家伝来史料

二〇一六年十一月には、五兵衛家の子孫、廣岡和治氏が自  
宅にて保管していた五兵衛家伝来の古文書、古写真、道具類  
も搬出された。この内、廣岡浅子関連史料は大同生命へ、残  
る古文書(約四六〇点)と古写真(約六六〇点)は、神戸  
大学経済経営研究所へ、道具類は大阪くらしの今昔館へそれ  
ぞれ搬入された。古文書には、過去帳など、系図復元に必要  
な史料も含まれており、本稿後段で揭示する系図を復元する  
際に参照した。

この内、神戸大学経済経営研究所が現在所蔵する古文書・  
古写真については、廣岡和治氏よりの寄贈を受け、公開をす  
る方向で話を進めているが、現時点では未確定である。<sup>⑤</sup>

二〇一六年七月には、九兵衛家の子孫・廣岡三從氏より大同生命宛てに家伝史料約一五〇点の提供があり、神戸大学経済経営研究所にて調査を行った。同年一月、ご本人の意思を確認した上で、これら史料は尼崎市立地域研究史料館に寄贈されることになった（「廣岡三從氏文書」、本稿執筆時点で目録作成中）。この中には、廣岡家の過去帳や系図などが含まれており、系図を復元する際に参照した。

なお、尼崎市立地域研究史料館には、同じく九兵衛家子孫にあたる廣岡恒次郎氏よりの寄贈文書三一点（目録件数二二点）も収蔵されている。本史料紹介では参照していないが、同文書群の大半は近世文書であり、尼崎藩青山氏支配時代の法令や、土地関係文書、村政文書、金融関係文書からなる「廣岡恒次郎氏文書概要」<sup>1)</sup> <http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/collections/records/catalogs/pdf/084001-1.pdf>、二〇一七年一月二七日閲覧）。

右の他、存在は確認できているが、現存していないものとして、約一五〇〇点の近世・近代初期史料が挙げられる。これは、大正十一年（一九二二）五月に実施された整理の記録（「廣岡家所属古帳簿類調書」「大同生命文書」A六―一―一三）より判明するもので、「旧倉庫内保存ノ廣岡家所属古帳簿并ニ諸書類ノ整理終了」を、書記・見習・主事の三名が、焼却ないし切断した史料の目録を添えて、加島銀行罫紙にて報告

している。内訳は割愛するが、大名貸や江戸幕府御用金関連の史料が多数を占めることを付言しておく。

- (1) 大阪市編『明治大正大阪市史 第七卷 史料篇』（日本評論社、一九三三年）に、「廣岡久右衛門氏蔵」として四点の史料が翻刻されていることから明らかのように（二一九―二二五頁）、正確な年代は未詳ながら、大阪市史編纂室では戦前において廣岡家文書の調査を実施していた。先に掲げた菅野和太郎・本庄栄治郎・宮本又次の三氏は『明治大正大阪市史』の編纂に携わっており、その史料蒐集の成果を踏まえて各自の論稿で参照したと考えられる。なお、右に翻刻されている史料は、いずれも後述の「大同生命文書」に納められている（「諸事控」B六―二―八、「控 壹番」B六―三―〇、「会計局日記」B六―三―一、「会計官日記」B六―三―二）。
- (2) 大阪大学経済史・経営史資料室には、宮本又次が廣岡家より閲覧・撮影を許可されて作成された紙焼き史料も存在するが、これらは全て大同生命文書に原本を確認できる。
- (3) 本稿執筆の段階で正式な閲覧・利用手続きは完成していないが、現所蔵者の許諾を得た上で、個別に対応することは可能である。神戸大学経済経営研究所（代表・〇七八―八〇三―七二七〇）まで問い合わせのこと。諸制度が整い次第、右研究所ウェブサイト上にて告知する。
- (4) 大同生命文書、廣岡家文書いずれも廣岡正直氏（第十代加

久)がその伝来に深く関わっているが、これらの中には、五兵衛家などの分家や、奉公人が興した別家の史料も含まれることから、「久右衛門家伝来史料」と見なすことは適切ではない。こうした分家や別家の史料が、久右衛門家にて保管されるに至った経緯は不明である。

(5) 廣岡家文書と同じく、本稿執筆の段階で正式な閲覧・利用手続きは完成していないが、現所蔵者の許諾を得た上で、個別に対応することは可能である。前掲注(3)を参照。

(6) 以下、大同生命所収史料は、大同A六一一三、のように略記して引用する。

## 二 加島屋久右衛門の創業と成長

### 二一 創業年代と業種について

宮本又次は、加島屋久右衛門の創業について、寛永二年(一六二五)に、初代・加久(富政)が大坂御堂前に店を構え、精米業を開いたことに求めているが、典拠は示されておらず、現時点での記述を裏付ける文書史料は見つかっていない。

しかし、初代加久が延宝八(一六八〇)年に記した遺書「書置之事」廣岡(二二二二)には「我等商内事ニ取付申時、五兵衛殿おやたちより、銀子貳拾メ被下候ニ付」、「五兵衛殿おや立より給候めうせきをもうしなひ不申候ため」などと

あり、まず加島屋五兵衛に奉公に上がり、のれん分けを受けて加島屋久右衛門を創業したことが分かる。この加島屋五兵衛家は、後の大坂分家・五兵衛家とは異なる家であり、加島屋の屋号は、この五兵衛家に因んだものであることが判明する(後述)。

残念ながら、初代加久が五兵衛家に奉公に上がった年・地点、および五兵衛の業種、そして独立開業した年・地点・業種は遺書には記されておらず、全く不明だが、元禄三年(一六九〇)の時点で加久が大坂剣先町(現・大阪市西区靱本町三丁目)に屋敷を所有していること(「剣先町之家普請致候地奉行衆江御断申上候絵図之扣」廣岡(二二二七)、元禄六年(一六九三)年には、玉水町に、加久名義の土地と五兵衛名義の土地が隣接していること(「一札」廣岡(二二三五)、享保二年(一七一七)には玉水町の右土地が加久名義になっていることが分かっている(「覚」廣岡(二二五〇一七))。

五兵衛家の元禄一四年(一七〇一)九月時点の勘定によれば、資産二四貫八四〇目に対して負債八四貫六六〇目余と、五九貫八二〇目余の不足が生じており、債権者には加久やその親族の名前が見えることから(「覚」廣岡(二二五八一二))、初代加久が奉公に上がった五兵衛家は、元禄末年から享保期の間に退転した可能性が高い。四代加久が宝暦三年(一七六三)に認めた遺書において、「元祖教西様(引用者注、富政)、

加嶋屋五兵衛殿家江御出被成、夫より加嶋屋久右衛門と御入り被成候処、右五兵衛殿家絶へ候」〔書置〕廣岡一二五六、二二一〕としていることから、絶家したことは確かである。

このように加久創業時のことは不明な部分も多いのだが、加久に関する最古の勘定目録である享保九年（一七二四）の勘定目録には、収益勘定に「売買口銭」、登り売口銭などの項目が見え、資産勘定に「所持米代」の項目がある。加久が享保十一年（一七二六）に、大聖寺藩の蔵元を請け負っていることから推測すれば〔大坂え廻御米御支配覚〕大同B

月日	没年			行年
	和暦	西暦	月日	
—	延宝 8 年	1680年	閏 8 月27日	67歳
—	元禄16年	1703年	1 月10日	55歳
—	享保 5 年	1720年	8 月 9 日	34歳
—	明和 2 年	1765年	8 月10日	77歳
3 月	天明 3 年	1783年	12月16日	42歳
12月10日	天保 4 年	1833年	6 月24日	60歳
5 月25日	天保11年	1840年	1 月 9 日	50歳
5 月14日	明治 2 年	1869年	2 月 8 日	64歳
3 月	明治42年	1909年	6 月20日	66歳
〔4 月16日〕	昭和53年	1978年	1 月26日	88歳

子との婚姻日と推定。

月日	没年			行年
	和暦	西暦	月日	
〔4 月〕	文政 6 年	1823年	6 月29日	46歳
—	嘉永元年	1848年	4 月16日	46歳
2 月	—	—	—	—
9 月	—	—	—	—
8 月17日	嘉永元年	1848年	4 月16日	46歳
6 月	明治37年	1904年	7 月 5 日	64歳
7 月 5 日	昭和28年	1953年	1 月 6 日	77歳

八一四九、「御積所船荷積渡等五箇条書」大同B五二二、右の口銭は米の売買口銭とも考えられ、大名蔵米の取引に関わっていた可能性を指摘できる。いずれにせよ、後に収益の柱となる大名貸は、享保期の段階では行われていなかったことは確かである。加久の経営の変化については、後述する。

## 二二二 廣岡家の系図

具体的な経営内容の紹介に移る前に、新発見史料によって新たに復元された廣岡家の系図を確認しておきたい。まず久右衛門家と五兵衛家の歴代当主を整理する〔表2〕

1. なお本稿の図表・史料は【章番号↓通し番号】で示す。久右衛門の名跡は、初代富政（教西）に始まり、十代正直（大同生命第三代社長）まで続く。店舗兼住宅は大坂玉水町にあり、この土地には現在大同生命大阪本社が建っている。分家の五兵衛家は、寛政一〇年（一七九八）、六代加久によって創出され、廣岡恵三（大同生命第二代社長）まで続く。店舗兼住宅は大坂の江戸堀一丁目にあった。

この分家・五兵衛家は、初代加久が奉公に上がった五兵衛家とは別であるが、四代加久の遺書（宝暦二三年（一七六三））に、「何ニとそ我等一

表 2-1 歴代当主一覧

久右衛門家			生年			家督相続年	
代数	本名	法名・釋名	和曆	西曆	月日	和曆	西曆
1	富政	教西	慶長 8 年	1603年	1 月 15 日	—	—
2	正吉	心西	慶安 2 年	1649年	5 月 8 日	—	—
3	正中	節西	貞享 4 年	1687年	—	—	—
4	吉信	喜西	元禄 2 年	1689年	1 月 1 日	享保 3 年	1718年
5	正房	正西	寛保 2 年	1742年	—	宝暦14年	1764年
6	正誠	誠西	[安永 3 年]	[1774年]	—	天明 3 年	1783年
7	正慎	慎西	[寛政 3 年]	[1791年]	—	文化 4 年	1807年
8	正饒	明西	文化 3 年	1806年	—	天保 5 年	1834年
9	正秋	彰西	天保15年	1844年	9 月 28 日	明治 2 年	1869年
10	正直	清西	明治23年	1890年	1 月 1 日	[大正 3 年]	[1914年]

注) 生年が不明の場合は、没年と行年から計算して亀甲括弧で括って揭示。10代正直の家督相続日は郁

五兵衛家			生年			家督相続年	
代数	本名(通称)	法名・釋名	和曆	西曆	月日	和曆	西曆
1	正謙(正義)	謙西	安永 7 年	1778年	3 月 6 日	[寛政10年]	[1798年]
2	正方	方西	[享和 3 年]	[1803年]	—	—	—
3	甚三郎	—	—	—	—	文政12年	1829年
4	利久松	—	文政11年	1828年	—	天保 3 年	1832年
5	正方	方西	[享和 3 年]	[1803年]	—	天保 6 年	1835年
6	正信(信五郎)	信西	天保12年	1841年	9 月 3 日	嘉永元年	1848年
7	恵三	—	明治 9 年	1876年	2 月 8 日	明治37年	1904年

注) 生年が不明の場合は、没年と行年から計算して亀甲括弧で括って揭示。正方は二度家督を相続。

生之内、五兵衛殿家名を興シ申度心掛候へ共、不幸にして実子無之候故、是迄徒ニ暮来り候」〔書置〕廣岡(二二五六―二二)とあり、五兵衛家の再興が久右衛門家の宿願であったこと、六代加久の際にそれが成し遂げられ、五兵衛の名を冠した分家が創出されたことが分かる。

右のことを念頭に、廣岡家の系図を確認したい(図 2-1、図 2-2)。

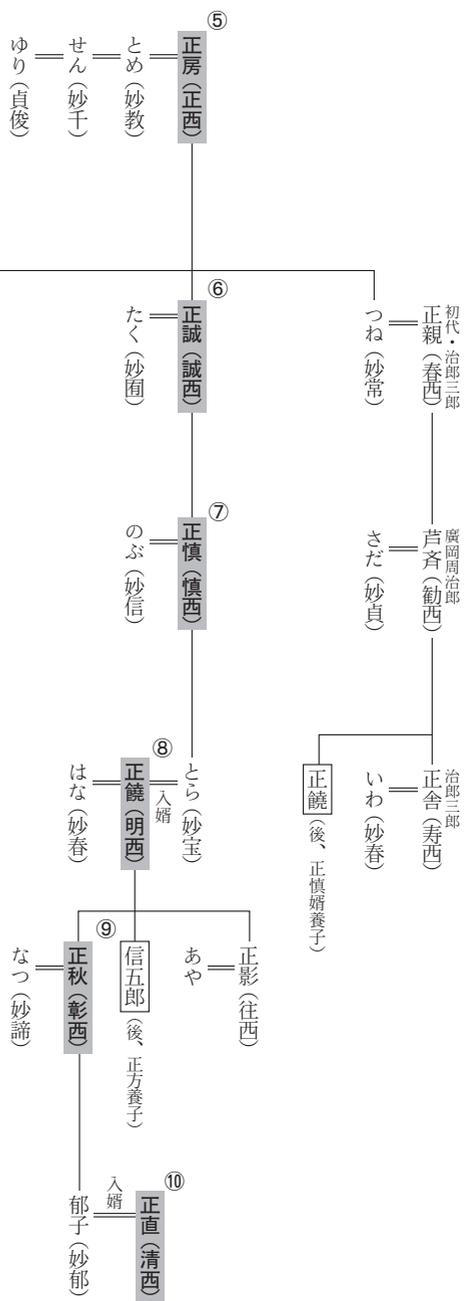
初代加久である廣岡富政は、尼崎藩領・東難波村の百姓・廣岡豊政の次男として生まれ、先に見たように大坂の五兵衛家に奉公に上がり、のれん分けを受けて加島屋久右衛門を創業した。富政の兄・信政以下は、代々九兵衛を名乗る百姓であったが、久右衛門家との人的繋がりは深く、二代加久、四代加久は九兵衛家から来た養子である。

この内、四代加久(吉信・喜西)は、一度九兵衛家の家督を継ぎながら、三代加久の婿養子として加久の名跡を襲っている。

この間の経緯については後掲史料 2-1-1 に詳しい。すなわち、享保三年(一七一八)に廣岡藤四郎(後の吉信、四代加久)が、廣岡九兵衛家の所持田畑、屋敷地、家、諸道具などを相続したこと、







(注) 図2-1-1に同じ。

そして尼崎藩に願い出た上で、三代加久（正中・節西）より加久の家督を譲り受けたことが記されている。したがって、一時的には両方の家督を相続する形になっているが、これは三代加久の病気が本復するまでの臨時措置であったようで、本復次第、東難波村に戻って「本宅」を相続すべき旨が記されている。

もっとも、そのまま大坂に居住することになるならば九兵衛家の家督は彦太郎に譲るべき旨も記されている。この彦太郎については人物比定ができていないが、藤四郎がそのまま大坂に滞在して四代加久の名跡を全うしたことは事実である。

なお、相続人である九兵衛（正義）について、系図上は廣岡吉政（専西）と比定されるが、「正義」の諱を用いた事実を裏づけることができないため、ここでは人物比定を留保する。

右の点に限らず、史料二一は、九兵衛家と久右衛門家の関係性を知る上で有益であり、より深い考察が求められる。

四代から五代への家督相続も難航し、最終的には縁戚関係にあった摂津国唐崎村（現・高槻市）の杉山家より養子を迎えて、五代加久とすることで落着した。

五代加久は男子に恵まれ、六代加久は弟の正謙をして分家・分家五兵衛家を創出させている。これが久右衛門家の宿願であったことは先に述べた通りである。以後、この五兵衛家が

三井家と重縁関係を持つことになる（次節参照）。

加久について、次に指摘すべきは、八代加久・正饒まさたかから五代への相続である。正饒は長男正影に家督を継がせる想定で、次男信五郎を五兵衛家に養子入りさせたはずだが、正影が若くして亡くなったため、三男の正秋が家督を継ぐことになった。これまで加久の家督相続は、前当主の隠居という形で行われてきたが（表2-1）、幕末維新时期という時代背景から、正饒は亡くなるまで当主であり、その死後、正秋が家督を継いでいる。

なお、正秋の妻・なつは加島屋作兵衛（長田家）より入家している。加島屋作兵衛も、大名貸を生業とし、江戸幕府の御用金等でも上位に名を連ねたことから、加久としばしば混同されるが、なつの入家以前には両家に縁戚関係はなく、屋号を同じくした全く別の家である。

続いて加五について指摘すべきは、二代正方から六代信五郎までの継承過程である。詳細は割愛するが、甚三郎・利久松の二人が家督を全うすることができず（前者は不行跡、後者は病气）、既に隠居して真左衛門を名乗っていた正方が、再び当主になるといふ珍しい現象が起きている（「乍憚口上」廣岡一（一九四一））。その後、久右衛門家より信五郎を養子に迎えて落着する。

廣岡家では、久右衛門家については代数を示しているのに

対して、五兵衛家については代数を示すことをしていない（例えば信五郎を六代五兵衛とは呼称しない）。これは右の事情を反映したものである。

なお、大同生命の旧肥後橋本社ビル、久右衛門家・五兵衛家の邸宅、加島銀行金沢支店などの設計に携わったウィリアム・メレル・ヴォーリズ（一八八〇―一九六四）は、信五郎と浅の娘、亀の婿養子である恵三の妹（一柳満喜子）の夫にあたり、廣岡家と縁戚関係にある。

## 二二三 廣岡家と三井家

寛政期に創設された分家五兵衛家（前述）は、三代にわたり四名の妻を、小石川三井家から迎えた。以下、三井家から嫁いだ四名について略述する（図2-3参照）。

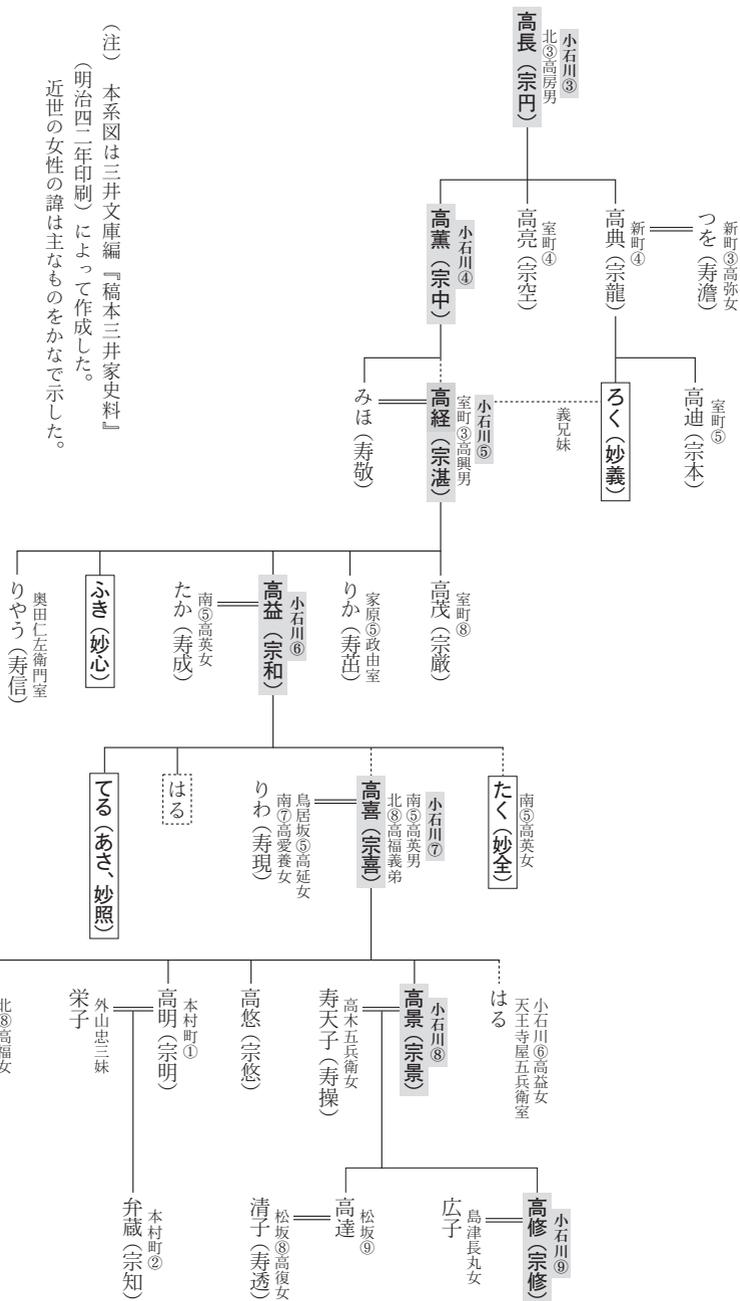
ろく（六、吉、篤、妙義） 天明五年（一七八五）生。父高典（宗龍）は、小石川三井家三代高長（宗円）の子で、新町三井家三代高弥女つをと結婚し新町家を継いだが義絶され、隠居していた。ろくは従兄弟にあたる小石川家五代高経（宗湛）の義妹として、寛政一一年（一七九九）に廣岡家に入家、久右衛門家の隠居の養女となり、五代加久の次男正謙と結婚して五兵衛家を創設する。兄に室町三井家七代高迪（宗本）がいる。嘉永三年（一八五〇）没。

ふき（婦喜、妙心） 文化元年（一八〇四）生。小石川三

井家五代高経の二女。文政四年（一八二二）に二代加五（のち五代、正方、方西）に嫁ぐも、天保八年（一八三七）に没。たく（全、栗、妙全） 文政五年（一八二二）生。南三井家五代高英の六女。ふきの没後の天保一二年（一八四一）、小石川三井家六代高益（宗和）の養女として二代加五の後添えとなるが、翌年正月に没した。多数の兄弟姉妹は、三井各家に加え、三井とともに融通方（臨時御掛屋）を担った大坂の両替商の一統などに縁組しており（図2-4参照）、閨閥が形成されていた。加島屋作兵衛（長田家）は、次のあさの婚姻を仲介した。

あさ（浅、照、妙照） 嘉永二年（一八四九）生。小石川三井家の隠居高益の四女。同四年、小石川家に入家を許され、同家七代高喜（宗喜、のち三井銀行総長）に養育される。慶応元年（一八六五）に六代加五（信五郎、信西）に嫁ぐ。名は三井家時代は照で、嫁いだのち慶応三年に浅と改めた。のち本家の経営にも参画、女性実業家として名をなした。姉妹に天王寺屋五兵衛（大眉家）に嫁いだはる、実質的な兄弟（高喜の子）に小石川三井家八代高景（宗景、三井鉱山会社社長）、本村町三井家初代高明（宗明、三井物産会社社長・鐘淵紡績取締役会長）らがいる。大正八年（一九一九）没。以上のような、三井家と外部の大商家の婚姻関係についてはあまり知られていないが、廣岡家とは重代の縁戚であり、

図2-13 小石川三井家略系図



(注) 本系図は三井文庫編『稿本三井家史料』  
(明治四二年印刷)によって作成した。  
近世の女性の諱は主なものをかなで示した。



南三井家ではより広範な閥閥が形成されていた。これに対し、廣岡家では、小石川三井家からの興入れのほかは、加島屋作兵衛（長田家）からの興入れ（九代加久室・夏）の他、近世期においては高名な縁家はみられない。

廣岡家文書中には、婚姻関係ほか、ろく自身や実父母の葬儀関係などの文書が若干存する<sup>(11)</sup>。

## 二一四 新屋九右衛門家文書

廣岡家文書においては、一七世紀以前のものは数十点程度とわずかである。大同生命文書においてはさらに少ない。これは、享保期に経営危機を迎え、中興の祖ともいべき四代加久による経営再建・大名貸進出がおこなわれたこと（第三章第二節参照）と無関係ではないであろう。

こうしたなかで、この文書群中に、寛永〜享保中期までの約七〇点、廣岡家でなく、歴代高麗橋一丁目に住んで新屋九右衛門を称した別の家で作成された文書がみられる。この家について判明する情報としては、後掲の寛永期の遺書の情報のほか、貞享五年の遺書<sup>(12)</sup>でほかに小鍋屋町・尼崎町・本鞆町・北鍋屋町・長町二丁目に家屋敷をもち、惣領娘以外への配当合計が、債権二八一貫・現銀一一二貫余・現金四〇〇両であることが、資産規模を想像する手掛かりになるだろう。

この文書群が廣岡家に流入した契機は、享保期の婚姻によ

るものとみられる。一件史料<sup>(13)</sup>などからまとめると、享保五（一七二〇）年に、三代加久の娘とわが新屋九右衛門と縁組する。その後新九は火災にもあい、加久より断続的に借財し、享保一三年、とわが実家に逃げて訴訟となり、享保一四年二月に離縁となった。同年七月、「身上不如意」につき新九の娘と子息を、加久が引き取った。結局新屋九右衛門家は退転したらしく、同家の文書もこの時期に、廣岡家に流入したとみるのが無理がないであろう。

なお、このとき引き取られたとわと新九の娘つねは、晩年恵環と号したが、三井から廣岡家への最初の興入れは、「加島屋久右衛門方隠居」としての恵環の養女として、小石川三井家のろく（先述）を迎え、五代加久の子正謙と娶せて五兵衛家を再興する形であった。あるいは新屋久右衛門家の文書は、五兵衛家に伝来したものかもしれない。

廣岡家の記録ではないが、没落した商家、それも一七世紀の史料が残ることは稀であり、小規模ながら非常に貴重な文書群といえる。

本稿では最も古い一点のみを紹介しておく（史料二一）。これは寛永二〇年（一六四三）七月二一日付で、高麗橋一丁目「新や九右衛門入道道悦」が記した遺書である。特に息子に宛て、後家や娘たちなどへの資産の配分を述べ、子に先立つことの順当さや致富の心得を説く。通俗道徳的な価値観が

すで見取れるいっぽう、「もうける」ことも称揚されている。没後の紛争に備え、奉行所への請願文言を奥書しているのも特徴である。<sup>(16)</sup>

- (1) 宮本前掲書、二〇一頁。
- (2) 以下、「廣岡家文書」所収史料は、廣岡二二二二、のよう  
に略記して引用する。
- (3) 廣岡家の系図については、先述の「大同生命文書解題」にも  
掲示されているが、新史料発見により、大幅に改善された  
ため、今後は本稿に掲載するものを最新版として参照されたい。  
なお、紙幅の都合上、本稿の系図では主要な人物のみを  
掲示し、典拠を逐一示す煩は避けた。全ての人物を網羅し、  
かつ典拠を明示した系図データは、二〇一八年三月末までに、  
神戸大学経済経営研究所のウェブサイトに公開する予定で  
ある。
- (4) 「永書 八番」寛政一一（一七九九）年一〇月二五日条、  
「日記録 七十九番」同年一〇月一日条（三井文庫所蔵資  
料 本一三〇・本五三、『稿本三井家史料 小石川家五代高  
経』一五〜一六頁）。『稿本三井家史料』は、以下「稿本某」  
の形で略称で示す。
- (5) 「永書 十一番」文政四年二月二六日条、同十四番・天保  
八年二月一日条（三井文庫所蔵資料 本一三三・本一三  
五乙、『稿本高益』八・七四頁）。

- (6) 「日記録 百二十一番」天保二年四月五日条、「仏事 九  
番」天保一三年一月二〇日条（三井文庫所蔵資料 本八一・  
別一二七二、『稿本高益』一一六頁）。
- (7) 《長田作兵衛書簡》三井文庫所蔵資料 小石川八九五―一  
九。
- (8) 「寄会帳 十番」元方寄会の部、同年二月二日条（三井文  
庫所蔵資料 別二六六二、『稿本高喜』三九六頁）。
- (9) 「日記録 百四十五番」慶応元年四月三日条（三井文庫所  
蔵資料 本一〇五甲、『稿本高喜』六七二頁）。
- (10) 慶応二年二月晦日になる加五の勘定目録（慶応二年  
丙寅十二月晦日勘定目録「大同B-三五」では、「於照殿年中  
諸入用」とあるのに対して、慶應三年二月晦日〆の勘定目  
録「慶応三年丁卯十二月晦日勘定目録」大同B-三六）では、  
「あさ年中諸入用」とあることから、この一年の間に改名した  
ことが判明する。
- (11) 寛政一一年（一七九九）「京都三井対談一件」（廣岡四一四）、  
「嘉永三庚戌年十二月釋妙義様葬祭録」（廣岡五一二二）、「享  
和三年癸亥八月十日三井寿澹殿葬式一件控」（廣岡五一一四）、  
「享和三年亥八月三井寿澹殿御死去之節一式」（廣岡五一二〇）、  
「文化八年辛未十月朔日三井宗龍殿葬式一件控」（廣岡五一二  
四）ほか。
- (12) 「新屋九右衛門跡職書置之事」廣岡九一七〇―七一一三。
- (13) 以下、廣岡一三一四七―一四七。
- (14) 居住地が天満魚屋町となっており、おそらく累代の本拠地

も手放したのであろう。

(15) 「御六様大坂加島屋久右衛門様御方御隠居患環様江為御養女御入家御拵用一卷」(三井文庫所蔵資料 新町四七―八)。

(16) 宛先は京都町奉行の先駆代官奉行であろう。一九世紀の京都では、町屋敷については生前に譲り状を年寄に出し、年寄・家主の連名で京都町奉行あてに断り書を記したという(賀川隆行・樋口知子「史料紹介 大坂高麗橋三丁目の『水帳』と『毎月家持借屋人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」『三井文庫論叢』一七、一九八三年二月、二六五頁)。

### 三 加久・加五の経営概観

#### 三一 加久・加五の勘定目録概観

続いて決算書にあたる勘定目録が確認できる加久・加五について経営動向を概観する。加久については、一七二四年度、一七三六年度、一七三九年度、一七六一年度、一七八二年度、一八三六年度、一八四〇、一八四七―四八年度、一八五二年度、一八五九、一八六〇―一八七三年度の合計二十二年度分の勘定目録が残存しており、内一八六八年度分のみ、「書拔」という名の勘定目録を作成するための基礎帳簿が残存している。

このように非連続的に勘定目録が残存している理由は定かではないが、加久では文政二年(一八一九)二月に勘定目録

を調査し、享保八年度分(一七二三)から連続して所持していること、寛政九年度分(一七九七)から文化一四年度分(一八一七)までの二一ヶ年については「書拔」が各五冊あることを確認している(「入日記」、廣岡二三―一〇)。このことから、元々は連続的に作成されたが、何らかの理由で散逸したと考えるべきである。

一方、加五については、一七九六年度から一八七一年度までの七六点が連続して残っており、一七八四年度から一八三九年度までは「書拔」が各年二点残存している。明治七年度(一八七四)より加久・加五を統合した勘定目録を作成するようになる。

加久の勘定目録の構成を、天明二年度(一七八二)分を素材に紹介する(表3-1)。なお、勘定目録の基本的構成は、加久・加五ともに現存最古の勘定目録から変化していないことを付言しておく。

勘定目録は収益費用勘定から始まる。最初に諸大名家からの扶持米・合力米の類、ならびに家質収入、雑収入が計上され、合計値が計算される(X)。続く支出合計(BK)には「旦那年分小遣銀」など、当主個人の私的支出も含まれており、この意味で所有と経営の分離は見られない。

興味深いことに、ここで一旦収入と支出を突き合わせて、収支を確認し(BL)、しかる後に大名貸等からの利益(B

表 3-1 天明 2 年度 (1782) 勘定目録 (加久)

記号	貫	匁	項目	備考
A	6	387.7800	奥平大膳大夫様分御米已年分判米、三百二俵二斗五升八合六勺代	
B	11	58.0000	右御同所様分御知行米四百七十五俵代、但丑年分	
C		700.0000	右御同所様分御知行米之内糯米二十五俵代、但寅年分	
D	7	289.6000	松平大膳大夫様分御合力米二百八十俵一斗六升代、但丑年分	
E	1	846.9500	右御同所様分三十人御扶持方米六十四俵三斗八升四合二勺代、但丑年分	
F		903.0000	右御同所様分御米懸屋料、但寅年分	
G		477.6000	右御同所様分彦兵衛へ被下置候御合力米十八俵一斗六升代、但子年分	
H		693.3300	立花左近将監様分御合力米四十俵代、但丑年分	
I	10	848.7700	松平筑前守様分百人御扶持方米五百十八俵二斗二升四合代、但寅正月と同十二月迄分	
J		576.4600	右御同所様分龜三郎殿へ二十人御扶持方米二十六俵二合代、但寅十月・十一月・十二月分	
K	2	512.7900	小笠原左〔ママ〕京大夫様分三十五人御扶持方米四十一石三斗代、但丑十月朔日と寅九月廿九日迄分	
L	2	445.2300	松平越前守様分五十人御扶持方米四十六石七斗五升代、但寅二月朔日と同七月十九日迄分	
M	5	860.4500	右御同所様分御知行米三百石代、但寅年分	
N	5	369.3700	龜井能登守様分五十人御扶持方米八十八石七斗五升代、但丑九月朔日と寅八月晦日迄分	
O		645.0000	右御同所様分御紙懸屋料、但寅年分	
P		619.4750	阿部能登守様分五人御扶持方米八石八斗七升五合代、但寅正月と同十二月迄分	
Q		70.0600	外壳物代	
R		140.4600	先納口銭銀	
S		123.2800	打銀出入過	
T	2	847.1200	入目銀	
U	3	651.6000	蔵鋪銀、但玉水町・同小路蔵・堂島浜三丁目	
V	21	668.8000	家質銀、但玉水町三ヶ所・江戸堀四ヶ所・堂島浜三丁目・同北中町・立売堀一丁目・并屎代共	
W	3	338.0600	小判売買利	
X	90	73.1850	合	A～W の合計値(利子収入を除いた収入合計)
			内	
Y	98	312.9900	小払	
Z	20	0.0000	旦那年分小遣銀	
AA	2	267.0000	京都川原町懸屋敷附道具代口々	
AB	2	229.3200	旦那京都御逗留中諸入用口々	

廣岡家文書と大同生命文書

記号	貫	匁	項目	備考
AC	6	117.6000	御祈禱料、岡本中務江	
AD	1	914.3600	旦那多賀御参詣并愛宕山御代参ニ付入用	
AE		293.6000	金比羅御代参ニ付入用	
AF		606.7000	伊勢御代参ニ付入用	
AG	6	924.0000	旦那御病氣ニ付住吉御靈宮并岡本中務ニ而御祈禱料	
AH		430.0000	御靈宮へ列年歳暮御祈禱料	
AI	5	0.0000	唐崎村平六殿、当年内野不作ニ付御難渋之由、依之無抛被遣候	
AJ	2	0.0000	季之助殿去夏方唐崎江御預ヶ置被成候ニ付、去・今年為御挨拶と被遣候	
AK	2	330.6800	御児呉服物代・茶料并給銀共	
AL	1	649.3000	栄慈殿三十三回忌ニ付於京都学諸事入用	
AM	11	840.0000	金二百兩代、尊光寺院家昇進ニ付金百兩者寄附、同百兩者取替遣候分	
AN	4	30.0000	唐崎屋宇右衛門殿賄料、但寅年分	
AO		600.0000	根来源六江合力銀、但寅年分	
AP	1	0.0000	岩善暇遣候ニ付元銀とシテ被遣候	
AQ	1	61.2500	火事道具并水鉄砲代	
AR	55	304.4900	玉水町西横堀座敷普請諸入用	
AS	70	918.9500	内六十五貫目、江戸堀一丁目大和屋新兵衛家屋敷譲り請代銀也、残五貫九百十八匁九分五厘、右歩市銀并帳切諸祝儀	
AS	14	406.2500	内一三貫目、江戸堀一丁目加嶋屋平兵衛家屋敷譲り請代銀也、残一貫四百六匁二分五厘、右歩市銀并帳切諸祝儀	
AT	29	834.0000	長州国司備後殿江極内々ニ而取替被遣候金五百兩代	
AU	7	63.4500	松平筑前守様分龜三郎殿へ二十人御扶持方初而被下置候ニ付御家中遺物入用	
AV	32	763.4700	長州御屋鋪献上物并役人中遺物振舞入用ノ高也	
AW	13	643.4400	筑前御屋鋪献上物并役人中遺物振舞入用ノ高也	
AX	12	188.2600	中津御屋鋪献上物并役人中遺物振舞入用ノ高也	
AY	1	593.7500	吉賀御屋鋪献上物并役人中遺物振舞入用ノ高也	
AZ	14	53.0400	諸屋鋪方献上物并役人中遺物入用ノ高也	
BA	6	955.0700	諸屋鋪方振舞入用ノ高也	
BB	9	688.7100	町家遺物代口々ノ高也	
BC	22	401.6800	諸道具代口々ノ高也	
BD	101	842.7300	道具代并小道具代共口々ノ高也	
BE	12	796.6700	町入用、但玉水町・江戸堀一丁目・堂島浜三丁目・同北中町・立売堀一丁目	
BF	18	361.4300	普請方入用ノ高也	
BG	9	131.5200	年中飯米代并大豆・小豆代共	

記号	貫	匁	項目	備考
BH	38	198.9500	呉服物代ノ高也	
BI	25	587.7500	薬料并參代共	
BJ	2	257.2700	京都山崎町懸屋敷西六條町入用并山崎町普請入用共	
BK	667	597.6800	ノ	Y~BJ の合計 (支出合計)
BL	577	524.4950	引残 当暮不足相成ル分	X と BK の差額
BM	1,513	322.9870	歩銀、御屋鋪諸方取替銀・入替銀并留帳・請込帳差引残而	
BN	935	798.4920	差引残	BM と BL の差額 (今期利益)
BO	24,649	79.0210	正味算用達 御屋鋪方用達銀・諸方取替銀并預り銀、差引残而取替相成候分	
BP	1,762	842.8470	古用達帳、御屋鋪方并町家共取替相成候分	
BQ	641	827.4135	御用金御屋鋪方貸付相成ル分	
BR	159	824.0900	有銀、蔵百五十貫目、戸棚九貫八百二十四匁九厘	
BS	27,213	573.3710	合	BO~BR の合計 (BQ の5弗は切り捨て、資産総額)
BT	167	757.1100	内 請込帳面分	
BU	4,105	737.6630	留帳差引残而過銀預り相成分	
BV	122	77.5000	端売金二千三十四兩二歩二朱代、兩替六十日替	
BW	22,818	1.0980	引残而	BS と BT~BV の合計の差額 (純資産)

注) 「天明二年寅極月晦日勘定目録」大同 B3-1 に基づく。記号欄、および亀甲括弧内の文字は筆者が加えたものである。

M) を計上して今期利益 (BN) を計算する形をとっている。このことは加久の経営の柱である大名貸等については、別建てで収益を管理していたことを示唆している。

BL の段階では赤字であるが、大名貸や入替両替業などから生じた利益 (BM) を含めれば、当然大幅な黒字となる (BN)。BM に出でくる「入替銀」とは入替両替からの収益を示すものと考えられる。入替両替とは、大坂米市場で取引された米切手を担保として受け取って融資を行う金融業であり、米市場に対して投資資金を供給する役割を負った。<sup>3)</sup>

残念ながら、BM の内訳は、勘定目録には示されず、「書抜」と呼ばれる基礎帳簿から読み取るほかはない。したがって、加久については明治元年度 (一八六八) 分しか分からないのであるが、それを見る限り大半を大名からの利子収入が占めている (「歩銀書抜」廣岡二三三三三六)。もっとも、最幕末の経営内容が、どの程度、それ以前の経営内容を反映しているか定かでない

表 3-2 加久の主要勘定項目

	会計年度		歩銀		当期損益		純資産	
	和暦	西暦	貫	匁	貫	匁	貫	匁
享保 9 年	1724	—	—	—	34	481.9300	144	275.6800
元文元年	1736	90	688.3000		(10)	(776.2200)	1,436	997.0800
元文 4 年	1739	261	843.3300		272	360.2300	2,798	163.7600
宝暦元年	1761	619	996.7100		562	918.0000	8,305	465.8800
天明 2 年	1782	1,513	322.9870		935	798.4920	22,818	1.0980
天保 7 年	1836	1,243	392.9000		576	570.5700	62,160	365.1610
天保11年	1840	1,121	861.0290		556	285.4790	65,397	685.2670
弘化 4 年	1847	1,096	331.2140		954	159.3040	71,652	746.1455
嘉永元年	1848	1,261	148.5670		1,076	633.3570	72,731	618.3890
嘉永 5 年	1852	1,547	65.9940		1,174	676.7540	78,193	768.7651
安政 6 年	1859	1,022	214.0300		690	214.0300	85,823	766.1370
万延元年	1860	900	443.5440		316	327.1940	86,138	103.5100
文久元年	1861	1,190	851.2070		898	201.9370	87,078	228.6100
文久 2 年	1862	1,205	744.5790		636	725.5890	87,667	851.4330
文久 3 年	1863	1,403	73.2670		854	131.3270	88,522	971.9000
元治元年	1864	1,314	236.5180		886	514.9380	90,741	385.1150
明治元年	1868	1,568	655.3140		1,509	136.1240	97,133	623.7200
明治 2 年	1869	4,098	482.2650		3,170	164.1550	99,785	312.3680
明治 3 年	1870	2,718	586.4090		2,872	258.9290	98,300	168.8700
明治 4 年	1871	3,897	278.2650		1,901	779.2450	149,701	599.7340
明治 5 年	1872	406	60.0000		(3,369)	(979.4400)	146,409	373.6560
明治 6 年	1873	1,076	641.9800		(3,807)	(723.3600)	142,224	57.8360

注) 各年度の勘定目録による。資産について、算用違を修正している場合には修正後の数値を記載。

いため、慎重な解釈が求められる。

勘定目録は続いて「正味算用」、「正味算用立(達)」などと題される勘定へと移る。対大名・対幕府貸付残高や有銀などから成る資産を計上し(BS)、そこからBT\BVの合計値を差し引くことで、今期純資産(BW)を計上している。BUに「過銀預り相成分」とあることから、BT\BVの合計値は、今日言う負債に相当すると見るのが自然であるが、内訳が不明のため断定は避ける。なお、加五の勘定目録においては右のBT\BVに相当する項目が存在しない。したがって、資産≒純資産という構成になっている。

これまで見てきたように、加久(および加五)の勘定目録は収益費用勘定と資産負債勘定から成り立っていたが、鴻池屋善右衛門(以下、鴻善)の「算用帳」や、三井家の「大元方勘定目録」などとは異なり、両勘定を突き合わせる作業はしていない。すなわち、収益費用勘定によって計算された今期利益を、前期純資産に足し合わせて、今期資産負債勘定から計算される純資産と比較するような作業は行っていない。

もっとも、天保七年度(一八三六)以降の加久

表 3-3 加五の主要勘定項目

会計年度		当期損益		歩銀		資産 (=純資産)	
和暦	西暦	貫	匁	貫	匁	貫	匁
寛政 7 年	1795					1,728	597.4900
寛政 8 年	1796	61	61.5000	61	263.4600	1,789	860.9500
寛政 9 年	1797	108	622.3440	107	605.3040	1,897	466.2540
寛政10年	1798	130	512.7900	91	892.0100	1,989	358.2640
寛政11年	1799	138	658.7580	383	123.8380	2,372	489.6980
寛政12年	1800	176	356.7740	67	603.8140	2,440	93.5140
享和元年	1801	125	700.3940	(22)	(418.9760)	2,417	669.2770
享和 2 年	1802	83	475.6700	( 9)	(916.5500)	2,407	755.1690
享和 3 年	1803	133	210.1980	63	732.6280	2,471	498.7870
文化元年	1804	110	53.9140	22	370.5140	2,493	888.4010
文化 2 年	1805	72	754.7140	(15)	(294.2060)	2,478	657.5710
文化 3 年	1806	158	869.4500	88	839.5750	2,567	528.3090
文化 4 年	1807	116	203.7480	(529)	(928.6090)	2,037	638.2780
文化 5 年	1808	122	760.5910	19	948.8500	2,057	762.2930
文化 6 年	1809	95	203.4480	(88)	(799.4870)	1,968	993.7330
文化 7 年	1810	99	272.8400	( 2)	(454.0830)	1,966	544.4910
文化 8 年	1811	197	812.3500	66	529.6200	2,033	97.4150
文化 9 年	1812	79	98.4900	(34)	(510.8000)	1,998	584.8450
文化10年	1813	106	561.9340	41	354.3140	2,040	126.9490
文化11年	1814	67	883.1800	( 6)	(300.6400)	2,033	848.4750
文化12年	1815	156	739.3100	84	848.4750	2,118	159.6650
文化13年	1816	133	841.7360	63	159.6650	2,181	536.7810
文化14年	1817	160	600.9400	70	244.9500	2,251	884.8010
文政元年	1818	111	670.8900	42	689.3100	2,294	678.1310
文政 2 年	1819	107	557.0500	31	255.2700	2,326	60.4210
文政 3 年	1820	91	28.5500	19	397.4500	2,345	495.8610
文政 4 年	1821	156	715.7400	46	59.2600	2,391	639.3810
文政 5 年	1822	88	376.2700	44	242.1700	2,347	444.6510
文政 6 年	1823	228	470.0600	(777)	(891.8400)	1,571	522.7160
文政 7 年	1824	14	97.2000	(151)	(676.9600)	1,419	907.4560
文政 8 年	1825	18	629.9700	37	506.6800	1,457	345.7160
文政 9 年	1826	27	432.5200	(21)	(429.9600)	1,435	928.0060
文政10年	1827	14	803.2000	(130)	(440.5700)	1,305	515.6660
文政11年	1828	71	351.4800	( 8)	(339.3700)	1,297	192.3660
文政12年	1829	32	395.3200	(67)	(859.5000)	1,229	358.9460
天保元年	1830	53	845.4000	(28)	(444.9700)	1,200	910.7760
天保 2 年	1831	65	63.2100	( 5)	(576.7000)	1,206	506.5660
天保 3 年	1832	80	900.6000	11	157.5400	1,217	695.0060
天保 4 年	1833	35	591.1200	(25)	(672.5700)	1,192	33.3060
天保 5 年	1834	100	4.7700	32	512.3600	1,224	568.5660
天保 6 年	1835	87	314.7900	3	707.8580	1,228	307.8040

勘定目録には、末尾に貼り紙があり、そこで上記の突き合わせ作業を行っているが、毎回差額が生じている。すなわち収益費用勘定から導かれる今期純資産と、資産負債勘定から導

かれる今期純資産が一致していない。この他、資産に占める有銀が少ないこと、負債額が小さいことなど、指摘すべき点が多いが、加久・加五の勘定目録に

ついでに分析には別稿を用意する予定であり、ここでは指摘にとどめる。

続いて両家の主要勘定項目について時系列推移を確認する。

加久については、欠損年が多いとはいえ、近世中期以降、安定して千貫目以上の歩銀収入（利子収入）があり、純資産を順調に増やしていたことが分かる（表3-2）。同家の経営の

会計年度		当期損益		歩銀		資産（＝純資産）	
和暦	西暦	貫	匁	貫	匁	貫	匁
天保7年	1836	74	25.2600		363.1100	1,228	731.6040
天保8年	1837	76	326.8350	(44)	(775.9450)	1,183	997.3840
天保9年	1838	69	863.9600	(41)	(665.6900)	1,142	364.6840
天保10年	1839	128	601.5500	53	588.8860	1,195	961.7300
天保11年	1840	46	873.8550	(26)	(140.2500)	1,169	821.7500
天保12年	1841	66	616.0600	(30)	(954.2900)	1,138	875.9000
天保13年	1842	72	113.9100	9	76.8000	1,147	951.8900
天保14年	1843	77	318.4700	31	564.6000	1,179	481.7950
弘化元年	1844	26	718.9100	17	236.5500	1,196	736.5150
弘化2年	1845	21	655.9800	(24)	(362.4400)	1,172	386.5450
弘化3年	1846	48	943.8800	(10)	(595.4600)	1,161	795.6750
弘化4年	1847	34	980.3100	(14)	(500.9100)	1,147	305.6950
嘉永元年	1848	40	320.1700	(10)	(395.6100)	1,136	924.0050
嘉永2年	1849	72	212.4870	44	796.9370	1,181	731.1200
嘉永3年	1850	56	371.1600	42	728.2100	1,224	471.4820
嘉永4年	1851	42	256.6600	11	135.6800	1,235	625.8250
嘉永5年	1852	80	284.4870	52	723.6470	1,288	349.4720
嘉永6年	1853	61	374.1700	38	620.4900	1,326	955.9820
安政元年	1854	63	255.0600	36	784.4800	1,363	759.3200
安政2年	1855	69	737.6000	44	759.1900	1,408	541.7120
安政3年	1856	59	596.6800	37	570.5900	1,446	138.1120
安政4年	1857	39	56.8200	19	95.7800	1,465	233.8920
安政5年	1858	29	731.2600	15	227.4000	1,480	461.2920
安政6年	1859	31	107.7100	10	208.3400	1,490	669.6320
万延元年	1860	25	352.6300	(6)	(60.5300)	1,484	609.1020
文久元年	1861	34	254.7300	(1)	(823.4700)	1,482	785.6320
文久2年	1862	19	269.9400	(29)	(246.3680)	1,453	539.2640
文久3年	1863	24	721.1300	(27)	(259.2600)	1,426	280.0040
元治元年	1864	22	342.5000	(58)	(916.4200)	1,367	363.5840
慶應元年	1865	22	342.5000	(53)	(884.5000)	1,313	479.8040
慶應2年	1866	3	564.7300	(120)	(855.1400)	1,192	623.9440
慶應3年	1867	69	811.5000	(108)	(484.0200)	1,084	139.9240
明治元年	1868	52	235.9600	(113)	(546.9500)	970	592.9740
明治2年	1869	2	227.5000	(238)	(434.7400)	732	158.2340
明治3年	1870	18	763.5000	(308)	(297.4000)	423	860.8340
明治4年	1871	32	407.6000	(39)	(765.7700)	384	95.6040

注) 表3-2に同じ。

柱であった大名金融の堅調さを物語っている。近世期では唯  
一、元文元年度（一七三六）が赤字になっているが、これは  
元文改鑄による差損を処理したものの（古銀で貸与した分が、  
新銀で返済されたことによって生じた損失を計上）であって、  
経営上の蹉跌ではない。

一方、加五は歩銀収入が不安定であり、特に幕末期には慢  
性的な赤字経営で資産を食い減らしていくような状況にあっ  
たことが分かる（表3-3）。これに対して、本家からの援助  
もあったようで、寛政一年（一七九九）には加久の債権の  
一部が譲渡されている他（寛政十一年未極月晦日勘定目録）  
廣岡一〇・一六・七・五・一・一、嘉永三年度（一八五〇）以降は「本  
家賄料」として毎年銀一〇貫が加五の収益に計上されてい  
る（嘉永三年庚戌十二月晦日勘定目録）大同B三・一・九）。  
しかし、慢性的な赤字経営に変わりはなく、明治七年度（一  
八七四）に加久に吸収される形となり、加五単体での勘定を  
行わなくなる。

加五も、本家と同じく大名金融を経営の柱とした家である  
が、本家と分家で業績にここまでの差があったことは興味深  
い。貸付の技術を共有するだけでは埋められない差があった  
ことを意味しているため、今後詳細に分析を加える必要がある。

なお、加久・加五ともに近世期において支店を設けた形跡  
はない。このことから、商業金融ではなく大名金融に特化

した経営であったことを窺せる。

### 三二 加久の経営内容変化

創業以来、順調に資産を増やした加久であるが、経営内容  
は時代と共に変化していた。先に指摘した通り、創業期には  
大名金融を行った形跡はなく、米取引を中心としていたと考  
えられる。享保一五年（一七三〇）八月に、江戸幕府が堂島  
米市場を公認し、翌一六年には主立つ米仲買五軒を米方年行  
司に任命し、市場の監督に当たらせているが、この内の一軒  
に加久が名を連ねている<sup>(3)</sup>。この頃には米仲買の顔役に成長し  
ていたことを示唆していると同時に、加久が米仲買として身  
を起こしたことをも示唆している。

享保一一年（一七二六）には、大聖寺藩の蔵元を請け負っ  
ていたことが分かっており（「大坂え御廻米御支配覚」大同  
B八・四九）、元文元年度（一七三〇）、同四年度の勘定目録  
には、収益勘定に「蔵米売買口銭」、「登米口銭」の項目が見  
え、蔵元としての性格が始める。また、歩銀の計上も始ま  
っている。宝暦元年度（一七五一）の収益勘定には筑前藩の  
合力米、中津藩からの口銭が計上され、蔵元商人として金融  
上の用達を勤めている様子が鮮明になり、歩銀収入も六〇〇  
貫を超えている。

宝暦一一年（一七六一）の大坂市中御用金では、三井八郎

右衛門、鴻善らと並び最高額の五万両を負担していること  
から、一八世紀中期には、大坂金融市場を代表する豪商へと  
成長していたと言える。先に紹介した天明二年度（一七八二）  
の勘定目録・収益勘定には、米売買を想起させる項目がない  
ことから、この頃には大名金融に特化していたと考えられる。<sup>⑦</sup>

加久は米取引に従事する商人として身を起し、十八世紀  
以降、次第に大名の蔵米を扱う蔵元としての性格を強め、そ  
の関係性を足がかりに、一八世紀中期以降、大名金融に特化  
していったと考えることができる。

もっとも、その道程は決して平坦ではなかった。とりわけ  
享保期（一七一五―一七三五）は厳しい局面を迎えていたこ  
とが分かっている。例えば、享保二年（一七一七）年一二月  
には、妙古（亀、二代加久後家）が、油屋四郎兵衛より銀一  
七〇貫を借銀している（「請負申屋賃銀之事（加嶋屋龜家屋  
敷売り渡しにつき）」廣岡二三五〇―一七）。また、享保四年  
（一七一九）には、玉水町の居宅二ヶ所を売却しているが、  
年限付きで継続して居住することを認めてもらっている（「一  
札之事」廣岡一三二五〇―一六）。

この間の経緯について、享保三年（一七一八）に家督を継  
いだ四代加久（吉信・喜西）の遺書（宝暦三年（一七六三）  
作成）に記載があるので、該当箇所を抜粋して掲示する（史  
料三一―一）。

享保期の危機を経て、大坂を代表する豪商へと成長した加  
久であるが、他の豪商と比べた場合の位置づけについて、今  
後検討がなされなければならない。今試みに鴻善の天明二年  
度の純資産額を見ると、一万九千三百十三貫弱であり、前掲  
表二に見た加久の純資産額二万二千八百十八貫余がこれを上  
回ることが分かる。

しかし、どのような基準で資産を計上するかは商家によっ  
て異なる。例えば鴻善の決算簿「算用帳」については、純資  
産に相当する金額を算出した後に一定の加除が加えられたり  
（その事由も一定しない）、土地・家屋などの不動産が資産に  
計上されなかったりと、実態と乖離する面があったことは安  
岡重明が指摘する通りである。<sup>⑧</sup>

とりわけ、大名貸商人の資産において大半を占める対大名  
債権については、回収の見込みがなければ資産計上をしない  
という選択肢もあるため、帳簿作成者がどの程度保守的に債  
権の性質を見極めるかによって、自ずと資産額は変わってく  
る。したがって、勘定目録の数値を鵜呑みにした安易な比較  
は慎むべきであるが、加久の資産総額の絶対値が巨額である  
ことは強調しておかねばならない。

### 三一三 奉公人・別家制度

久右衛門家の元禄・宝永期の奉公人請状がまとめ、文書

群中の最古の部分なす。<sup>(10)</sup>「自分売買」や「俵物」持ち逃げが禁止されており、大名貸に本格的に進出する以前の事業をうかがわせる。親・請人などの居所は玉水町・天満・玉造・土佐堀・七郎右衛門町・浄国寺町・内本町など、大坂市巾着が主で、鹿塩村・小野村など、九兵衛家（東難波村）の方面もわずかにみられる。

大名貸を主とする両替商として確立した以降については、奉公人請状・別家証文や、奉公人統制関係などが若干存する。どちらの家か不明なものが多い。久右衛門家の手代数は不明だが、五兵衛家は大同生命文書中にある宗旨人別帳から、一九世紀初頭に当主・家族・下人（手代含む）・下女合わせて二四名とわかる。<sup>(11)</sup>両替商は多数の従業員を必要としない業種であった<sup>(12)</sup>、久右衛門家もそれほど大きくは違わなかったのではないか。

暖簾分けの際の証文類では、<sup>(13)</sup>別家料は一律五〇貫目と多額で、子は出勤させるとあり、暖簾内の結合志向が非常に強い。本稿では特に興味深い、手代の昇進規定と、下男の別家の文書を紹介する。

史料三二一は、手代の昇進・昇給の規定で、残念ながら年代不明である。二四年目の支配人昇進など、昇進・昇給は勤務年数に応じ機械的である（目安を記すのかもしれない）。

「子飼（子育）」と「中年」の別があり、後者は昇給の上限が

低い。元服前からの住み込みに加え、中途採用の制度があり、両者は区別されていた。「子飼」は支配人昇進後「別家」となり、「中年」は「休所」が許可されて「中年別家」になるものと思われる。「別家料」五〇貫目は「屋敷方」で運用すると定められる。これはおそらく本家の大名貸部門で、別家独自の事業経営は想定されず、本家の大名貸に加入する仕組みであったのだろう。同じく大坂を代表する大両替商・鴻池を想起させる制度である。<sup>(14)</sup>

「休所」の名目で別家を許された証文は一点のみであるが、これは喜代という五兵衛家に奉公した女性が出したもので、別の文書から「町内向女名前難相成」ため奉公人の徳蔵を養子とし、後に徳蔵が故郷に帰ると、奉公人徳助と奥向きの女中ちうを養子とし、娶せて家を継承させていて、<sup>(15)</sup>女性の別家として中年別家の制度を援用したものかとも思われる。

史料三二三①・②は、文化六年（一八〇九）九月、奉公人の清治（清次）が「宿遣」を許された際の文書二通。①は店（久右衛門家か五兵衛家かは不明）に出したとみられ、屋号としては中村屋を称し、以後も店に「出入」し、用を務めると誓う。元手銀三〇〇目のほか白米・味噌・薪・炭<sup>(17)</sup>という下賜品は、手代のそれとは隔絶している。②では、同じ屋号を名乗る恒七なる人物に「御世話」になることが述べられる。この恒七が廣岡家に宛てた別の文書では、自身の宿入につい

て「宿持被為仰付難有、則御出入中村屋友七ヲ親分ニ仕」と述べている。<sup>(19)</sup> 中村屋友七の「名跡」を、やはり元手銀三〇〇目他を下賜して他の奉公人に相続させている事例があり、別の店則に「下男宿持之者」の使役規定がみえる。<sup>(20)</sup> 廣岡家にとめた下男たちにも別家を許し、親分子分関係で編成して引き続き出入りさせる制度があり、下賜品や屋号において手代と区別されたものであろう。これはかなりユニークな事例といえよう。<sup>(21)</sup>

- (1) 加久・加五とも、現存最古の勘定目録から一貫して、決算は十二月晦日締めで、翌年正月に手代が連署でこれを改める形式をとっている。したがって、史料目録上の史料作成年と会計年度がずれることになるが、本稿では会計年度をもって呼称・識別する。
- (2) 前述の通り、加五が創設されたのは寛政一〇年（一七九八）四月であるが、勘定目録は、寛政八年度分から残存する。この理由は不明である。
- (3) 米切手と入替両替について詳しくは、高槻前掲書、第四章・第五章を参照のこと。
- (4) 明治元年度以降は金百両に変更される。
- (5) 「浜方記録」本庄栄治郎編『近世社会経済叢書第二巻』改造社、一九二六年、二二～二二頁。
- (6) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局、二〇

〇二年、第一章、「草間伊助筆記」（大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会、一九一一年）。

- (7) 中津藩と萩藩については、明治に入るまで蔵元を務めていたことが分かっており（「中津蔵」判書帳（買請米書上）「大同B八―八九」、「長州藩」判書帳（買請米書上）「大同B八―二四」、完全に米取引から足を洗ったわけではない。両藩は加久にとって重要な融資金先でもあり、大名金融の一環として蔵元を務めていたと考えるべきである。

(8) 「算用帳」（大阪大学経済史・経営史資料室「鴻池善右衛門家文書」紙焼き史料一〇七七）。

(9) 安岡重明『財閥形成史の研究（増補版）』（ミネルヴァ書房、一九九八年）二一～九一頁。

(10) 「請状之事」（廣岡二三―一六―四）など。

(11) 「宗旨人別控」大同B二―一六。

(12) 三井の大坂両替店（高麗橋三丁目、一族の邸宅は付属しない）では、天保末から幕末まで、手代と下男合わせて二〇名前後で推移した（「宗旨人別帳」三井文庫所蔵資料 別一七―一〇）。

(13) 「御請一札事」（廣岡二三―一―二）など。

(14) 安岡前掲書。むろん時期による変化はあろう。現存する別家証文群では、五〇貫目を「元手料」とする（廣岡二三―一―一―二、ほか）。

(15) 文化八年「一札之事」（廣岡六―四―一―三七）。「普請料」として銀二〇枚、「御家号」、夜着・蒲団が支給されている。

(16) 「書附ヲ以御願奉申上候」(廣岡六一四一一五五—二一五—

二二)・「乍憚書付ヲ以御頼奉申上候」(廣岡六一四一五七—二二二)。

(17) 他に廣岡六一四一一三—三、廣岡一〇一五三、廣岡一〇一六—二四、廣岡三三—一—二—九など。

(18) 文化一四年(二八一七)「乍恐口上」(恒七より「御世帯方」宛、廣岡六一四一一五六—二)。

(19) 文化一二年(二八一五)「一札」(廣岡六一四一一三—三—一—二)。

(20) 文政四年(二八二二)「店方申渡之定書」(廣岡六一四一—六—一)。

(21) 三井では台所方の下男の別家は、明確に確認はされていないが、別家の互助組織に与えられた式目に「手前よりも軽き下男など宿入致もの」(享保九年・三井高房「始末相統講式目」三井文庫所蔵資料、統二八四〇)とみえ、あるいは初期には存在していたかもしれない。

## 四 廣岡家の大名貸経営

### 四一 加久と加五による融資先の分担

入替両替などいくつかの業務を兼ねていたが、なかでも大名金融は、廣岡家の経営における柱である。そのため、今次発見された廣岡家文書のなかにも、大名金融に関係する史料

が多数確認できる。

一方で、既に述べられているように、本家の久右衛門家だけでなく、分家である五兵衛家も独立した経営体として、本家とは別に大名貸経営を営んでいる。廣岡家文書には、加久と加五それぞれの大名貸経営にかかわる史料が混在しているため、個別史料の利用にあたっては、加久と加五いずれのもののかを注意深く検討する必要がある。しかし幸いにも、融資先となる大名家(藩)の相違から、それが加久の大名貸経営にかかわるものなのか、あるいは加五のものなのかをある程度類推することは可能である。というのも、両家の融資先は重複が少なく、棲み分けがなされていたと考えられるからである。ただし、廣岡家の大名貸経営にかかわる史料には、一部を除いて、経営管理上の基幹的な帳簿類がほとんど現存していないため、加久と加五の融資先について、具体的な内訳を示すことは現時点では困難に属する。

そこで有益な手掛かりとなるのが、廣岡家と諸大名家との間で行われた扶持米や知行米等の授受である。廣岡家との継続的な融資関係を望む諸大名家は、廣岡家に対して扶持米や知行米を供与することによって、同家との関係を深めようと努めた。加久及び加五それぞれの勘定目録には、両家が受領していた扶持米や知行米などの内訳が個別の大名家ごとに列記されているので(表3-1を参照)、これらの情報が両家の

表 4-1 天保 7 年度加島屋久右衛門家における扶持米等収入

(単位：貫)

藩名	金額 (銀)	内訳
萩藩	36.475	知行米146石、合力米250俵、掛屋料
福岡藩	65.847	扶持米363石 5 升、扶持米64俵、扶持方米172石
中津藩	61.452	知行米900俵、扶持米26石、合力米100俵、差米291俵
津和野藩	35.823	知行米120石、扶持米26石、紙蔵元口銭
高槻藩	1.553	合力米25俵
尾張藩	2.725	扶持米26石 5 斗 5 升
高崎藩	11.307	知行米157石 5 斗、扶持米28石 8 斗 8 升
仙台藩	13.459	歳末米400俵
高松藩	2.025	合力米30俵
関宿藩	0.374	扶持米 4 石 4 斗 2 升 5 合
津山藩	2.722	被下米100俵
鯖江藩	0.698	扶持米19石 2 斗

出典) 「天保七申年十二月廿九日勘定目録」廣岡12-41-2

注 1) 金額は表章単位小数点第 3 位未満 (匂以下) を四捨五入した。

表 4-2 天保 7 年度加島屋五兵衛家における扶持米等収入

(単位：貫)

藩名	金額 (銀)	内訳
延岡藩	0.425	知行米230石之内諸入用差引残
尼ヶ崎藩	0.318	扶持米 4 石 4 斗之内諸入用差引残
佐賀藩	6.333	知行米120石・扶持米37俵 2 斗 4 升之内諸入用差引残
津和野藩	0.553	扶持米 7 石 7 斗之内諸入用差引残
淀藩	3.951	扶持米60石 3 斗 4 升 3 合之内諸入用差引残
高知藩	0.403	扶持米 6 石 5 斗 9 升 1 合 5 夕之内諸入用差引残
佐土原藩	0.703	合力米 8 石之内諸入用差引残

出典) 「天保七年丙申十二月廿九日勘定目録」廣岡10-27-2

注 1) 金額は表章単位小数点第 3 位未満 (匂以下) を四捨五入した。

融資先を推定するために参考となる。  
表 4-1 は天保七年 (一八三六) 度の加久分の勘定目録、表 4-2 は同年度の加五分の勘定目録、それぞれに記載されていた扶持米等の収入及びその内訳を列記したものである。

二つの表を対照すると、津和野藩を除き、重複する藩名は確認されない。この点からも、加久と加五の融資先が相互補完的な関係にあったことを確かめることができる。

また、収入額からのみ単純に判断すれば、加久と特に関係が深かったと考えられるのは、萩藩・福岡藩・中津藩・津和野藩、加五では佐賀藩・延岡藩などが挙げられる。これら六藩との扶持米授受関係は、この年度に限らず長期にわたって継続していることも特徴的である。残存する勘定目録を辿っていけば、福岡藩と中津藩からは宝暦元年 (一七六一) 以降、萩藩と津和野藩からは天明二年 (一七八二) 以降、延岡藩からは寛政八年 (一七九六) 以降、佐賀藩からは寛政一二年 (一八〇〇) 以降、それぞれ幕末に至るまでほぼ毎年、扶持米等を受領していることが確認できる。

たとえば、加久と関係のあった諸藩のうち、津和野藩に関しては同藩の特産品である石州半紙販売の蔵元を務めたほか、萩藩と中津藩に関しては明治

初年に至るまで蔵元を務めている<sup>(2)</sup>。以上は一例であるが、これら六藩が、廣岡家の融資先となった諸藩（大名家）のなかでも、長期にわたって深い関係を築いていたことは想像に難くない。勘定目録に記された扶持米や知行米等の情報からは、加久と加五それぞれの融資先を判別できるだけでなく、その関係性の深さをうかがい知ることも可能である、ということ併せて指摘しておきたい。

#### 四二一 大名貸経営史料群の概観と特色

以上を確認したうえで、まず、今次発見された廣岡家文書のうち大名貸経営にかかわる史料群の概要と特色を簡単に述べておきたい。最初に指摘しておかなくてはならないのは、取引の具体像を復元できる経営帳簿類、あるいは、融資にかかわる藩側との交渉記録類などはあまり現存しないことである。この点、同じく大坂の大名貸商人の筆頭に立つ鴻池善右衛門家の文書群と比べてやや残念ではあるが、一方で、諸藩との交渉・通信において実際に用いられた手紙や願書などの文書類、あるいは、融資にかかわる実際の契約証文など、いわゆる「一紙文書」が数多く残されている。これらの史料には、大名貸商人としての廣岡家と借り手である大名家との関係性を示唆するもの、とくに、大名家側の内情をうかがい知ることができる、あるいは、大名家にとって廣岡家のような

大坂の大名貸商人がどのような位置にあったのかを考察することのできる好史料も多い。

そのうち、いくつかの藩については、同じ案件にかかわる史料が比較的まとまって残されている。加五の融資先であった延岡藩を例に挙げれば、「享和元年九月 延岡対談一件書もの入」と墨書された和紙製の袋（廣岡二一八―）のなかに、寛政末年から文化期にかけて、延岡藩役人と加島屋側の交渉・通信に関わる綴や一紙文書などが八〇点近く一括して封入されている。これらの史料は恐らく、ほぼ同時代に整理・分類を施されていたものと思われる。分量的にいえば、延岡藩のほか、佐賀藩や萩藩、中津藩（後述）などの史料は、比較的まとまって残されている。

たとえば、萩藩は明和七年（一七七〇）に加久を「大坂留守居格」に任命するなど特に加久との間で深い関係を築いた<sup>(3)</sup>が、廣岡家文書のなかには同藩の「撫育方」とのやり取りを示す史料が散見される（廣岡二三一〇四―一〇七、二三二―一四一、一三一―一四六―一四七などの単位）。撫育方は、藩主直裁の特別会計として宝暦一三年（一七六三）に設置され、検地によって新たに把握された新田からの年貢米収入を独自に管理・運用し、領内の新田開発などの資金を供給したことなどが知られる<sup>(4)</sup>。安永三（一七七四）には、撫育方から廣岡家（加久）に対して、領内の「開作」（新田開発）に必要な

資銀の融資を依頼した書類が残されているほか（「内密寛（御國中開作につき、久右衛門へ出銀を要請）」廣岡一三一—四七二）、安永八年（一七七九）には逆に、撫育方から加久への利子付きの預銀が行われたことを示す史料も何点か確認できる（「証文（撫育銀一五〇〇貫目お預かりの儀につき）」廣岡一三一—四一—三三四など）。このほかに、淀藩の調達積（廣岡単位六一六に分類された一連の史料）、高崎藩の融通積立講（廣岡単位一三二—一三〇三に分類された一連の史料）に関する史料も比較的まとまっている。

#### 四—三 中津藩財政関係史料の伝来経緯

そしてもっとも特筆されるのが、中津藩財政にかかわる諸帳簿を中心とする史料群である。後述するように、中津藩が廣岡家（加久）に対して同藩の財政改革に協力することを依頼したことに伴い、中津藩役人から加久に対して提出されたものと考えられる。具体的な分析の途上であるため断定は控えるが、本史料群は中津藩の財政を総覧しうる可能性を秘めており、この点で稀有な価値を有している。

個別の史料は、基本的に年度ごとに一括されており、「御類談帳面入」などと墨書された木箱に入れて保管されていた。天保一二年（一八四一）を嚆矢に明治三年（一八七〇）まで、一部欠年（天保一三年〔一八四二〕、同一四年〔一八四三〕、

嘉永四年〔一八五二〕、慶應元年〔一八六五〕）明治元年〔一八六八〕を除いて、まとまって残存している。一定期間内ではあるが、比較的連続して存在しているため、経年の変化を辿ることができる点も貴重である。

このような中津藩財政にかかわる諸帳簿類が、なぜ加久側に存在しているのかについては、明確な理由を示す史料は今のところ発見されていない。しかし、天保一二年分の諸帳簿類とともに木箱に一括されていた、中津藩役人から加久に宛てた書状（史料四—一）から伝来の理由を推測することができる。<sup>(6)</sup>長文にわたるため、部分ごとにその内容を確認してきたい。

まず史料の序盤部分では、中津藩の財政状況とこれまでの加久との関係が記されている。ここでは、「縁辺事」や「類焼・御手伝」などの不慮の出費により、中津藩財政が窮乏していること、そのたびごとに加久からの「多分之御出金」を受けできたこと、過去に幾度か「暮方改革」を企てており、「去ル西年」（恐らくは天保八年〔一八三七〕と推測される）にも加久の協力を得て同様の改革を行おうとしたものの失敗に終わったこと、などが述べられている。「御店方ニ対し何共面目無之一言之申訳無御座候」という一文は、中津藩役人と加久との関係性を象徴する文言として興味深い。

この後、中津藩は天保八年以降も独自に財政改革を進めよ

うとしていたようであるが、これも順調とは言えなかったようである。その要因が「江戸借財」にあることが、中盤部分の記述から判明する。ここでは、「江戸借財」がいずれも高利であること、その借用先も寺社名目金や町人身分の「小前之金主」などであり、彼らに対して利下げの交渉や返済猶予の措置を行うことは難しいことが述べられている。「江戸借財」にかかわるこれらの諸点は、逆にいえば、大坂の巨大大名貸商人である加久からの債務とは対照的な特徴であったと考えることができる。加久のような大坂を代表する商人からの借用・債務が、借り主である藩側にとっていかなる意味を持っていたのかを示すものとして注目することができる。

こうした「江戸借財」に対処する代替的な金融手段を持たなかった中津藩は、再び加久に対して財政改革への協力を依頼することになった。終盤部分では、中津藩役人が来坂したうえで、同藩財政の「改革仕法并借財高等之帳面類」を加久側に提出するので、これらの書類を基に財政改革の完遂に向けて「聊無御服臈御指図」して欲しい旨が述べられている。「御指図」という語によって、中津藩役人が加久に対してどのような協力を期待していたのか、具体的なところは詳らかではない。しかし、本史料が、天保一二年の表記がある帳簿類や文書類とともに木箱に一括して保管されていたこと、そのなかに来坂時に提出された「帳面類」の目録もあり、そこに

記載された帳簿名が現存する諸帳簿とおおむね合致すること、などの事実から、現存する諸帳簿類がこの時に提出された「改革仕法并借財高等之帳面類」であると考えてよい。

以上の事実を踏まえれば、廣岡家文書のなかに中津藩財政にかかわる諸帳簿がまとまって伝来した理由は、加久側と長期にわたる深い関係を有していた中津藩が、同藩の財政改革について加久からの協力を得るための参照資料として、同藩役人から提出されたからだと考えることができる。中津藩側からみれば、こうした藩財政にかかわる諸帳簿を提出し、藩財政の情報を開示することによって、加久に融資の継続を納得してもらうことを意図したのではないかと推測される。

この天保一二年以降提出された中津藩財政にかかわる諸帳簿には、国元だけでなく江戸藩邸や大坂・京都の蔵屋敷などを含めて、藩庁内の各部局単位の支出が記されており、中津藩財政の全体像を捉えながら、その詳細にも踏み込むことができる<sup>(3)</sup>と期待される。近世の藩財政は、部局ごとに会計を持つことも多く、近代財政のようにすべての収支を総覧しうる財務会計制度、いわゆる予算上の「完全性の原則」「統一性の原則」が確立していない場合が一般的である。恐らく、同時代であっても藩財政全体の会計を把握することは困難であったと考えられる。こうしたなかで、中津藩財政において会計全体を総覧する試みがみられたこと、その契機として廣岡

家（加久）のような大名貸商人の存在があったことは注目し値する問題であろう。

#### 四一四 中津藩財政関係史料の特長

それでは、この中津藩財政にかかわる諸帳簿類の特長について簡単に述べておきたい。まず指摘しておきたいのは、各年度必ず提出帳簿の目録が添付されていることである。こうした目録が存在することの利点は二つある。

一点目は、実際に提出された帳簿を年度ごとに復元できることである。これによって、実際に提出はされたが現存しない帳簿、逆に、提出されていないのに現存する帳簿をそれぞれ特定することが可能である。後者については、その時点で提出されなかったが後日提出された可能性や、他の年度や機会に提出されたものが偶然混在した、あるいは意図的に統合された可能性などを考えることができる。

二点目は、帳簿間の関係構造が復元しうることである。目録のなかには、特定の帳簿に対して他のどの帳簿が附属・添付するのかが明記されている場合がある。このことは、提出された複数の帳簿が系統立てられていたことを示唆している。**史料四一**は、安政四年（一八五七）の目録について、冒頭部分を抄出したものである。

ここからもわかるように、安政四年に提出された帳簿類は

系統立てられており、総括帳簿六点とそれに附属する帳簿二〇点とで構成されている。この年度の目録には、全部で二〇点の帳簿名が記されているが、現存するのは一九点である。現存する帳簿の内容を実際に照らし合わせていくと、確かに、目録に記されたような総括帳簿と附属帳簿の対応関係が認められる。この附属帳簿の存在が、中津藩財政に関して、全体像を捉えながら詳細にも踏み込むことができると期待される所以である。

一方、総括帳簿もいくつかの種別があるが、その構成は必ずしも一様ではなく年次によって異なる場合も多い。しかし、各年度共通して存在しているのが、**史料四一**に掲げた総括帳簿Aに類する帳簿である。年次によって名称は若干変化するが、基本的な内容は同一である。この系統の帳簿からは、中津藩の当該年度の歳入出予算及び債務を概観することが可能であり、中津藩財政を分析するための基本史料となる。

他方、一部年度に限られるが、予算だけでなく、前年度支出の決算結果を示した総括帳簿が存在していることは刮目される。たとえば**史料四一**については、総括帳簿Bがこれにあたる（この帳簿以外に、国元の支出決算の結果を示した総括帳簿もある）。予算とはあくまで収支の計画を示すものである以上、財政の実態を分析するのであれば、収支の結果を示した決算の値を用いる必要がある。加えて、予定外の支出

によって財政悪化に陥ることの多い近世の藩財政では、決算の結果により注目すべきであることは贅言を要しない。従来の藩財政研究では、予算と決算の差異に関してほとんど分析が及んでいなかったが、これはひとえに史料の制約によるものであるといえる。<sup>(8)</sup>これらの点で、予算帳簿と決算帳簿が同一年次において併存することは極めて貴重な事例である。

以上みてきたように、藩財政の全体像と詳細について連続的变化を追うことができるという点、さらに、予算だけではなく支出決算まで分析することができるという点、この二点において、中津藩財政にかかわる諸帳簿は、従来の藩財政研究の水準を一段階引き上げることのできる可能性を持っている。廣岡家文書のなかに現存する中津藩財政関係史料は、他に類例のない好個の史料群である、ということができよう。

- (1) 高槻泰郎「近世中後期大坂金融市場における「館入」商人の機能」『日本史研究』第六一九号(二〇一四年三月)、一〇一〜一〇二頁。

- (2) 「(中津蔵)判書帳(買請米書上)」大同B八八、「(長州藩)判書帳(買請米書上)」大同B一二四。

- (3) 森泰博『大名金融史論』大原新生社、一九七〇年、一六〇頁。伊藤昭弘『藩財政再考』清文堂、二〇一四年、一五一〜一七九頁。その他、茶の湯を通じた関係については、第七章も参照。

- (4) 萩藩の撫育方については、三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』マツノ書店、一九七七年(初版は一九四四年)を参照。

- (5) 安政二年分に関しては、大同生命文書のなかに現存している。

- (6) 史料中に差出や宛所は記されていない。唯一「二月二十七日」という月日のみ記載されている。

- (7) 田中誠二『萩藩財政史の研究』塙書房、二〇一三年、二八七〜三二五頁、伊藤昭弘「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」『歴史学研究』第第八五号(二〇一一年一〇月)、六八〜七五頁。

- (8) 伊藤昭弘が整理した各藩財政収支の一覧表においても決算の結果が判明する例は少ない(伊藤『藩財政再考』一一頁)。

## 五 廣岡家と明治維新

すでに述べられてきたように、加島屋久右衛門は、近世期に大名貸を中心に行う両替商として身代を築き上げ、その後、明治二年(一八八八)には加島銀行を設立した。この間、特に明治維新期には、銀目廃止、廃藩置県、藩債処分など様々な改革が断行されているが、では加久の場合、幕末維新期の変動をどのように乗り越え、銀行・保険業を担う近代的な資本家へと転身できたのだろうか。本節では、①藩債処分への対応、②為替方就任、という二つの事例に即して、い

くつかの史料を紹介する。上記の問いへの答えを展望することとで、廣岡家関連史料が有する学問的価値を説明することに替えたい。

### 五― 藩債処分への対応

廣岡家文書中に存在する明治維新期の史料で最も特筆すべきは、加久の大名貸債権に関わる史料が体系的に存在することである。これは、藩債処分に対応する形で過去の債権債務関係を加久が整理し直した事情による。概略を記せば、以下のような流れとなる。

明治四年（一八七一）七月一四日、廃藩置県の詔書（太政官第三五〇号）が出され、すべての藩が廃止された。これに伴い、知藩事として引き続き藩政を担っていた旧藩主家は、一両日中に免官となった。結果として、維新政府が全国に官員を派出して直轄県政を営むようになるなど、廃藩置県の政治的意義は大きい。同時にこれは、京坂両替商を中心とする大名貸商人にも破局的な影響をもたらした。それまで大名貸商人は、年貢米や領内特産物などを引当として資金貸付を行うことが多く、廃藩置県はその引当の追加的な供給を不可能としたのである。また、そもそも大名という身分も藩という統治機構も消失したために、旧大名に対する債権はどう再定義されるのか―大名に対する貸付は大名個人の債務なのか、

それとも藩政を担う統治機構の債務なのか、前者なら返済は可能なのか、後者なら旧藩の債務は貸し倒れとなるのか、その損害賠償を新政府は保証するのか、といった諸問題を惹起した。

大名貸商人にとって幸いなことに、同年一月二七日に県治条例（太政官第六二三号達）が発せられると、藩債の処分問題は府県に引き継がれることとなる。大阪においても翌二月、大阪府が藩債取調を行い、その後、明治五年四月、同府は追頼の布達を発していることが廣岡家文書からはうかがえる。<sup>33</sup>これはあくまでも、大阪府が府内の商家に対して、貸付先大名家・貸付期間・貸付額などを調査したもの過ぎないが、各府県からこのようにした調査報告を受けて、大蔵省は抜本的な解決を図った。

それが、明治六年三月二五日に発せられた新旧公債証書発行条例（太政官第一一五号布告）である。当条例により、弘化元年（一八四四）から慶応三年（一八六七）までの藩債は、無利息五〇年賦の旧公債に、明治元年（一八六八）から同五年（一八七二）までの藩債は年利四％・二五年賦の新公債に切り替えることが定められた。他方で、弘化元年以前の古債や、旧朝敵藩に対する宿債などには公債が発行されなかった。そのため従来の研究では、藩債処分の過酷さを説明し、多くの藩債が棄捐されて、両替商などの大名貸商人は近世期の蓄

積を近代以降に引き継ぐことができなかつたとされている。<sup>(4)</sup>

その一方で、藩債処分過程において、明治国家が旧来の債権債務関係を認め、さらに藩債の一部を国家の債務として継承した意義も、積極的に認められるべきであろう。<sup>(5)</sup>

いずれにせよ、このような経緯ゆえ、大名貸商人は、大坂府・大蔵省からの指示に基づきながら、自身の債権の認定のためにその記録を各自で編集して提出する必要があったのである。

それを表すように、廣岡家文書には、大名貸の借用証文原本や写しが藩ごとに括られるなどの形で体系的に残されており、<sup>(6)</sup>その多くは包紙や朱書などを通じて維新时期に整理し直された形跡が確認できる。たとえば、旧小田原藩の借用証文が収められた袋には、「明治四未年十月改／小田原蔵御用達新古証文／『御採用ニ不相成候分』と書かれており、明治四年一〇月に同藩の借用証文をひとまとめにしたこと、これらは公債として採用されずにそのまま廣岡家に原本が残されたこと、が判明する。

そして、同時代的にそれらの個別証文の原本―すなわち未返済の貸付残高に相当―を整理し、簿冊上に編綴したものが、「川上公総督御取調分御布告前之処」である。<sup>(8)</sup>当史料は、明治五年四月時点での大名貸債権を書き上げたもので、新旧公債証書発行条例（明治六年三月）までの間に作成されたも

のと思われる。そのため、加久が整理の基準としている年代区分は、新旧公債証書発行条例における古債・旧公債・新公債の区分とは若干異なる。

史料五―一は、そのうち山口藩の部分のみを抜粋したものである。大名家ごとに、債権をA期・天保一三年以前（一八四二）、B期・天保一四年～慶応三年（一八四三～六七）、C期・明治元年～明治五年四月（一八六八～七二）に分類したうえで、証文一件ごとに金額を記載していることがわかる。近世期の債権は銀建て（貫―匁―分）で算定されているものの、銀目廃止後の明治期の債権は金建て換算（両―分―朱）となっている。史料中に見える信五郎は分家・五兵衛家の当主であり、七郎兵衛・万七の両名は加久の手代である。廣岡久右衛門名義ではなく、分家や別家・手代の名義で借用証文を作成することがあり、それらは経営体としての「加久」に組み込まれていた。<sup>(9)</sup>

表にまとめると、表5―1のようになる。旧幕府・大名家・旗本など計五三家に対する債権が書き上げられている。大坂両替商の中でも、大名貸に特化した最上位の商家だけあって、<sup>(10)</sup>貸付先も貸付額も多様多額にのぼる。ただし、これは加久が債権を有する、あるいは債権を有したことがあるすべての諸家を記したのではない。大同生命文書には、新旧公債証書発行条例以後の明治六年六月に作成されたと思われる簿冊も

表 5-1 加島屋の大名貸債権 (明治5年4月時点)

番号	貸付先	貸付残高		
		天保13年以前 (A 期)	天保14年～慶應3年 (B 期)	明治元年以降 (C 期)
1	仙台藩	6,327貫706匁	2,299貫220匁	86貫目
2	中津藩	4,244貫649匁 158両3歩2朱	1,529貫269匁	39,587両
3	豊津藩	3,600貫95匁	2,422両1歩2朱	2,000両
4	高崎藩	2,182貫54匁		26,000両 363貫864匁
5	山口藩	700貫目 米7,660石	7,439貫791匁	20,000両
6	鹿児島藩	1,154貫480匁		
7	福岡藩	979貫397匁	50,279両1歩2朱	56,200両
8	柳川藩	766貫400匁	1,078貫400匁	
9	亀岡藩	417貫413匁		850両
10	久留米藩	401両1歩2朱 米273石1斗3升		
11	宇都宮藩	194貫543匁	326貫816匁	
12	日出藩	171貫321匁		1,925両
13	津和野藩	1,271両3歩2朱	8,060両2歩2朱	14,352両
14	田中藩	82貫635匁		
15	弘前藩	56貫242匁		
16	壬生藩	49貫496匁		
17	高知藩	40貫284匁	108貫407匁	20貫目
18	鯖江藩	36貫目	368貫655匁 1,855両	
19	津藩	31貫910匁	1,462両	170両
20	藤堂宮内 (名張藤堂家)		30貫301匁	
21	小田原藩	31貫487匁		2,091両3朱
22	岡藩	428匁		
23	名古屋藩		27,275両3歩2朱	21,680両
24	渡辺氏 (名古屋藩家老)			600両
25	福井藩		12,436両1朱	
26	明石藩		1,100両 1,410貫目	8,700両
27	淀藩		754貫577匁	
28	姫路藩		413貫320匁	3,522両
29	上田藩		270貫64匁	240両
30	山形藩		177貫743匁	
31	関宿藩		153貫500匁	
32	延岡藩		144貫245匁	
33	岩村藩		78貫500匁	
34	広島藩		54貫目	

番号	貸付先	貸付残高		
		天保13年以前 (A期)	天保14年～慶應3年 (B期)	明治元年以降 (C期)
35	今治藩		50貫目	
36	高槻藩		37貫595匁	5,260両2歩3朱
37	古河藩		340両	4,285両
38	棚倉藩(白河藩)		200両	102貫263匁
39	霍田藩		10貫目	
41	津山藩			16,372両1歩2朱
42	平戸藩			14,012両2歩
43	宮津藩			10,000両
44	金沢藩			5,901両1歩2朱
45	亀岡藩			2,000両
46	尼ヶ崎藩			1,300両
47	岩国藩			210両1歩2朱
48	旧幕府	469貫653匁	{3,705貫680匁 {41,060両	
49	一橋家		1,300両	1,500両
50	水野若狭守(旗本)		300両	
51	柴田日向守(旗本)		30貫目	
52	戸川助次郎(旗本)		28貫504匁	
53	新選組		400両	
e1	熊野三山		490両	
e2	秋田銅座		13貫130匁	
	総計(金建て)	4,623両2歩	148,981両1歩1朱	258,759両2歩
	(銀建て)	21,589貫770匁	20,516貫267匁	486貫127匁
	(米)	7,933石1斗3升		
	[参考]合算(金建て)	396,185両	405,434両	260,969両
	比率	37.28%	38.16%	24.56%

出所) 「[川上公総督御取調分御布告前之処]」 廣岡12-16。

注) (金建て) 永文、(銀建て) 1匁未満、(米) 1升未満、は切り捨て表記。

銀建ての換算は正確さに欠けるものの、A期は金1両=銀60匁、B期は金1両=銀80匁、C期は金1両=銀220匁、の比率を用いて算出した。米は1石=4両で換算した。

※ 史料中には「板倉」と表記してあるのみで、当時板倉姓の諸侯は備中松山藩・安中藩・福島藩・庭瀬藩などがあるが、他の史料から板倉佐渡守(安中藩)と判断した。

残されているが、それによると加久は計一三八家に対する債権を抱えていたことになる。当史料は、一件ごとに「新」「古」などの貼り紙が付されており、加久の申請した大名貸債権が、新旧公債ほどの程度認められたのが部分的に判明する。<sup>(12)</sup>より詳細な分析は別稿に譲る。

## 五二一 為替方就任

為替方とは、明治維新期に省庁や府県の官金を預かり、運用することを特別に許可された者を指す。為替方に任命されて低利あるいは無利息で多額の公金を運用することができた商家には、大きな利潤をあげうる余地が存在した。

大蔵省理財課による同時代的な調査に基づいて、明治六・七年頃の中央官庁および府県の為替方を表したものが表5・2である。「定額」とは、大蔵省から一定期間ごとに各省使に対して交付される金額、「預金極度」とは、為替方の預金可能限度額であり、契約書によって定められる場合が通例であった。府県為替方の場合、この預金極度を基準として、その三〇%の抵当を本庁（府庁・県庁）が大蔵省に収めることとされた。当表によると、為替方三家と呼ばれる三井組・小野組・島田組がほぼすべての省使府県の為替方を務めている中、加久も豊岡県・北条県・岡山県の為替方を務めていたことがうかがえる。

その後、明治七年一月二二日に大蔵省乙第一号達、同月二四日には大蔵省乙第一三号達が達せられる。前者は、為替方に預金額と同等の担保の提供を義務付けたもの、後者は、追加担保の提出期限を同年一月一五日限りと定めたもので、合わせて抵当増額令と呼ばれる法令である。これまで「預金極度の三〇%」とされていた抵当が「預金額の一〇〇%」に改められたため、担保を抛出できなかった小野組・島田組は破綻し、三井組も危機に瀕したとされる。<sup>(13)</sup>他方で、為替方の受け持ちが少なかった廣岡家は、抵当増額令の打撃をあまり受けず、事業を継続することができた。

府県為替方のうち、岡山県為替方関係の史料が、廣岡家文書中にはいくつか残されている。加久は、旧鹿兒島藩の館入であったときから高崎五六（鹿兒島出身、明治八一七年まで岡山県令）と親交があり、明治六年に第五銀行が創設されたからは一層「懇意」にしていた。その関係から、明治九年六月二九日、岡山県から「金銀改役」を仰せつけられ、同年一月一日、岡山県為替方を拝命したようである。<sup>(14)</sup>

加久と岡山県との往復文書の写しが一冊に綴じられた史料があるので、史料五二二として紹介しよう。<sup>(15)</sup>冒頭の箇所からは、明治九年一月、加久は岡山県為替方の用命を受け、為替方規則の改正を経て、契約満期に至った明治一二年六月に再度契約を更新していることがうかがえる。この「御願書」

表 5-2 中央官庁および府県の預金極度と為替方一覧

(単位：千円)

	行政部署	定額	預金極度	為替方手数料	為替方質物高	質物種類	為替方人名
中央官庁	内務省		100	預金平均高 * 0.03	100	新旧公債証書、※	第一国立銀行
	陸軍省	8,000		預金平均高 * 0.04	300		小野組
	海軍省	3,300	100	預金極度 * 0.03	50	新旧公債証書	小野組
	工部省	5,000					三井組
	文部省	1,300		※ * 0.03	大蔵省ヨ リ請取高 并収入金 3分の1		三井組
	開拓使	(10年) 10,000	100	預金極度 * 0.03	50	新旧公債証書	三井組
	大蔵省	950	1,500	20	※		第一国立銀行
	警視庁	1,076	100	預金極度 * 0.03	50		貴田川儀八/ 身元引請人・ 永田彦一

	府県名	預金最高 1カ月金高	預金極度	預金質物高 (預金極度 * 0.3)	質物納所	為替方人名
地方	東京	92	60	20	本庁	三井組
	京都	107	400	133	本庁	三井組
	大坂	230	200	67	本庁	三井組・小野組
	神奈川	125	100	33	大蔵省	三井組
	兵庫	120		42		三井組・小野組
	長崎		20	7	本庁	小野組
	新潟	80	60	20	大蔵省	三井組
	埼玉	55		20	本庁	中井新右衛門
	熊谷		100	33	本庁	小野組
	足柄		30	10	本庁	小野組
	千葉	445	150	50	大蔵省	三井組
	茨城	215			本庁	永田彦一
	新治	148	60	20	大蔵省	三井組
	栃木		100	33	大蔵省	小野組
	奈良	311	30	10	本庁	小野組
	堺		80	27	本庁	小野組
	三重	471	45	15	大蔵省	三井組
	渡会	186	45	15	大蔵省	三井組
	愛知	298	150	5	大蔵省	三井組・小野組
	浜松	208	30	10	本庁	小野組
静岡	73	45	15	本庁	三井組	
山梨	138			本庁	嶋田八郎右衛門	
滋賀	222	100	33	本庁	小野組	
岐阜	177	60	20	大蔵省	三井組	

(単位：千円)

	府県名	預金最高 1カ月金高	預金極度	預金質物高 (預金極度 * 0.3)	質物納所	為替方人名
地方	筑摩	143	30	10	本庁	小野組
	長野	265	100	33	本庁	小野組
	宮城	142	45	15	大蔵省	三井組
	若松	94	45	15	本庁	小野組
	水沢	36	30	10	大蔵省	三井組
	岩手		30	10	本庁	小野組
	青森		40	13	本庁	小野組
	山形		50	17	本庁	小野組
	置賜	60	30	10	本庁	小野組
	酒田	28	30	10	本庁	小野組
	秋田		70	23	本庁	小野組
	敦賀	96			本庁	三井組
	石川	479	120	40	本庁	木谷藤十郎外 5 名
	新川	401			本庁	藤井能三外 9 名
	豊岡	79	50	17	本庁	廣岡久右衛門
	磐前	154	30	10	本庁	小野組
	鳥取		200	67	本庁	嶋田八郎右衛門
	島根				本庁	小野組
	飾磨		50	17	本庁	小野組
	北条		400	133	本庁	廣岡久右衛門外 6 名
	岡山	137			本庁	廣岡久右衛門外 5 名
	小田	381			本庁	嶋田八郎右衛門
	山口		45	15	本庁	三井組
	和歌山	340	60	20	大蔵省	三井組
	名東	492			本庁	嶋田八郎右衛門
	愛媛		200	67	本庁	井上市兵衛外 2 名
	高知	297	100	33	本庁	小野組
福岡		100	33	本庁	小野組	
小倉	128	50	17	本庁	小野組	
佐賀		30	10	本庁	小野組	
白川		50	17	本庁	小野組	
大分	284	50	17	本庁	小野組	

出所) 『院省使府県ト国立銀行及諸組トノ為替一覽表』(『大隈文書』A 3541)。

備考) 正院、左院、式部寮、博覧会、印書局、外務省、教部省、司法省、宮内省、相川県、福島県、浜田県、広島県、宮崎県、三瀨県、鹿児島県、は一覽表に記載があるものの、為替方の記載はなし。他の府県は一覽表に記載なし。小数点第一位四捨五入。預金極度=預金限度額のこと。

※ 虫食いのため、ところどころ読み取れず。

は、その際に岡山県に宛てられたものである。抵当品として「諸公債証書」を提出しており、その内訳は不明であるが、新公債・旧公債も含まれていたものと推察される（後述）。

「御願書」に続いて、明治一二年六月時の為替方規則書の草案が写されている。加久の為替方としての役務は主に、①岡山県庁が収納する金銭の勘定を管理し、他所に支払う金銭を取り扱うこと（第一条）、②貨幣の鑑定（第二条）、③両替業務（第八条）、④為替の取り組み（第十七条）である。

①について、たとえば岡山県がAに支払いを行うとき、県はAに対して現金ではなく振り出し切符を渡せばよい。Aはその振り出し切符を加久に持参すれば、現金が手に入る。加久は振り出し切符と岡山県からの預金を相殺したのち、振り出し切符を岡山県に返却するのである（第三条）。この振り出し切符を市中に還流させ、貨幣同様に扱うことは禁じられた。

また、地租などで収納する金銭は当時流通していた新貨幣（金貨・銀貨）や新紙幣が中心であったと考えられるが、それら貨幣の真贋鑑定も加久には求められていた<sup>(2)</sup>。もし贋金を収納した場合、贋金を流通貨幣に交換するコストは加久に帰せられた（第七条）。近世期の「包封」の慣行が続いていたことも知られて興味深い（第六条）。

③に関連して、手数料なしで国内の各種貨幣や洋銀を両替

することも定められたが、これは明治一二年一月一日太政官第四号達により廃止された（第八条）。

抵当品として指定された財は、金禄公債、秩禄公債、起業公債、新公債、旧公債などの公債証書、および地券であった（第一条）。預金極度は四万円、抵当品は岡山県庁への提出とされた（第二条）。

留意すべき条項は、官金の運用禁止を定めた第一条であろう。この時期における為替方の経営は、かつてのように官公預金を低利で運用して利鞘を稼ぐのではなく、上記①～④に関わる手数料収入を堅実に得る方向へと変化していたことが判明する。

省使府県と商家・銀行との間に交わされる為替方の契約は、明治六年七月二日の太政官第二三六号・第二三七布告にて、「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」に準拠することとされていた。明治一二年に結ばれた加久―岡山県間の規則書（草案）においても、これとの類似性は見出せるが、官金の運用禁止を定めた条項は「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」には含まれない。小野組・島田組の破綻後、大蔵省の官金取扱の方針は一変し、従来の基金経済的な官庁管理の方式から、大蔵省の直接管理の方式に移行したため、次第に為替方が自由<sup>(1)</sup>に運用できる裁量は狭められていったのである。

最終的には、明治一五年（一八八二）一〇月の日本銀行開

業、および明治二二年（一八八九）一二月の「金庫規則」の制定実施に伴い、官金（「国庫金」）の出納保管に関する一切の事務は日本銀行の専管となる。<sup>(18)</sup> こうして商家による官金取扱業務は消滅するが、それまで、加久は新旧公債などを抵当としながら、岡山県などの為替方として官金の出納業務を担い、手数料収入を得ていたのである。

本節で紹介したものの以外に、明治二年（一八六九）には正秋が第九代当主に就任したこともあり、家督相続関係の史料も残されている。<sup>(19)</sup> こうした史料は、加島銀行を設立するまでの加久の足跡を教えてくれるばかりか、加久がどのような形で近世期の蓄積を近代以降に持ち越し、活用することができたのかを分析する手掛かりとなるであろう。

- (1) 内閣官報局『法令全書』（明治四年）（内閣官報局、一八八八年）二八三～四頁。以下、法令は『法令全書』各年、より。
- (2) 千田稔「藩債処分と商人・農民・旧領主―藩債取捨政策に限定して」、『社会経済史学』第四五巻第六号、一九八〇年三月、五二頁。
- (3) 「国債御察方再三御尋問ニ付差出手控」（廣岡二二一五）。「追頼」は、藩債に関する報告書を提出するよう、大名貸商人に再度促したものである。
- (4) 千田稔「藩債処分と商人資本―新旧公債に限定して」、『一

橋論叢』八三巻五号、一九八〇年五月）七〇七頁、山本有造『両から円へ』（ミネルヴァ書房、一九九四年）三三三頁。

- (5) 債権を含む財産権を公権力がどのように設定したのか、そしてそれが実体経済にどのような影響を与えたのか、という視角に基づく分析として、二〇一八年度政治経済学・経済史学会春季総合研究会、共通論題「財産権と経済活動」（二〇一八年六月二三日）での報告を予定している。

- (6) 同様の事例は、大坂両替商・錢屋佐兵衛家の事例でも確認できる（拙稿「幕末維新期における錢佐の経営」逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛』第二巻、東京大学出版会、二〇一四年）。

- (7) 廣岡二二五八一～四一。
- (8) 廣岡二二一六。表紙には「三冊之内」とあるが、当史料は全三冊が合冊されたもので、欠落はないものと見做している。

- (9) より踏み込んで、経営として本家と五兵衛家を一体と捉える評価はここでは差し控える。五兵衛家の経営実態については、本稿第三・四章参照。

- (10) 石井寛治『両替商金融と経済発展』（有斐閣、二〇〇七年）六六頁。

- (11) 「新古中証文之写」第一号（第八号）（大同B八一〇～一七）。
- (12) ただし貼紙には欠落があると見られるため、当史料から正確な新旧公債交付額を計上することは困難である。

- (13) 年代推定は、宮本又次『小野組の研究』第三巻（大原新生

社、一九七〇年）一一二～三頁による。おそらく、第一銀行設立（明治六年八月設立認可）と抵当増額令までの期間と見たため。

(14) 前掲宮本著、第四卷、六七一～七五二頁。

(15) 「日記（明治九歳第六月二十九日出島以来）」（廣岡二二二三～二三四）。表5-2の出所では、加久は抵当増額令以前に岡山県為替方を分任していたとされるが、その間の事情は不明。

(16) 「袋」（明治九年十月 岡山県為替方拝命ニ関スル書類在中）（廣岡二二三三～二二三三）。袋の表紙には、「大正四年九月調」とあり、岡山県為替方関係の史料を後年に整理したものであることがわかる。

(17) 池田浩太郎「明治初期における官金取扱の財政的意義」

〔成城大学経済研究〕第一四号、一九六一年一月）三八頁。

(18) 深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』（御茶の水書房、一九九五年）一一二頁。

(19) 「御家督一件仮控」（廣岡一六二二～二二二）、「正秋様御家督一件留」（廣岡二六五五）など。

## 六 廣岡家の銀行経営と保険会社経営

### 六一 加島銀行の経営

加島銀行は両替商加島屋を母体として一八八八年に設立さ

れ、一九一七年に株式会社として改組した。一九二二年には加島貯蓄銀行を合併、一九二四年に星島銀行を買収するなど、都市銀行として順調に発展するものの、一九二七年の昭和金融恐慌のおりを受けて経営危機に陥り、一九二九年に鴻池銀行、野村銀行、山口銀行の三行に分割、買収され、一九三七年に廃業した<sup>(1)</sup>。

その後、加島銀行における残務整理のための清算会社として三光株式会社が一九四〇年に設立され、戦後まで続く長期清算となる。廣岡家文書及び大同生命文書は加島銀行の設立・発展・破綻そして清算というひとつの銀行が誕生して消滅するまでの歴史を辿ることができる。

### 加島銀行の設立と経営動向

合資会社加島銀行は、主人・廣岡久右衛門、相談役・廣岡信五郎、支配人・加輪上勢七という体制で一八八八年に創立した（定款申合規則）大同C二二一<sup>(2)</sup>。加島貯蓄銀行は、大蔵省から一八九五年二月一三日に認可を受けて設立されている（大蔵省認可書類綴）大同C一〇一<sup>(3)</sup>。さらに、一九一七年には、株式会社加島銀行が設立されることになる（株式会社加島銀行定款）大同C二二二<sup>(4)</sup>。合資会社時代の加島銀行に関する史料は非常に少ないが、給与計算の方法（決議書編冊）廣岡一三九五（一八九七年）や各役職・職種別

の職務内容（「加島銀行事務章程」廣岡一三二一〇九一二三（二八九一年））がある。職務内容に関しては、頭取や監事、取締役の職務内容も明記されており（史料六一）、組織面から当時の銀行経営が窺い知れる貴重な史料となっている。

預金規模についてみれば、六七万円（二八九五年）、二七八万円（二八九九年）、五五五万円（一九〇四年）、一三四六万円（一九一〇年）、三四五九万円以上（一九一五年）、一億二二五〇万円（一九一九年）、一億七六九四万円（一九二五年）と順調に拡大させ、関西の有力都市銀行として発展した。支店は三支店（二八九五年）、六支店（一九一〇年）、十支店（一九一九年）、二十支店（一九二五年）と拡大し、本店の大阪を中心として、京都、兵庫、岡山、広島、そして東京など、全国に及んだ。<sup>④</sup>

大同生命文書所収の営業報告書は、加島貯蓄銀行について一九一八年下期（二月一日から六月三〇日）「第四十六期営業報告書」から、一九二〇年下期（七月一日から十二月三十一日）「第五十一期営業報告書」までのわずか三年間分があり、営業成績は詳らかではない。

他方、加島銀行については、「取締役会議事録」大同C七一九一、二が、一九一八年から、最終整理が行われる一九二九年四月まで保存されており、さらに最終整理後の清算過程についても「取締役会決議録（日銀へ提出モノ）」大同C七

二（一九二九一三五年）や「株式ニ関スル取締役会決議」大同C七一三（一九三一一年）が保存されている。当時の都市銀行における取締役会の決定事項が長期的に把握できるばかりか、金融恐慌に直面した銀行がとった対応を解明し得る貴重な資料群となっている。また、同資料には一九二六年下期から一九三四年下期までの貸借対照表と損益計算書が掲載されており、営業成績について補完することができる。整理後の資産状況が分かる資料であるという点でも貴重である。

表6-1は加島銀行が整理される直前の主要勘定の推移である。昭和金融恐慌後より損失金が計上されているが、一九三〇年以降は、預金を大幅に減少させ、損失金が年々大幅に積み重なっていることがわかる。加島銀行にとって、昭和金融恐慌の被害がいかに大きかったのかを窺わせる。また、資産や収入・支出の内訳が詳細に判明することから、同資料より加島銀行の資産運用の問題点も浮かび上がるだろう。

その他特筆すべき資料は「(図面) (加島銀行金沢支店)」大同C一〇一〇および「建築仕様書」大同C一〇一である。金沢支店は、ウィリアム・メレル・ヴォーリズによって、一九二三年に設計されており、近代建築史の観点から興味深い資料と言えるだろう。金沢支店の往時の姿は、「(写真) (加島銀行金沢支店模型)」大同C一〇一二が伝えている。

表 6-1 加島銀行の主要勘定の推移

(単位：円)

年度	資産					負債		当期 損失金
	資本金	現金	コール ローン	有価 証券	貸付金	預金	借入金	
1929年6月	15,100,000	307,363	1,700,000	2,066,399	62,730,378	3,000,513	57,562,825	236,162
1930年6月	15,100,000	154,088	250,000	1,968,514	58,638,129	2,064,947	51,245,025	495,400
1931年6月	15,100,000	139,193		1,878,804	37,826,203	1,979,799	50,577,076	949,118
1932年6月	15,100,000	78,086		1,925,636	57,101,879	1,797,601	50,375,584	1,375,157
1933年6月	15,100,000	76,450		2,401,597	55,574,429	1,732,119	49,667,028	1,816,023
1934年6月	15,100,000	78,569		2,451,443	54,326,491	1,717,205	49,110,912	2,237,271
1934年12月	15,100,000	78,399		2,503,274	53,719,869	1,615,644	48,792,447	2,436,616

資料 「取締役会決議録（日銀へ提出モノ）」大同C7-2

## 金融恐慌と銀行整理

昭和金融恐慌は、銀行に大きな打撃を与えた。その中で、休業そして破綻へ至った都市銀行として、近江銀行、藤田銀行、加島銀行がある。近江銀行は石井「二〇〇二」<sup>5)</sup>、藤田銀行は伊藤「二〇〇二」<sup>6)</sup>によってその経営と破綻の過程が明らかにされているが、加島銀行の先行研究は管見の限り皆無である。大同生命文書に含まれる近代以降の資料の中でも、とりわけ重要かつ希有なそれは、加島銀行の整理および清算過程が解明され得る以下の資料群である。

昭和金融恐慌による預金の取り付け騒ぎを鎮火させるために、加島銀行の安泰を表明した書状（一九二七年四月「加島銀行の経営を保証する書状」大同C一四）が残っている。加島銀行が減資・店舗整理を実施したことに對する世間の不安を解消するために、損失は廣岡家が全額負担することも表明している（一九二八年三月、「加島銀行・大同生命の経営を保証する声明」大同C一六）。さらに、日銀総裁井上準之助は当行の預金が保証される旨を新聞の談話にて述べている（一九二八年、「加島・藤田両行の経営健全を保証する日銀総裁談話」大同C一七）。

預金取り付けの全国的波及と、マクロ経済への打撃を懸念した大蔵省および日本銀行によって、積極的に合併の打診や特別融通が行われたものの、昭和金融恐慌から昭和恐慌にか

表 6-2 加島銀行の整理状況

(単位：円)

年度	総資産	資産					
		未払資本金	比率	残余財産 分配金	比率	差引当期 損金	比率
1936年 5月	22,648,288	15,000,000	66.2%				
1936年11月	21,862,833	15,000,000	68.6%	4,000,000	18.3%	317,104	1.5%
1937年 5月	21,844,722	15,000,000	68.7%	4,600,000	21.1%	453,855	2.1%
1937年11月	21,827,677	15,000,000	68.7%	5,000,000	22.9%	506,656	2.3%

(単位：円)

年度	貸付							
	有価証券 担保	比率	不動産 抵当	比率	債券担保	比率	手形	比率
1936年 5月	1,784,385	7.9%	1,363,818	6.0%	209,733	0.9%	194,994	0.9%
1936年11月	517,967	2.4%	898,518	4.1%	2,000	0.0%	106,392	0.5%
1937年 5月	286,284	1.3%	404,199	1.9%	2,000	0.0%	57,092	0.3%
1937年11月	22,447	0.1%	326,169	1.5%	2,000	0.0%	25,092	0.1%

資料 「事務報告書」大同 C 4-4

注1) 資産及び貸付の内訳はすべての項目を含めていないため、100%にはならない

注2) 比率=各項目/総資産

注3) 残余財産分配金は株主へ分配される

表 6-3 加島銀行整理時における収入と支出

(単位：円)

年度	合計	収入							
		信託 報酬	比率	国債利息+ 地方債利息	比率	不動産 収益	比率	貸付金 利息	比率
1936年 5月	88,860	19,804	22.3%	23,244	26.2%	6,121	6.9%	20,376	22.9%
1936年11月	393,523	0	0.0%	2,335	0.6%	10,808	2.7%	33,645	8.5%
1937年 5月	180,309	0	0.0%	0	0.0%	15,931	8.8%	18,916	10.5%
1937年11月	75,324	0	0.0%	0	0.0%	10,910	14.5%	7,904	10.5%

(単位：円)

年度	合計	支出					
		有価証券	比率	不動産	比率	債権回収 不能損失金	比率
1936年 5月	88,860	31,425	35.4%	10,274	11.6%		
1936年11月	393,523	162,397	41.3%	40,828	10.4%	140,616	35.7%
1937年 5月	180,309	1,488	0.8%	17,739	9.8%	66,394	36.8%
1937年11月	75,324	0	0.0%	13,853	18.4%	31,766	42.2%

資料 「事務報告書」大同 C 4-4

注1) 有価証券=有価証券売却損+有価証券償還損+有価証券価額償却

注2) 収入及び支出の内訳はすべての項目を含めていないため、100%にはならない

注3) 比率=各項目/合計

注4) 合計は収入と支出で一致している

けて、休業あるいは休業寸前にまで追い込まれた銀行は二六行にものぼった。加島銀行は、日銀の特別融通の支援もあったが、昭和金融恐慌で被った損失を回復しきれず、一九三六年一月三〇日に開催された株主総会の決議によって解散した。

加島銀行は株式会社であることから、まず株主に対する措置が話し合われた（一九三一年八月、「株式ニ関スル取締役会決議」大同C七三三）。さらに、整理を円滑に進めるために各一般株主から委任状を集め、その際に彼らからの疑念や質問に答えることに努めている（一九三七年四月六日、「委任状集メニ際シ先方ヨリ質問要旨」大同C七四、五、一九三七年四月一五日「港区・大正区・浪速区・東成区・西成区・住吉区・天王寺区の株主訪問記」大同C七六、「西区の株主訪問記（十八名）」大同C七七）。株主の質問の多くは「整理の進捗」、すなわち「どの位回収が進んでいるのか」、「どの位の人が回収に従事しているか」などや、株式をいくらで買い取ってくれるかなどであった。また、廣岡家の関連会社である大同生命の業績について問いただす株主もいた。このように、大きな損失を被ることになる株主を、いかに説得して「銀行整理」が行われたのが克明に分かる、極めて興味深い資料群が上記であると言えよう。

整理が開始された当初は、順調に資産売却が進み、株主へ

分配金も捻出できたようである（表6-2、「事務報告書」大同C四一四）。

廃業当初の二年間で、合計一三六〇万円が、残余財産分配金として株主へ還元されることになる。他方、当期損金は二〇％程度計上され続けた。貸付についても回収は順調に進み、整理直後（一九三六年五月）は、総資産に占める貸付の割合が一六％程度であったのが、わずか一年半（一九三七年一月）で二〇％弱まで減少している。こうした整理は収入と支出の内訳からも窺い知れる（表6-3）。

整理直後（一九三六年五月）は、国債や地方債から二六％程度、貸付金利息から二三％程度の収入を得ていた。その後、一〇％前後の安定した不動産収益と貸付金利息が収入源となる。一方、支出をみると、債権回収不能損失金が四〇％程度を占めていることから、債権回収は進むものの、放棄しなればならない債権も存在したことがわかる。こうした不良債権の回収及び損失金の返還は、三光株式会社に移される。

#### 清算過程―三光株式会社の設立―

加島銀行の清算は非常に長期にわたる。清算過程において重要な役割を果たしたのが三光株式会社（一九四〇年設立）である。同会社は加島銀行の残務整理を目的として設立された清算会社である。大同生命文書には三光株式会社関連の資

料が多量に所蔵されている（大同E一〇五）。先述したように、昭和金融恐慌における個別銀行の対応は石井／杉山「二〇〇一」などによって明らかにされつつあるが、加島銀行については不明な点も多い。戦時期の一九四三年から戦後の一九四九年までの三光株式会社の動向が把握できることから〔営業報告書〕大同E三三四）、都市銀行の清算過程に関する研究の進展が期待される。また、加島銀行の整理から清算に至る過程には（一）清算過程が長期に渡ること、（二）清算会社を用いていることなど、他銀行にはない特徴がある。加島銀行の清算過程を解明することによって、昭和金融恐慌および昭和恐慌に直面した日本銀行や大蔵省当局の対応についても、新たな事実が発見されることが期待される。

加島銀行の清算は戦後まで続き、会社経理応急措置法（一九四六年八月）および「企業再建整備法」（一九四六年一月）により、三光株式会社は特別経理会社に指定され、さらに債務整理を開始することになる（「三光株式会社精算報告書綴」大同E三三三）。戦後における企業再建、整理の実態が判明することも特筆に値する（「整備計画認可申請書・整備計画修正認可申請書」大同E二一〇三〇一）。また、戦後においても清算はなかなか進まず、難航していた様子が「清算事務報告書」や「貸借対照表」からも窺える。

銀行整理当初は順調に進んでいたかのように見えた加島銀

行の清算過程が長引いた要因は、大同生命文書を利用した今後の研究によって明らかになるだろう。

## 六二二 大同生命の経営

大同生命の設立経緯や経営動向、業務内容については『大同生命七十年史』に譲り、本節は項目に絞った資料紹介に焦点を当てる。各項目については後述するとして、まず指摘すべきは、設立経緯に関する豊富な資料が大同生命文書に含まれるということである。真宗生保関連資料（大同資料番号F番台）、朝日生保関連資料（大同資料番号G番台）、護国生保関連資料（大同資料番号H番台）、北海生保関連資料（大同資料番号I番台）、九州生保関連資料（大同資料番号J番台）と、合併前の各社の経営状態が分かり、さらに三者合併関連資料（大同資料番号K番台）、ならびに各社の株主総会及び合併契約書などより、合併の経緯が詳細に把握できる。

### 経営動向

戦前から戦後にかけての大同生命の経営動向については、「第十四回 営業成績紀要」大同L四一や「第十五回 決算紀要」大同L四一二、「事業報告書（予備分）」（予備分事業報告書綴）大同L四一三、「第十九回 決算概要」大同L四一四、「第43回事業報告書」大同L四一五などを通じて把握できる。

これらにより、貸借対照表、損益計算書、利益金処分一覽、本期新契約高、年末契約高、同契約件数などが、一九一六年から一九四五年までの断続期間を除き、継続的に確認できる。さらに、経営動向の時系列推移は後述する「株主総会議事録」から辿ることもできる。株主総会議事録には、株主に公表した貸借対照表と損益計算書が、末尾資料として添付されているため有益である。

## 株主総会

大同生命に関する資料の中でも圧巻は「株主総会議事録」である。「創立総会議事録」大同し一〇一（一九〇二年）から「第四拾七回定時株主総会議事録」大同し二〇一―一四三（一九四九年）に至るまで、ほぼ途切れることなく、株主総会議事録が残っている。保険会社のみならず、他産業においても、明治から昭和、そして戦後も含めて継続的に株主総会議事録が現存している企業は管見の限り見当たらない。近代以降の大同生命文書の中で、最も資料価値の高い資料群といえよう。

株主総会議事録の構成について簡単に紹介したい。会議に先立って、株式総数、株主数、出席株主数とその権利数が読み上げられる。特筆すべきは、その直後に出席株主氏名と所有株式数、そして委任代理人氏名と委任株式数も読み上げら

れる点である。さらに、添付資料として、誰が誰に委任状を提出したのかも把握できる。株主総会議事録において、総会構成員に関してこれほど詳細な記載を行っている例は稀有である。そして次に、議案が読み上げられ、株主総会の議事過程が記録される<sup>⑦</sup>。

廣岡家によって大半の株式が所有されている所有者企業でありながら、経営方針や経営理念を詳細に株主総会で経営者が論じている点が、大同生命における株主総会の特徴のひとつである。とりわけ、廣岡恵三（二代目社長、在任期間…一九〇八―四二年<sup>⑧</sup>）において顕著である。たとえば、「別段準備金モ最早相当ノ額ニ達シマシタガユヘ此際ヲ機トシテ被保険者側ニモ共ニ慶福ヲ領ツコトガ至当デアロト考ヒマス」（一九二二年八月、「第拾回定時株主総会議事録」大同し一〇一九）と、利益処分の配当を株主だけではなく、被保険者にも分配すると明言しており、それを株主も歓迎している様子が同資料より窺える。

大同生命は一九四七年に株式会社から相互会社へと改組される。そうした会社組織が変化する過程は、大同生命保険株式会社の解散、および大同生命保険相互会社への生命保険契約包括移転を巡る「臨時株主総会議事録」大同し二〇一―一四〇（一九四八年二月二五日）にて議決され、大同生命保険相互会社への保険契約ならびに財産一切の移転により貸借対照

表および財産目録が零であることが確認される。また、移行の完了は「臨時株主総会議事録」大同一〇一四一（一九四八年四月一五日）で確認できる。

### 政府と保険会社

大同生命文書には大同生命の経営動向だけではなく、保険会社に対して政府がどのような指令を出したのか、いかなる政策を立てたのかも解明され得る（「官庁指令書綴」（大同）一〇二一）。同資料は一九〇二〜四八年までの、農商務省、商工省、大阪電話局、大阪通信管理局、大阪郵便局長、大阪警察署、大阪市長、台湾総督府、満州帝国政府經濟部、大蔵省からの指令が記載されている。さらに、日銀総裁井上準之助より、資本金五千万円内定について、商工省の十分な了解あり、直接に株の投資を行うよりも便宜があることなどから、設立計画中の「生命保険会社間ノ証券会社」への加入を勧誘する資料もあり、日本銀行による保険業への介入の一端を窺うことができ、興味深い（一九三〇年九月、「書状」（生保証券株式会社設立呼びかけ状）大同一〇二一四）。

戦時統制下における生命保険会社への政府の対応についても、事業状況、会計、人事、資源利用（紙類使用量）などに関する報告が掲載されている。さらに、契約内容を巡る認識の齟齬によるトラブルについて、契約者による当局への陳情

や、統制会による仲裁があったことなども記述されている（一九四二年六月〜一九四四年一月、「生命保険統制会諸届書類回答書類綴」大同一〇二一六）。

戦後処理については、「GHQ関係書類綴」大同一〇二一七（一九四八年七月〜一九五一年四月）に、経済科学局の指令に基づいた財務諸表報告書とその関連文書、労働組合役員に関する調査書（労働省からの内密の照会に対するもの）、廣岡松三郎氏が公職追放の対象にならない旨を記した確認書などが掲載されている。終戦直後、政府によって企業再建・整理が迅速に進められていったが、金融機関に対しては、金融機関再建整備法（一九四六年一月一九日公布）に基づいて処理が進められていった。個別企業の具体的な処理の過程についても「金融機関再建整備法に基く最終処理関係申請書」（大同）一〇二一七から明らかにされる。

### 六一三 廣岡合名会社

財閥を形成した一族は、合名会社あるいは合資会社を設立し、本社として一族が所有する会社や財産を運用・管理した。廣岡合名会社もそうした会社に該当する。大同生命文書には四十八点と点数こそ相対的に少ないものの、「定款（廣岡合名会社）」や「損益勘定元帳」が現存しており、同会社の実態がある程度把握できる。

廣岡合名会社は「廣岡家ヲ永遠ニ維持シ其財産ヲ安固ニ保全センカ為」に、一九二〇年に設立された（「定款（廣岡合名会社）」大同D一三三）。出資金の総額は一〇〇〇万円であり、出資額は、廣岡恵三が四五〇万円、廣岡久右衛門が四五〇万円、廣岡松三郎が一〇〇万円であった（定款第五条）。

こうした廣岡合名会社の活動の詳細は必ずしも明らかではないが、加島銀行と廣岡合名会社の関係、ならびに加島銀行の整理・清算に対する廣岡家の考えが「廣岡合名会社社員会議決議録」大同D二二一（一九二八年三月二四日）より窺い知れる（史料六一）。大株主でもある廣岡家が実質的に加島銀行を経営していた。資産の運用や処分について大株主と一般株主との間で利害が対立する場合がある。「減資」はまさにそうした状況である。戦前日本の商法には少数株主の保護に関する条項はないが、「全幅ノ信頼ヲ以テ吾々一家ニ其経営ヲ委ネラルル一般株主ニ及ボスコトハ徳義上出来難キコト」として会社内で自生的に一般株主への保護を行った事例であり、興味深い記述となっている。また、一般株主との利害対立が長引いて「總會ニ於ケル紛擾延テハ預金者ニ不安ヲ与ヘ財界ニ動搖ヲ惹起スルコトナランカ当家ノ吾国財界ニ対スル責任輕シトセス」として、預金者保護を最優先とした。

同年四月一三日には、廣岡合名会社が所有する加島銀行の株式のうち、一三〇二六〇株（五〇円払込済）と一二六〇六

〇株（一二四五〇銭払込）が無償で株主に提供されることになる（決議録（加島銀行への株式無償提供につき）大同D三三三）。加島銀行は廣岡家の会社と世間から認識されていることから、廣岡合名会社の資産を提供することによって、廣岡家の評判を守ることも繋がっていたのである。

加島銀行が整理される前後における廣岡合名会社の資産運用状況については「損益勘定元帳」大同D三二五に記載されている。また戦後の資産状況についても「廣岡合名会社資産明細書綴」（大同）D三六（一九四六年）と「残務整理関係（廣岡合名会社）」大同D三七（一九四八年）より明らかとなる。

- (1) 銀行図書館「銀行変遷史データベース」(<http://koueki.net/bank/details.php?code=1011>)
- (2) さらに詳しい職制や規定については「株式会社加島銀行諸規程」大同C二一六に記載されている。ただし、同資料の成立年代は不詳である。また、合資会社加島銀行に関しては、設立直後の内規が「加島銀行申合規約」大同C二二二（一九一一年）に記載されており、そこには給与に関係する記載も見出せる。
- (3) 石井寛治『近代日本金融史序説』（東京大学出版会、一九九九年）三〇三頁。
- (4) 前掲石井著二九二～二九四頁。

(5) 石井寛治「第17章 近江銀行の救済と破綻」石井寛治／杉山和雄編『金融危機と地方銀行―戦間期の分析』（東京大学出版会、二〇〇一年）。

(6) 伊藤正直「第16章 藤田銀行の破綻とその整理」石井寛治／杉山和雄編『金融危機と地方銀行―戦間期の分析』（東京大学出版会、二〇〇一年）。

(7) 株主総会議事録と取締役会議事録を利用して、会社機関の役割を分析した研究として、結城武延「近代日本における株主総会と取締役会―3 社会併による大同生命設立からオーナー企業へ―」田中亘／中林真幸編『企業統治の法と経済』（有斐閣、二〇一五年）一五五～一八五頁がある。

(8) 一九〇五年八月に大同生命取締役、一九〇八年一〇月に社長代理、一九〇九年六月に社長に就任。

## 七 廣岡家と茶の湯

近世経済活動の中核であった上方における商取引で重要な役割を担った豪商たちが、経営活動の一方で営んだ文化的諸活動の内、顕著な活動を確認できるのが茶の湯である。<sup>1)</sup>

鴻池屋善右衛門家とならび近世大坂豪商を代表する久右衛門家では、特に近世後期以降、表千家の茶の湯への傾倒と、茶道具を中心とした道具蒐集が行われた。

本稿の目的は、大同生命文書・廣岡家文書から近世後期を

中心とした廣岡家、特に久右衛門家における茶の湯関連史料と、その内容を示すことである。

本史料群中、茶の湯関連のものは①近世後期における久右衛門家当主と表千家家元との師弟・相伝関係を示すもの、②明和寛政期における久右衛門家の道具購入を示すもの、③一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、久右衛門家当主が茶の湯の点前や茶会（茶事）の進行を習得する際に参照したと考えられる筆記類、④久右衛門家と大名家および茶匠との茶の湯を媒介とした関係構築を示すもの、⑤近代における久右衛門家所蔵品の売却に関するもの、に大別できる。なお、久右衛門家における茶の湯の実態を端的に示す会記（自会記、他会記のいずれも）は確認できなかった。

### 七― 近世後期久右衛門家当主と茶の湯

本稿が対象とする期間における久右衛門家の当主は、四代加久（吉信・一六八九―一七六五）、五代加久（正房・一七四二―一八三三）、六代加久（正誠・一七七四?―一八三三）、七代加久（正慎・一七九一?―一八四〇）、八代加久（正饒・一八〇六―一八九九）、九代加久（正秋・一八四四―一九〇九）である。本史料群から茶の湯関連の活動が確認できるのは五―九代当主であり、さらに五・六代は茶道具購入、七・八代は表千家の茶の湯への傾倒、九代は茶道具売却、とその特徴を要約で

きる。

ここで当該期における廣岡一族の茶の湯関連の活動を確認する。文化期の表千家の茶の湯を伝える史料として、久田家七代皓々斎宗也（一七六七―一八一九）の「皓々斎記録<sup>②</sup>」があるが、ここには山中了寿等の上方豪商が散見され、彼らが表千家九代了々斎宗左（一七七五―一八二五）の茶会に参会したこと、了々斎から相伝を受けることが参会の主目的であったことが知られる。この史料では廣岡一族の参会として、「廣岡五兵衛」への「天目占前相伝」（文化八年霜月六日正午）、「益点前相伝」（文化九年霜月四日夜）の二会が確認でき、いずれも初代加五（正謙・一七七八―一八二三）への相伝と考えられる。

一方、了々斎の自会記（文化九―一四年）には、廣岡一族の参会として「廣岡五兵衛」が四会（この内二会は勝間宗珉と同席）、「加島屋武兵衛」、「新助」が各一会（両者は同席）確認できるが、<sup>③</sup>いずれも相伝を目的とした参会ではなかった。このように、廣岡一族における表千家の茶の湯への傾倒は、まず初代加五への相伝および同人による了々斎の茶会への参加が認められ、これをさらに進めたのが八代加久であった。

### 吸江斎による八代加久への相伝

八代加久は、表千家一〇代吸江斎宗左（一八一八―一六〇）

に入門したが、<sup>④</sup>この際に大坂の茶匠勝間宗珉を「取次」<sup>⑤</sup>（家元との仲介者）としており、吸江斎の後見役を務めていた紀州藩茶頭の二代住山楊甫（云々斎・一七八二―一八五五）へも八代加久から祝儀肴料が渡された。相伝関係の史料としては、八代加久が吸江斎より茶通箱点前の相伝を受けた際のものが確認できるが、<sup>⑥</sup>これも宗珉を取次としたものであった。相伝の際に家元との間に仲介者が設定され、間接的な相伝が行われるのは被相伝者の身元保証など諸要因が考えられるが、上方豪商当主の相伝時には、著名な上方茶匠が取次となっていたのである。

入門以降、八代加久は茶の湯の修練を重ねたようであり、嘉永元年（一八四八）八月二日には吸江斎より皆伝（真台子）を受けている。<sup>⑦</sup>この際の会記には「八月廿四日午時祖堂ニテ久右衛門へ皆傳致ス 客 廣岡久右衛門 住山楊甫」とあり、表千家の祖堂と残月亭において、二代楊甫が同席して皆伝が行われた。

なお、吸江斎から皆伝を受けた者は、八代加久、吸江斎の嗣子碌々斎（安政二年力）以外では、勝間宗珉（天保二年）、堀内宗完（不識斎・天保二年）、金森得水（嘉永二年）、の三名が確認される。<sup>⑧</sup>

他方、家元の箱書付への需要、ならびに家元自身が制作に関与した茶道具の入手という側面から、廣岡一族の関与を確

認する。近世中期以降、茶の湯人口の増加とこれに伴う茶道具需要を充足すべく、家元自身が自作もしくは制作に深く関与した茶道具―ある程度の数量が一度に制作された場合、数の道具と称される―が登場したことや、家元自身が行う道具書付に対する需要の増加が指摘されている。<sup>(9)</sup>

廣岡一族も、家元自作の道具や書付を求めていたことが確認できる。了々斎の「文化十四年書附控」に記載された人物は総計一八四名、道具点数は六一八点であるが、このうち廣岡一族関係は三名・八点（「廣岡五兵エ」三点、「廣岡英左エ門」四点、「廣岡又兵エ」一点）であった。<sup>(10)</sup>

また、文化一五年（一八一八）年に了々斎手造茶碗赤黒五〇碗ができた際、「棒之先」（黒）を「廣岡英左衛門」が、「瘦力」（黒）を「廣岡五兵衛」が入手している。さらに吸江斎が手造茶碗を配布した際、八代加久は赤茶碗を入手しており、久右衛門家の茶の湯においても、家元自作の新作茶道具が珍重されていたことを示唆している。

久右衛門家において、茶の湯に不可欠な茶室と、その構造に関する史料は残存しないが、茶室の名称を窺わせるものとして、大徳寺四二七世剛堂宗健（一七五九―一八三五）筆の扁額を双鉤填墨した二点がある。一つは「好楽亭」で、久右衛門家の茶室に与えられた席号と考えられる。もう一点は「称信」と記されている。<sup>(11)</sup>

## 七二 近世後期久右衛門家の道具購入<sup>(15)</sup>

茶会を催すには、掛物・花入・釜・水指・茶入・茶器・茶碗・茶杓といった主な茶道具の他、水屋、書院飾り等、数多くの道具類を必要とする。これらの道具類がいつ・どこから・いかほどの対価で調達されたか。また、ある時点における道具類のストックはいかほどであったか。久右衛門家においてこれらの情報を記載した近世の所藏品台帳（他家では「道具帳」などの例がある）は、本史料群には見出せなかった。

しかし、【I期】天明元年（一七八一）―同三年（一七八三）の道具購入に関する史料が一括して一〇〇通余り残されている。<sup>(16)</sup> 一方、これとは別に【II期】明和―寛政期（寛政一―同七年が大半）における同様の史料が五〇通余り残されている。これらはいずれも一紙の形態であり、史料残存に偏りがある可能性もあるが、当該期の道具購入につきフローの情報を提供し、久右衛門家の道具コレクション形成の実態を示している。詳細な検討は別稿に譲るが、以下概要を記す。

### 【I期】天明期における道具購入の諸相

この時期の道具購入の規模は、総件数一一一件、購入金額は合計銀三二五貫目余にのぼった。<sup>(17)</sup> 購入先の序列を購入件数ベースで見ると、大坂の道具商谷松屋権兵衛と加賀屋次右衛

門（詳細不明）で全体の八割超となった。これを購入金額ベースで見ると、加賀屋次右衛門が全体の約六割と圧倒的で、これに谷松屋権兵衛、広島屋権三郎（松平不味にも茶道具を納入した道具商）、道具屋勝兵衛（大坂の道具商）が加わって全体の九割超となった。

購入件数を器種別で見ると、いずれも茶道具であることが大きな特徴である。やや詳しく検討すると、観賞用と考えられる裂地（恐らく室町期から江戸初期までの舶載品）、掛物、花入、水指、茶碗で全体の五割超となった。他方、茶杓はわずかに一件であり、茶入は認められなかった。

購入されたものは主に古い道具類であるが、水屋道具等、同時代に新作された茶道具も茶会の実施には必要である。久右衛門家においても釜や風炉類の他、各種新作の茶道具購入が確認できる。「御好炉五徳五本」は、久右衛門家がデザインを指示したか、または茶匠の好み物として、釜師庄兵衛が炉用の五徳五本を新たに製作したものであった。<sup>(20)</sup>概して、この時期の道具蒐集は茶道具を中心に行われ、その性格は茶の湯を行うために必要な実的な道具の蒐集であったと言える。

さらに、近世上方豪商による茶道具コレクションの代表的な例である鴻池屋善右衛門家が、遅くとも延宝期には本格的な蒐集を開始していた事実と比較すると、久右衛門家ではこ

れにかなり遅れて茶道具蒐集が開始されたものと考えられる。

## 【Ⅱ期】寛政期を中心とした道具購入の諸相

対して【Ⅱ期】の道具購入の規模は、総件数一〇一件、購入金額は合計銀四〇〇貫目余であった。

購入先の序列を購入件数ベースで見ると、いずれも大坂の道具商谷松屋権兵衛、加賀屋又七、谷松屋平助、大和屋藤右衛門で全体の約九割となり、購入金額ベースで見ても同様の傾向であった。

購入件数を器種別で見ると、【Ⅰ期】同様に茶道具が中心であり、掛物、茶碗、茶入、香道具、裂地、これに刀装具を加えて全体の約七割となった。中には、昭和三年（一九二八）六月に大阪美術倶楽部で行われた「廣岡家藏品入札」に出品されたもの、またはその類品と思われる「金襴手仙蓋瓶」、「李安忠筆鶉之絵掛物」、「徽宗皇帝花鳥画掛物」の購入を示す史料も確認でき、寛政期までには久右衛門家コレクションの中心をなす道具が蒐集されつつあったと言える。

また【Ⅱ期】の特徴として、寛政期における高額の刀装具購入（三所物など）が一件と目立つ。茶道具以外を含む換金性の高い道具類も蒐集の対象とされ始めたのである。

豪商が蓄財・投資の対象として道具を蒐集した側面はつとに指摘されているが、久右衛門家の場合は寛政期頃から「有

益な資産（もしくは将来の不定時における家産等の危機に対応するためのバッファ）としての道具の取得」という側面が、蒐集の性格に加わり、この点が多くくの優品を含むコレクション形成に寄与したものと思われる。

これら蒐集の原資について特定することは難しいが、「天明二年寅極月晦日勘定目録」に代銀の支払い元と思われる勘定項目として「旦那年分小遣銀」が銀二〇貫目、「諸道具代」が銀二二貫目余、「道具代」が銀一〇一貫目余が計上されていることを指摘しておきたい（表3-1参照）。

### 七二 久右衛門家における茶の湯の習得

旺盛な茶道具蒐集が行われた久右衛門家では、茶会を催すための稽古や知識の習得もなされていたであろう。本史料群中には、茶会の道具組や献立、茶会進行や点前の実際についての知識を習得する際に参照されたとと思われる史料も散見される。

道具組や献立については、何度も茶会を催すことが習得の主な手段であろうが、久右衛門家では、茶匠らが残した会記を参照することも組合わせてこれらの習得がなされていたように、本史料群には表千家八代啐啄齋宗左（一七四四―一八〇八）に関する茶会記が確認できる。まず、宝暦七年（一七五二）から天明八年（一七八八）までの啐啄齋の自会記五八

会を筆写した「啐啄齋茶会記 上」<sup>(26)</sup>である。もう一つは、安永四年（一七七五）から天明八年までの啐啄齋自会記と、啐啄齋の高弟山田宗誠が参会した他会記からなる「山田宗誠筆記」<sup>(28)</sup>である。後者は啐啄齋の日常が記されて興味深い、年次不明の部分もあり、写本と考えられる。

茶会の進行については「百ヶ図茶之湯記」<sup>(27)</sup>六冊がある。龍根本伊藤正風が著した書物の写本で、亭主方と客方に分け、茶会の進行や道具の置合わせを点前等とともに詳述している。点前の進行および諸道具については、一紙形態の史料が一点、<sup>(28)</sup>「茶々諸具諸事控」一冊がある。いずれも書物の書抜きや口授を備忘的に書留めたもので、茶道具の扱いや寸法、風炉長板一つ置点前の手順等が記載されている。

### 七四 毛利重就の来宅と七事式の観覧、茶匠との関係

廣岡一族の茶の湯関連活動が活発化する時期は、千家流の茶の湯においては七事式が流行した時期でもあった。

七事式は、表千家七代如心齋宗左（一七〇五―一七五二）が制定したもので、花月、且坐、廻炭、茶カフキ、廻花、一二三、数茶（加えて花寄）で構成され、「稽古の棧」<sup>(29)</sup>すなわち茶の湯得道を目的とした稽古のための稽古、という要素を帯びた一斎教授の方策である。裏千家八代一燈宗室（一七一九―一七七七）、如心齋の高弟川上太白（一七一九―一八〇七）らが制定

に参画し、寛保元年（一七四一）頃完成した<sup>31</sup>。七事式の流行は町人層にとどまらず、殊に不白の活躍によって大名など武家層にも広まっていた。

例えば萩藩七代藩主毛利重就（一七二五―一八九）は、江戸で不白門下に入ったとされ、安永五十八年（一七七八）頃、三田尻御茶屋に「花月楼」（七事式の稽古が可能な道場）を造営した<sup>32</sup>。また、萩藩茶堂竹田休和（一七四四?―一八三〇）、川上宗悦らを不白へ弟子入りさせたという<sup>33</sup>。一方、重就の藩主在任中である明和七年（一七七〇）には、加久は萩藩の「大坂蔵屋敷留守居格」に任ぜられ、萩藩の安定的な資金調達に資することが期待されるなど、毛利家と廣岡家、殊に久右衛門の関係はこれまでに以上に深化した。

安永七（一七七八）年九月六日、重就が「御近習衆御用人衆、御家老其外御附々」を伴って大坂玉水町の久右衛門家本宅へ来訪した際の記録が史料七<sup>1</sup>である。この時の当主は五代加久であった。来宅の旨意には政治的な意図も含まれていたであろうが、「御内々ニ而七事被遊御覽候由御内意」、すなわち内々に七事式を観覧することが主目的で、久右衛門家本宅には表千家の茶匠で啐啄齋の高弟であった二代多田宗掬（十友齋・一七二七―一九六）、裏千家の茶匠・初代狩野宗朴（素齋・一七四八―一八一八）が呼寄せられた。両者が七事式の式法に精通し、ともに大坂で活躍していたためと考えられ

る。重就の到着は「七ツ時前」であった。

七事式の実演は玉水町屋敷の「玄関次八畳鋪」で観覧に供された。当時、玉水町屋敷は普請中であつたようで、この八畳敷も茶の湯での使用が意図されていない部屋の流用であつた。史料七<sup>1</sup>の図の通り、点前座から見て右側に「棚」、一間の「床」、半間の「違棚」が配置された座敷であつた<sup>34</sup>。重就の休息所には「二階」が充てられた。

八畳敷ではまず且坐が行われ、寺内昨（詳細不明）、竹中右源治（詳細不明）、竹田休和の三名が客方、宗掬が東、宗朴が半東を務めた。掛物は土佐光貞筆の「日出」で、床もしくはその付近に「唐物金鶴香炉」が飾られた。点前座は「真塗台子」に「さつま大長緒」茶入、「時代鶴棗」、「染付水差」、「与二郎阿弥陀堂釜」、「丸釜風炉」、「青磁」柄杓立、「砂張」建水、「琉金ホヤ」蓋置が飾られた。さらに「高取焼置」花入、「青磁香炉」、「時代重香」（重香合）が用いられ、「井戸」茶碗に如心齋による銘「福の神」の茶杓が取り合わされ、「存星盆」に「落雁、氷砂糖」の二種の飾菓子（み菓子）が盛られた。

且坐が済むと宗掬・宗朴の両名は重就に「御目見」となり、重就は二階にて一旦休息した。休息所には「雪舟福録寿」の掛物や、前年に五代加久が重就より拝領した「長州画工操玄殿様御好ふようノ絵」などが飾られた。

重就の休息中、八畳敷の道具は花月のために飾り替えられた。掛物は「慈鎮和尚色紙」へ、点前座も真塗台子から「三重棚」へ替わり、「金襴手」水指が置かれた。「ノンカウ黒」茶碗に「原叟」茶杓が取り合わされ、茶器は「棗」であった。花月では宗朴を主とし、且坐と同じ五名で行われた。重就は且坐と花月とで座所を変えているが、これは各式法の遂行上当然のことであったとともに、各式法の進行を詳細に観察しようとしたものであろう。花月が済み、重就は「夜四ツ時」に玉水町屋敷を後にした。実に三時に及び滞在であった。

この訪問は、大名家の当主が豪商の自宅に出向き、茶匠および臣下の茶室職を同席させて七事式を行った珍しい例と言える。近世後期の上方豪商―大名家間の諸関係において、茶の湯は強い媒介となっていたのであり、この中において茶匠ならびに七事式が重要な機能を果たしていたのである。

またこの訪問は、茶会への参会や七事式の観覧など、茶の湯に関連した事柄で大名家の当主が町人宅・豪商宅へ出向く例としては、比較的早期のものと考えられる。明和三年（一七六六）から翌年にかけて不白が駿河台の黙雷庵等で行った一三二会の茶会に数名の大名が参会したことを除けば、例えば岡山藩主・池田治政が神田神社内の不白方へ立寄ったのが天明元年（一七八一）正月一九日であり、また、治政方に池田直政が訪れ、不白立会いの下で花月が行われたのが同年四

月二日であった。<sup>37</sup> また、大坂の豪商天王寺屋五兵衛方の茶会に松平不昧が参会したのが享和二年（一八〇二）二月二三日および文化五年（一八〇八）二月一七日であった。<sup>38</sup>

さて、久右衛門家が茶の湯に関連した活動を行う際、これを補佐もしくは実質的に遂行したのが茶匠、特に千家の高弟であったことは重就来宅の例から明らかである。大名家や上方豪商との交誼上、茶の湯が不可欠であった久右衛門家にとって、茶匠との交誼もまた必要欠くべからざるものであった。史料七二は二代宗掬が、安永九年（一七八〇）一二月二一日に加久（五代）に差入れたものである。ここで二代宗掬は、借銀による身上不如意、加久からの合力金・金一三〇両の受領、今後の家内儉約を述べている。

上方豪商による、茶匠への具体的な資金提供を示す史料は管見の限り初見であるが、両者の特殊な関係を示唆するものであり、二代宗掬を取次として久右衛門家が表千家家元との関係を構築し、茶の湯関連の諸情報を得ていたことは想像に難くない。またこの時期、上方豪商の茶の湯が流儀化していることが指摘されているが、この要因の一つとして、以上の例のように上方豪商が茶匠との交誼を基礎に、茶の湯の場を形成していたことがある。

一方、特に天保期の久右衛門家の場合、茶の湯は単に大名家との交流に資するもの・身分横断的な経営活動を行う手段

にはとどまらなかった。これは吸江斎から皆伝を受けるほどであった八代加久自身の個性および茶の湯への執心の深さに起因すると思われるが、上方豪商を代表する久右衛門家では、茶の湯が文化活動の中核となっていたのである。

近代以降も、久右衛門家では茶の湯関連の諸活動が行われていたと考えられるが、茶会に関連する史料は確認できず、茶道具を含む道具類の売却に関連する史料が散見されるようになる。<sup>(10)</sup>

以上、近世後期を中心に、主に久右衛門家における茶の湯に関連した活動を一瞥し、特に八代加久による表千家の茶の湯への傾倒が確認できた。他方、茶道具をはじめとする道具蒐集も天明期から旺盛で、千家および武家双方の美意識を取り入れた茶道具選択の感覚も認められた。豊富な資金のみならず、その蒐集品は唐物・高麗物などの舶載品、国焼、家元自作の道具など多岐にわたっており、広範の優品を選び抜く眼を有していたとも言える。久右衛門家の茶の湯は、基調的には江戸後期の流儀化に深く関係していたが、交際範囲の多様さもあいまって、決して流儀に拘泥しないものであった。道具蒐集は茶道具を中心に行われつつも、寛政期以降には道具の資産的価値を留意したものへと性格を変える傾向が見られた。廣岡家と茶の湯をめぐる考察として残された課題は多いが、茶会等の活動を示す史料の博搜、経営展開過程の分析

を通じ、蒐集に係る原資を明らかにすることが主なものとなるであろう。

- (1) 近世大坂豪商と茶の湯については、石田千代子「大阪町人と茶道」『茶道全集』巻の二三、創元社、一九三七年）などを嚆矢とし、宮本又次『大阪町人論』（ミネルヴァ書房、一九五九年）、原田伴彦『町人茶道史』（筑摩書房、一九七九年）などで言及されてきた。しかし、その実態については本格的な研究は少なく、近年では田中豊「平瀬露香と大阪の茶の湯」(谷端昭夫編『茶道学体系第二巻 茶道の歴史』淡交社、一九九九年)、谷端昭夫「江戸後期 大坂豪商の茶の湯」(『茶の湯研究 和比』第九号、不審菴文庫、二〇一五年)などがある。本稿は谷端氏の諸研究から大いに学恩を受けている。一方、その他豪商の茶の湯については清水実「三井家と茶の湯」(前掲谷端編『茶道学体系第二巻』)、依田徹「江戸豪商仙波家と仙波宗意について」(『茶の湯文化学』第二十七号、茶の湯文化学会、二〇一七年)などがある。
- (2) 久田宗也翻刻「皓々斎記録二」(『茶の湯研究 和比』第二号、不審菴文庫、二〇〇五年)。
- (3) 砂川佳子翻刻「了々茶会キ」(同「表千家九代了々斎の茶の湯」『茶の湯文化学』第二〇号、茶の湯文化学会、二〇一三年)。
- (4) 「書状」(御門入祝儀への礼状)(廣岡九一二二二二)、「書状」(祝儀肴料相達す旨)(廣岡九一二二二二)

- (5) 「取次」は表千家六代覚々斎の道具帳にもある文言で、中間教授者層の存在を示唆するものとされる(千宗員『近世前期における茶の湯の研究―表千家を中心として―』河原書店、二〇一三年、九六、一〇六―一〇七頁)。
- (6) 「書状」(茶通箱相伝相濟白銀三枚への礼状) (廣岡九八二)。
- (7) 「昔の茶懐石―吸江斎の会記から」(『同門』平成二年八月月号、表千家同門会、一九九〇年)に掲載の史料図版を参照。表千家において皆伝は「最も格式の高い真台子の点前で、いわば千家茶道の奥儀ともいえるべきものである。古来より家元継承者をはじめ、限られた男子のみが伝授されてきた」(千宗員『吸江斎の生涯と茶の湯』不審菴文庫編『吸江』一般財団法人不審菴、二〇一五年、四五頁)。
- (8) 前掲千「吸江斎の生涯と茶の湯」五五―五六頁。
- (9) 前掲千「近世前期における茶の湯の研究」、熊倉功夫「概説・近世の茶の湯」(茶の湯文化学会編『講座日本茶の湯全史』第二巻、思文閣出版、二〇一四年)。
- (10) 熊倉功夫「千家人物散步五―了々斎(七)」(『同門』平成九年三月号、表千家同門会、一九九七年)。
- (11) 草間直方「茶器名物図彙」巻七七。
- (12) 「書状」(手造之茶碗致進覧候処為御挨拶金杓枚御礼) (廣岡九一〇―一)。
- (13) 「(大徳寺四二七世剛堂宗健筆席号二点)」(大同A九三九)。
- (14) 明治期初めの廣岡家には「三香庵」という茶室があったという(埼玉大学名誉教授・鈴木邦夫氏のご教示による)。
- (15) 本項に関する詳細な内容は、別稿を準備中である。
- (16) 「覚(道具代銀勘定書)」(大同A六一)から「覚(道具代銀請取につき)」(大同A六一〇)。
- (17) 「覚(伯安茶碗・南蛮砂張釣船花生代・銀一三貫目受取につき)」(廣岡八一九―一六)、「道具代請取書式拾三通」(廣岡一一二―一一二)から「覚(古瀬戸小肩衝茶入他九品代銀受取)」(廣岡一一二―一一六)。
- (18) 価格は金建て・銀建てのいずれかで記載されているが、本史料群中の同時期の諸史料の記載から、ひとまず金一兩〓銀六二匁として、銀建てで表記した。以下の換算も同様。
- (19) 購入先の道具商は前掲原田著を参照。
- (20) 「覚(茶釜等代銀書上)」(大同A六一四四)。
- (21) 中野朋子「鴻池合資会社蔵「延寶乙卯三年 諸道具買帳」(『茶の湯研究 和比』第二号、不審菴文庫、二〇〇五年)。
- (22) 金欄手仙蓋瓶は「覚(雪舟筆掛物他代銀受取)」(廣岡一一二―一一五二)、李安忠は「覚(掛物代銀受取)」(廣岡一一二―一一三九)、徽宗皇帝は「覚(徽宗皇帝花鳥画掛物一幅代受取)」(廣岡一一二―一一三)。
- (23) 谷端昭夫『近世茶道史』(淡交社、一九八八年)三〇九―二七頁には、加賀の豪商銭屋五兵衛による茶道具購入の記録が示されている。
- (24) 大同B三一。
- (25) 大同A九一。翻刻を含め別稿を準備中である。

- (26) 大同A九四二。翻刻を含め別稿を準備中である。
- (27) 大同A九四一。
- (28) 「(覚)〔長板点前手順〕」(大同A九四四)から「(覚)〔懐石手順に付〕」(大同A九五四)。
- (29) 大同A九四三。
- (30) 横井淡所「茶話抄」(千宗室他編『茶道古典全集』第一〇巻、淡交社、一九六一年)二六〇頁、あわせて、同書筆写本(個人蔵)を参照。もっとも、如心斎のこの言葉は、七事式を「新法」と批判する人々への回答としては不十分であり、七事式制定に伴う如心斎の苦悩を窺わせるものと解釈できる。
- (31) 千宗員「如心斎の生涯と茶の湯」、堀内宗心「如心斎と七事式」(いずれも不審菴文庫編『如心』財団法人不審菴、二〇一二年)。七事式の完成年次に関しては、花月が披露された延享三年(一七四六)一月二八日も考えうるが(堀内宗完「千家十職」『茶道聚錦』第五巻、小学館、一九八五年、八九頁)、やや幅をもったものとして解釈しておく。
- (32) 戸田勝久「毛利重就と花月楼」(『茶の湯文化学』第六号、茶の湯文化学会、一九九九年)、中村昌生「川上不明白の茶室」(川上閑雪監修『川上不明白の茶』講談社、一九九一年)。
- (33) 前掲谷端『近世茶道史』二九八頁。
- (34) 森泰博『大名金融史論』(大原新生社、一九七〇年)一六〇頁。
- (35) 七事式のために如心斎が好んだと伝わる八畳敷は、点前座に対して正対するように床が配置されていた(中村昌生「如

- 心斎と茶室」九〇頁、前掲不審菴文庫編『如心』)。
- (36) 川上閑雪「江戸の明白」(前掲川上監修『川上不明白の茶』六二―六三頁)。
- (37) 熊倉功夫「数寄大名池田治政とその茶の湯」(林原美術館紀要・年報』第三号、林原美術館、二〇〇九年)。
- (38) 前掲谷端「江戸後期 大坂豪商の茶の湯」一一―一二頁。
- (39) 前掲谷端「江戸後期 大坂豪商の茶の湯」一六頁。
- (40) 近代における廣岡家、特に久右衛門家所蔵品売却については、別稿を準備中である。
- (付記) 本稿脱稿後、八代加久が皆伝を受けた際、吸江斎が自筆したと考えられる「茶湯的伝」の存在を、廣岡家ご子孫の方々よりご教示いただいた。
- 八代加久が「珠光、紹鷗、利休以来のわび茶を継承する者」として吸江斎から認められたことを示す史料で、末尾に「嘉永元申年八月」とある。
- 筆跡については今後の調査により確定させるべきであるが、近世後期における千家家元による自筆とおぼしき茶湯的伝であるばかりでなく、近世上方豪商への奥儀の相伝を示すものとして極めて貴重であり、稿を改めて紹介する予定である。

## 八 廣岡家と西本願寺

廣岡久右衛門家（屋号加島屋）は、近世大坂の両替商であるとともに西本願寺派（西本願寺を本山とする教団。以下西派と表記。東本願寺も以下東派と表記）の有力門徒としても著名である。この久右衛門家を含め、近世大坂商人は東西本願寺教団を支える重要な存在であった。

例えば、西派の事例では、財政窮乏に陥った本山の財政改革（天保改革、大根屋改革とも）を担った石田敬起（大根屋小右衛門）が注目されている<sup>①</sup>。石田敬起は摂津国豊嶋郡東市場村（現池田市）の岸上家三男として生まれ、後に大坂天満に所在する商家の大根屋の婿養子に入って当主となった人物である。実家の岸上家は摂津十三日講の一員であり、また大根屋自体も代々興正寺天満御堂に属する浄蓮寺の門徒であった。東派の事例では、平野屋五兵衛（高木宗賢）や大黒屋道誓が著名である<sup>②</sup>。前者は近世東派教学を形成した学僧・恵空のスポンサーであり、本山教学研究機関である学寮の講堂建立を援助した人物であった。後者は、難波御坊の肝煎惣代の一で、学寮の経蔵を平野屋とともに寄進した人物である。

廣岡家文書には、西本願寺をはじめとする多くの寺社関係史料が伝来している。本稿では、まず久右衛門家の信仰について概略を述べたうえで、同家文書にどのような寺社関係史

料が含まれているのかを説明する。続いて、久右衛門家が西派教団や学林（後述）といかなる関係を取り結んでいたのか、具体的な史料を紹介しながら述べていきたい。

## 八・一 廣岡家の信仰

まず、久右衛門家と真宗寺院との関わりについて触れる。久右衛門家の檀那寺は尊光寺（摂津国東成郡梶本町）である。同家は津村御坊とも深い関係を有しており、初代加久（富政、法名教西）は寛文一二年（一六七二）時に御坊の講中惣代を務めていたことが確認できる<sup>③</sup>。

また、久右衛門家は津村御坊の勘定所の筆頭にも名を連ねている<sup>④</sup>。勘定所とは、元禄五年（一六九二）の御坊再建の際に工事の進行を図るために設けられた一八の役所の一つである<sup>⑤</sup>。これらの諸役所は「十八役所」と称され、御坊を護持する津村御坊十二講とともに御坊の運営を支えた。このうち、勘定所は、①諸事の調進物などの証文を裏判所から受け取って吟味し、金銭を出納する、②金銭の寄進を受ける際に帳面に記録し蔵へ納める、という役目を担った。天保二年（一八三二）七月に御坊留守居高山主水と勘定所廣岡久右衛門以下五名、勘定方奥村七左衛門以下七名等が連名して作成した「津村御坊取締申合意」によれば、御坊から本山への諸願は留守居と「御勘定」（＝勘定所・勘定方か）が評定のうえ伺

うことが取り決められており、久右衛門家が関与した勘定所と勘定方の権限の強さを窺うことができる。<sup>⑤</sup>

久右衛門家の信仰面については、初代加久や四代加久（吉信、法名喜西）の遺言書からその一端が垣間見える。まず、初代加久の遺言書（延宝八年八月三日作成）<sup>⑦</sup>について述べる。初代加久は二代加久（正吉、法名心西）に対し、以下の指示をしている。まず、自身が死去した折には、本山家臣や御堂衆寺院、津村御坊役僧や講中、尊光寺などに金銭を寄進するよう述べる（寄進額も提示）。また、妻子に残す遺産（金銭）についても、「（死後）七年過納所之義ハ御本寺様江と存候」（御本寺＝本山）<sup>⑧</sup>と言い、自身の没後から七年が経過したら本山へ寄進したいとしている。

次に、四代加久の遺言書（宝暦一三年二月作成）<sup>⑧</sup>を見てみると、やはり本山などへの寄進額が示される。具体的には、門主（一七代法如）に二〇〇両、新門主（一八代文如）に一〇〇両、連枝方に二〇〇両を寄進するよう述べる。また、本山家臣や尊光寺などには妻妙栄の指図次第に寄進をするようにと指示している。さらに、この遺言書には、質素・儉約に努めて家業の立て直しを図ったところ、初代加久による本山への馳走の陰徳によって家業繁昌に至ったという趣旨の内容も記されている。通俗道徳に根ざした思想形成と真宗信仰との関わりを窺い知れる興味深い内容である。

## 八二 廣岡家文書の寺社関係史料

### 寺社関係史料の概要

廣岡家文書にある寺社関係史料は、西派本山や同派教学研究機関の学林（三で詳述）、津村御坊、檀那寺の尊光寺といった西派寺院や他宗派寺院、神社に対する寄進・借用関係史料が多い。西本願寺関係の史料については後述するので、まずは他宗派寺院や神社関係史料について説明する。

他宗派の寺院関係史料には、中山寺（真言宗）、高野山安養院（真言宗）、真如寺（浄土宗）などへの供養料や伽藍修復助成の受取証が見出される。中山寺には分家の廣岡五兵衛家の墓所があり、安養院には五代加久（正房、法名正西）やその妻妙千の位牌が納められている。また、真如寺には杉山平六・久右衛門両家の位牌がある。こうした家や親族の菩提を弔う諸寺院のほか、四天王寺や御霊神社、住吉社といった大坂近辺の神社、東福寺や天龍寺、石清水八幡宮といった京都所在寺社への寄進受取証も確認できる。

### 西本願寺関係史料

次に、西本願寺関係史料について検討する。その内容を寺院別に大まかに整理すると次のようになる。

#### （1） 本山

- (a) 寄進（門主など）
  - (b) 借用：三業惑乱関係、門主関東参向、本山改革など
  - (c) 西大谷墓地関係
  - (2) 学林
    - (a) 寛政期再建関係
    - (b) (a) 以外の学林施設等修復関係など
    - (c) その他寄進・借用：視実等象儀作成費など<sup>10)</sup>
  - (3) 津村御坊
    - (a) 寄進：永代経料、御坊修復など
    - (b) 借用：御坊運営、御坊修復など
  - (4) 尊光寺
    - (a) 寄進：寺格昇進、本堂再建など
    - (b) 借用：諸事要用
- 全体的な特徴として指摘できるのは、久右衛門家による寄進に対する御印書（受領書のこと）や借用証文が多くを占めていることである。ここでは一例として、史料八一を紹介する。これは、文化三年（一八〇六）八月に本山家臣が津村御坊勘定所衆中・同勘定方衆中に宛てた規定書である。この規定書によれば、「関東表御裁許」によって本山の出費がかさんでいたが、「御慎中」であるため、内々に金銭借用を依頼したところ、津村御坊勘定所・勘定方から二〇〇〇両を工

面してもらえなくなったとされる。返済については、前年冬の御用金の返済もあることから、翌文化四年三月までを期限に返済することに決されたという。

文中に出てくる「関東表御裁許」や「御慎中」とは、いずれも三業惑乱に関連する。三業惑乱とは、西派で発生した全国規模の異安心（異端的教説）事件を指す<sup>11)</sup>。越前国龍山の異安心を糾す際に同国平乗寺功存（のち、学林能化就任。能化は学林の最高責任者）が唱え、後に本山・学林の正統教説として位置づけられた三業帰命説に対して、地方の学僧が疑義を呈し、徐々に対立が拡大していった。功存の次に能化に就任した智洞の代に対立が激化し、僧俗による騒動が生じた結果、幕府が介入するに至る。最終的に文化三年七月、本山は幕府から一〇〇日間の閉門処分を下された。また、三業帰命説は本山によって異安心であると裁定されている。

三業惑乱により、当該期の本山は学林僧侶の江戸出府などによる出費が増大していた。史料八一からは、閉門処分中の本山が、内々に大坂から資金調達を行っていたことが分かる。廣岡家文書に本史料が伝来しているのは、久右衛門家が津村御坊の勘定所の一員であったためであると思われる。

このほか、まとまった史料として、寛政期学林再建（後述）に関するものや西大谷墓地関係の史料がある。後者は、文化一二年時の五兵衛家による墓所買得に関する史料や、文政一

三年（一八三〇）の京都地震で被災した花屋・田村甚之助への資金援助関係の史料で構成されている。西大谷墓地には五兵衛家墓所より先に久右衛門家の墓所が建立されていた。そのため、五兵衛は自家の墓所を「御本家御墓所之一段下ノ場所」かつ、広くて便利であった「中谷」に定めている。<sup>(13)</sup>

### 八三 廣岡家と寛政期学林再建

廣岡家文書には学林関係の史料が多く残されており、とりわけ寛政期再建に関わる史料がまとまって伝来していることが特徴的である。本項では、久右衛門家と学林とのつながりについて触れたうえで、寛政期学林再建に久右衛門家がどのように関与していたのかを見ていく。

### 廣岡家と学林

まず、西派の学寮・学林について説明を加えておこう。西派の教学研究機関は、寛永一五年（一六三八）、京三条銀座の年寄野村屋新兵衛宗句が亡き娘の追福供養のために懇志を納めたことが契機となり、翌一六年一〇月初旬に諸施設が建立された（学寮と称される<sup>(14)</sup>）。学寮の運営費用も宗句が援助したという。しかし、その後、承応の鬨牆<sup>けきしょう</sup>という異安心事件が発生したことにより、学寮は明暦元年（一六五五）に幕命を受けて破却された。元禄八年（一六九五）、幕府の公許に

より講堂が再建され、幾度か修理や改築が加えられながら規模が拡張されていく<sup>(15)</sup>。なお、学寮破却後には仮学寮にて講義が継続されたが、この仮学寮が「学林」と称され、以後はこちらの名称が用いられていくようになる。

久右衛門家と学林との関係は、宝暦元年（一七五一）二一年にかけての講堂修復時に廣岡家が費用を支援したことからはまる<sup>(16)</sup>。この後、講堂以外の諸施設が改築され、このうち食堂は、宝暦一四年正月に、妙栄（四代加久妻）が故久西（五代加久正房の弟で、四代加久の養子）の小祥忌を学林で執行した際の志を元に建築された<sup>(17)</sup>。ちなみに、四代加久は学林能化の義教<sup>ぎきょう</sup>に深く帰依しており、義教が能化に就任した宝暦六年から久右衛門家による学林への寄進が増加したという。六代加久（正誠、法名誠西）代の天明四年（一七八四）には、智洞の働きかけを受けて京都西洞院別邸を学林に寄進した<sup>(18)</sup>。屋敷は修理され、翌年四月に能化功存が入居した。こうした学林諸施設維持・拡充への財政支援だけでなく、久右衛門家と学林は、音物の贈答や学林での仏事執行など、日常的な交流を継続的に行っている<sup>(19)</sup>。

### 寛政期の学林再建

天明八年（一七八八）正月三〇日に発生した京都大火により、学林は甚大な被害を受けた。学林施設の再建は、『学賢

万檢雜牘』を中心とする学林史料によってその経過が明らかにされており、久右衛門家の協力を仰ぎながら講堂などの再建が成ったこともつとに指摘されている。<sup>(23)</sup>しかし、『学鬻万檢雜牘』は寛政三年四月八日から享和二年夏頃までの記事が散逸しているため、その間の再建に関する状況を把握することは困難であった。

廣岡家文書の寛政期学林再建関係史料は、包紙<sup>(24)</sup>にくるまれた一式の史料と、「京都西本願寺学林再建書物入／自天明八戊申年」（スラッシュは改行）と書かれた木箱に入った史料によって構成される。これらには、学林の図面（図8、廣岡一五―一〇）や、工事の見積書、建築資材の請求書のほか、能化功存や学林諸役の僧侶から出された書状などが含まれている。以上の史料を活用することにより、学林再建における久右衛門家と学林との交渉の中身や、学林側の史料だけでは追うことのできない、寛政三年（一七九一）四月以降の状況を補完することが可能となる。そこで、以下では、学林再建までの経過を『学鬻万檢雜牘』や廣岡家文書を取り上げながら追っていく。<sup>(25)</sup>それを通じて、久右衛門家が学林の再建にどのように関与していたのかを検討したい。

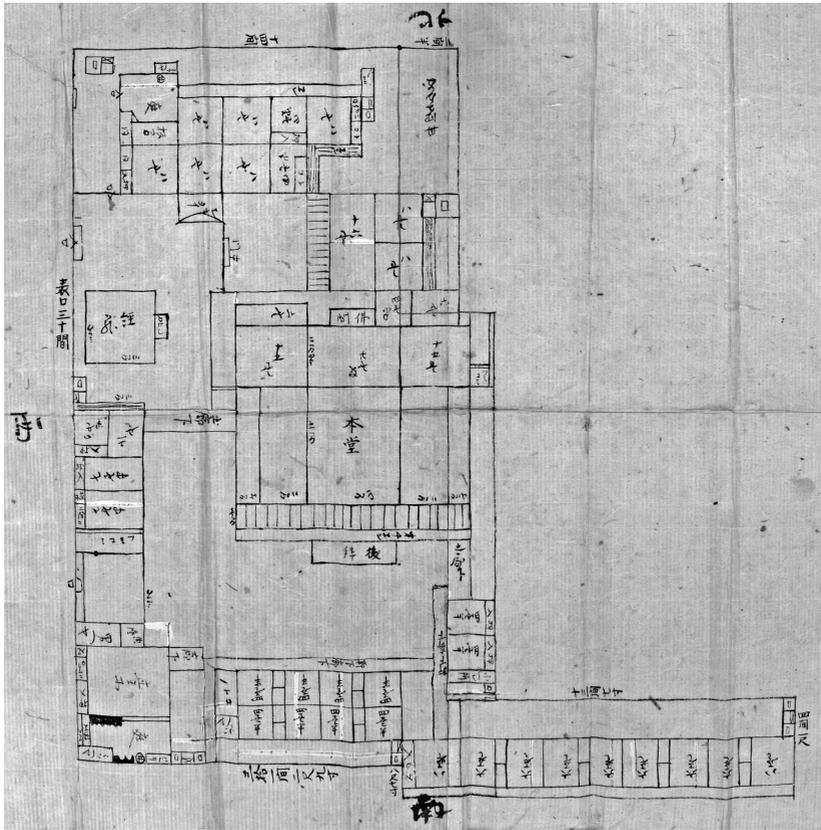
天明八年二月二日、学林は久右衛門家に使僧を派遣して学林が類焼したことを伝えた。<sup>(26)</sup>同月二九日には久右衛門家から見舞いの品が学林へ贈られ、その際に久右衛門家側から、早

速のお世話はできないが、追々御用を申しつけてほしいとの伝言があった。<sup>(27)</sup>

約二ヶ月後の四月二一日、学林再建への援助を打診するたぬ、仰誓<sup>(28)</sup>と求道<sup>(29)</sup>が大坂に下向して久右衛門家に来訪した。久右衛門家からは支配人の善兵衛と恵環<sup>(30)</sup>が応対している。両者からは、①学林再建に関する功存からの依頼は承知したこと、②学林は先祖が建立したので、六代加久（正誠、法名誠西）は「身分儉約」して再建の成就に臨む所存であること、③他所からの寄進は遠慮なく受け取ってもらい、廣岡家が協力していることは露顕しないようにしてほしいこと、以上三点が告げられた。六月二七日になると久右衛門家手代の条助が来京し、学林の焼け跡を見回っている。<sup>(31)</sup>また、条助は功存とも対面し、学林からは講堂の略絵図（図8と同一か）<sup>(32)</sup>が渡された。その後、一月には関蔵閣と対面所が完成した。<sup>(33)</sup>

翌寛政元年三月から四月にかけては、越前国から切り出された材木に関するやりとりなどが廣岡家文書で確認できる。<sup>(34)</sup>これらの材木が学林のどの施設用のものであるのか判然としないが、講堂以外の諸施設に関するものではないかと思われる。八月になると、智洞が河内への下向のついでに久右衛門家に立ち寄り、寮舎や文庫所の再建の援助を願っている。<sup>(35)</sup>

このように、学林各施設の再建が進む一方で、講堂の再建は滞っていた。こうした状況を受け、学林側は、寛政二年五



【図8】寛政期の再建計画における西本願寺学林平面図

月九日に芳道と玄暢の二僧に学林知事(学林内の役職の一つ)の書状を預け、久右衛門家へ派遣した。<sup>36</sup>書状には、講堂再建までは本山の集会所を借りて講義をしているが、学林役所から距離があるために不便なので、どうか延引なく講堂の再建を行ってほしい、と記されている。<sup>36</sup>

しかし、その後も講堂再建は進まなかった。学林が一〇月に智蔵を派遣したところ、数日後、智蔵に應對した手代条助から功存宛の書状が到来した。本書状の下書は史料八一として伝来しており、その内容を知ることができる。そこからは、講堂再建が「無抛差障」によって延引していたこと、今回の智蔵との面談を受けて主人(六代加久)に相談したところ、再建費用は功存の指図次第工面することになったことが分かる。また、詳細については来年三月に功存が上京した折に申し上げたいと述べられている。

「無抛差障」とは何を指すのだろうか。先の記述で、寛政二年五月九日に芳道と玄暢が久右衛門家へ来訪したことに触れたが、その典拠である『学鬘万檢雜牘』五月九日条には、「此節公儀ち」仰出候ニ付、彼是差問之儀有之……」<sup>37</sup>とある。虫損による判読不能部分が多いものの、以上の記述より、久右衛門家が幕府からの何らかの下令を受けたことによつて、講堂再建が遅滞したと推定できる。実は、寛政元年九月一〇日、久右衛門家は鴻池善右衛門とともに幕府から三

〇万両の御用金の調達を内々に申し渡されていた。<sup>37</sup>翌二年正月、幕府は上記二家を含む一二軒に対して二五万両の御用金調達を正式に申し渡ししている。したがって、「無抛差障」とは、幕府による御用金調達のことを指していると考えられる。<sup>38</sup>

翌寛政三年、四月一八日付で功存から久右衛門家に書状(史料八一三)が到来した。そこには、久右衛門家からの金五〇〇両の寄進に対する礼や、今後変わらぬ懇志を寄せてもらいたいという要望などが述べられている。以後、講堂の工事は順調に進んだようで、寛政三年八月六日に手斧始めが行われた。<sup>39</sup>また、翌四年閏二月一二日付で出された功存の書状より、この時期に講堂の上棟が成ったことが分かる。<sup>40</sup>

以上、学林再建の展開を廣岡家文書も用いながら見てきた。今回は取り上げられなかったが、同家文書には学林の諸絵図面や大工作成の建築見積書、越前国の材木積送り関係史料など、多くの関連史料が残されている。具体的な検討は今後の課題だが、こうした関連史料が伝来することも合わせ、久右衛門家は、正に史料八一三の功存書状中に登場する「学林大檀越」として、寛政期の学林再建を全面的に支援していたといえるだろう。

以上、廣岡家文書の寺社関係史料をいくつか紹介しながら、久右衛門家の信仰の一端や諸寺社とのつながり、学林との関

係について検討してきた。久右衛門家は西本願寺を中心に、様々な神社と多様な関係を結んでいた。また、西本願寺をめぐっては、当主の遺言状から大規模商家における真宗信仰の特質を示す史料や、本山および学林などがどのような活動をしてきたのか、経済面を主とする諸動向を窺い知ることのできる史料が含まれていることが分かった。さらに、学林との関係では、四代加久の義教に対する帰依から始まった結びつきが、近世中後期にいたり、学林から「学林大檀越」として位置づけられるまでに発展していたことを把握できた。

今後は、廣岡家文書自体のさらなる分析とともに、同家文書と寺社史料をつきあわせて検討していくことが求められる。そうした作業を経ることにより、久右衛門家の活動を、経営面だけでなく宗教面も含めて考察することが可能となるだろう。

- (1) 中川すがね「大根屋改革について」(同『大坂両替商の金融と社会』清文堂出版、二〇〇三年、初出一九九一年)、本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二卷(本願寺出版社、二〇一五年)。
- (2) 上場顕雄「近世大坂の真宗寺院」(同『増補改訂近世真宗教団と都市寺院』法蔵館、二〇一三年、初出一九七九年)。
- (3) 鷺尾教導編『津村別院誌』(本願寺津村別院、一九二六年) 四一九〜四二七頁。

(4) 前掲鷺尾書。

(5) 前掲鷺尾書三四六〜三四頁。

(6) 前掲鷺尾書四一九〜四二七頁。

(7) 廣岡一二二二。

(8) 廣岡一二五六〜一二二。史料の一部は史料三一に掲載。

(9) 通俗道德については安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(青木書店、一九七四年)を、通俗道德と真宗信仰の関係性をめぐっては上野大輔「近世後期における真宗信仰と通俗道德」(『史学』八二(一・二)、二〇一三年)を参照。

(10) 視実等象儀は、仏教天文学に基づく天象儀で、学僧佐田介石の発案によって作成された。その作成代金は約一〇〇両で、学林は九右衛門家に寄進を依頼しているが、久右衛門家は全額ではなく三〇両を寄進している(廣岡八一二五・一・二)。  
佐田介石については、谷川穰「〈奇人〉佐田介石の近代」(『人文学報』八七、二〇〇二年)を参照されたい。

(11) 三業惑乱を扱った成果としては、さしあたり引野亨輔「異安心事件と近世的宗派意識」(同『近世宗教世界における普遍と特殊』法蔵館、二〇〇七年、初出一九九八年)、澤博勝「近世後期の民衆と仏教思想」(同『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年)・同「近世民衆の仏教知と信心」(澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会』3、吉川弘文館、二〇〇八年)、小林准士「三業惑乱と京都本屋仲間」(『書物・出版と社会変容』九、二〇一〇年)、前掲『増補改訂本願寺史』2、上野大輔「近世仏教教団の領域的編成と対幕藩交渉」(『日本

- 史研究』六四二、二〇一六年）を参照。
- (12) 廣岡六九一〜六九一九三。
- (13) 廣岡六四一〜六四一四三三三。
- (14) 廣岡六九一六。
- (15) 龍谷大学三百年史編集委員会編『龍谷大学三百年史』通史編上巻（龍谷大学、二〇〇〇年）一一〜一二頁、一五八〜一五九頁。
- (16) 前掲『龍谷大学三百年史』一五八頁。
- (17) 前掲『龍谷大学三百年史』一八二〇頁。
- (18) 前掲『龍谷大学三百年史』二二頁、一五九頁。
- (19) 前掲『龍谷大学三百年史』一六〇頁。
- (20) 前掲『龍谷大学三百年史』一八〇頁。
- (21) 前掲『龍谷大学三百年史』二三頁。
- (22) 前掲『龍谷大学三百年史』一六一〜一六二頁。
- (23) 前掲『増補改訂本願寺史』2・『龍谷大学三百年史』。
- (24) 廣岡九五四一一。
- (25) 廣岡一五一一一。
- (26) 『学費万檢雜牘』については、龍谷大学三百年史編集委員会編『龍谷大学三百年史』史料編第1巻（龍谷大学、一九八七年）の翻刻を用いる。以下、同史料を典拠とする部分は、注に『学費万檢雜牘』〇頁」と記載する。
- (27) 『学費万檢雜牘』一八四頁。
- (28) 『学費万檢雜牘』一八七頁。
- (29) 『学費万檢雜牘』一九三〜一九四頁。
- (30) 三代正中の娘とわと高麗橋新屋九右衛門との間に生まれた娘で、俗名つね。とわは九右衛門と離縁し、つねは母こん（采寿）に引き取られた（図2-1）。
- (31) 『学費万檢雜牘』一九四頁。
- (32) 『学費万檢雜牘』二〇四頁。
- (33) 廣岡九五四一二、同九五四一九、同九五四一一〜一三、同九五四一五。
- (34) 『学費万檢雜牘』二二〇頁。
- (35) 『学費万檢雜牘』二二三頁。
- (36) 廣岡九五四一四。
- (37) 森泰博「文化期までの御用金と鴻池家」『商学論究』三三二（三）、一九八五年）。
- (38) なお、講堂再建の遅れの要因には、学林側が抱える事情もあった。学林は、本山に対して講堂用地の拡張を願い出たが、町屋の移転を伴うため、本山側との交渉が難航していたのである。しかし、最終的には、寛政二年六月二十七日に地所拡張が認められた（前掲『龍谷大学三百年史』二六頁）。
- (39) 廣岡一五一九二。
- (40) 廣岡一五四二二。

おわりに

以上、近年相次いで発見された廣岡家関連史料の概要、およびその学問的意義について紹介した。廣岡家の研究は、文

字通り緒に就いたばかりであるが、本史料紹介を契機として、多くの研究者に廣岡家関連史料の存在と利用可能性が認識され、三井家・鴻池屋に並ぶ豪商として、加島屋久右衛門家・五兵衛家の研究が進展することを願ってやまない。

執筆責任を明確にするために、以下に執筆分担を示す。

第一章～第三章 高槻泰郎（神戸大学経済経営研究所）・村和明（公益財団法人三井文庫）・宮本又郎（大阪大学名誉教授）

第四章 酒井一輔（東京大学大学院経済学研究科博士課程）

第五章 小林延人（秀明大学学校教師学部）

第六章 結城武延（東北大学大学院経済学研究科）

第七章 倉林重幸（日本銀行金融研究所）

第八章 芹口真結子（一橋大学大学院社会学研究科）

本稿を執筆するに当たっては、大同生命保険株式会社、廣岡家ご子孫の方々、尼崎市立地域研究史料館よりのご支援を賜った。また、JSPS科研費・16H03645、25285100の助成を受けた。史料の整理、系図の復元に際しては、以下の方々のご協力を得た。安藤久子、尾脇秀和、平幸治、西野昌樹、藤尾隆志、松岡隆史、三宅コナン（五十音順）。ここに記して謝意を示したい。

#### 【凡例】

- 一、翻刻にあたっては、必要に応じて読点「、」および並列点「・」をつける。
- 一、漢字の字体は原則として常用漢字体を使用する。
- 一、闕字、平出、台頭については、原文の表記を尊重する。
- 一、変体仮名は現行の平仮名に改めるが、助詞として使用されている「茂」「も」「江」（え・へ）「而」「て」「者」（は）「与」「と」など、および「并」（ならびに）については、平仮名に改めず使用する。
- 一、より、して、しめ、コト、トキ、トモなどの合字の内、より（*ち*）としめ（*ぢ*）を除く他は、全て仮名に改める。
- 一、虫損箇所については文字数に応じて□、□□とするが、文字数不明の場合は（ ）とし、推定できる場合は傍注を付して、（ ）に推定した文字を記す。
- 一、抹消、訂正、重ね書きは、判読できる場合、傍注を付して、（見せ消し「」）という形で、判読した文字を記す。判読できない場合、■で表記する。
- 一、編者による校訂は（ ）に入れ、傍注とするか、亀甲括弧「」に入れて文中に記す。
- 一、誤記・意味不明な場合には、傍注に正字を記すか、（マ）を付し、脱字には（脱）、疑問が残る場合は（カ）と傍注に記す。

史料二二一 「書置申証文之事」(廣岡二二一八)

書置申証文之事

一、高百貳拾六石四斗八升四合貳勺、所持之田畑、其外家敷地・家并諸道具・雜具共不殘俸藤四郎(後、四代吉信(喜西))ニ譲りあたへ申処実正也、尤藤四郎儀ハ大坂屋水町加嶋屋久右衛門(三代正中(節西))病氣ニ付商売難勤閑居仕ルニ付、藤四郎筋目之者故、加嶋屋久右衛門家督相続之ため、御殿様江御願申上、大坂へ差遣し申候、然ル上ハ加嶋屋久右衛門家督商売相続いたし、久右衛門も病氣本腹於仕ル者、早速久右衛門へ相渡シ、古郷東難波へ罷歸り本宅相続可仕事、

雖然、末々品ニより久右衛門相對之上、一生大坂ニ居住於仕ル者、此家督毛頭無相違孫彦太郎へ不殘其方相譲り、家督彦太郎相続可仕候、則彦太郎へも此趣書置相渡シ申候事、

右之通義定仕ル上ハ、只今難波之家督ハ彦太郎相続仕候、藤四郎大坂へ歸り候首尾ニ罷成候ハ、何時ニ而も無異変家督藤四郎へ相渡シ、彦太郎身上之儀ハ藤四郎差図可任候、少も藤四郎へ不足申問敷候、又藤四郎方も家督之内、田地ヲ以彦太郎相立候様ニ可仕候、弥々むつましく可仕事、

一、加嶋屋久右衛門親心西(二代正吉)ハ難波家督之棟梁ニ

而之候へ共、加嶋や教西(初代富政)家督相続いたし、一生大坂ニ而相果候、然者心西義ハ加嶋や・難波両家之亭主ニ而候間、末々ニ及候とも両家互ニ一家ニ可存事、右之趣藤四郎・彦太郎へも遺言雖申渡ス、万一不和之儀も可有之候哉と一紙を書殘シ候、孝行之志も有之候ハ、右之通堅相守、両家相続可仕候、

一、伴清六事、不行跡絶言語候ニ付、永々勘当仕候、我等相果候跡ニ而も兄弟不通可仕候、自然藤四郎兄弟之よしミを存、志を通シ候か、若又家督之内、田畑なととらせ度差図なと於申出ルニハ、無遠慮彦太郎罷出、田畑ハ不及申、一粒をもとらせ申問敷候、書置如件

享保三戊戌年正月廿三日

廣岡九兵衛正義(花押)

同性 市郎右衛門(印)

淨徳寺 寿伯(印)

東難波庄屋

幸右衛門(印)

同村年寄

治右衛門(印)

同村庄屋

五郎右衛門(印)

同村年寄

太郎右衛門(印)

右承届ケ一家加判

廣岡藤四郎へ

讓ル

史料二二一「九右衛門跡式子共に配分之銀子并家屋敷家財諸道具渡し

道具渡し申書置之事」廣岡九七〇一六二二二三

九右衛門跡式子共に配分之銀子并家屋敷家財諸道具渡し  
申書置之事

一、丁銀式貫目者 おすて方へ、但高五貫目

内三貫目ハまへかとにむこ五兵衛  
殿ニ渡し候て、残式ノ目ハ所帶渡  
り候ハ、此銀可渡候

一、丁銀九貫目者 太郎吉殿へ

一、丁銀七貫目者 お長方へ

但入め共ニ

一、丁銀九貫目者 清五郎殿へ

一、丁銀七貫目者 おつる方へ

但入め共ニ

一、丁銀七貫目者 おまん方へ

但入め共ニ

一、丁銀參貫目者 後家方へ

一、丁銀三枚 堺七兵衛殿

但百式拾九匁

但、お梅・おきく其いもうと共ニ

其方合点次第ニ、少ツ、御とら  
せ候へと申渡まいらせ候、

一、丁銀壹貫目 内ノ庄兵衛方へ

一、丁銀壹貫目 善吉方へ

一、丁銀參枚 御町衆へ 船庭 寺 会所にて成共御

但百式拾九匁

被申候

一、丁銀錢 配分之外ニ有之

一、高麗橋町目住所之家屋敷・うっほ丁之家屋敷モ太郎吉

殿へ、并金之下之はいまて母ト式人ニとらせ申候、太郎

吉妹弟成人仕次第ニ、談合いたし、右之銀子と諸道具を

見はからい、わけて御とらせ可有之、又清五郎ニ商之可

有所を見立、家屋敷買候てとらせ可被申候、我等存生之

内に買候へハ、猶以之事也、

一、久兵へ・喜右衛門・平三郎へ、新座之ものニ候故、紙面

に銀子書之せ不申候、奉公よく仕候ハ、行末目かけて

御使可有事、但我等存生之内ニ其ものやくに立可申を見

はからい候ハ、添かきいたし可申候、

一、弔之入目に遣候残銀も、太郎吉と母ト相さばき、万一仕

そこなひ申子共候ハ、互ニ力をつけ合せ、<sup>御也</sup>一けいせ

いくるい、一ばくち打申事、其身に不似合事仕候ハ、

合力無用也、つねく商事に情ヲ入候て、仕そこないの

事者こまゝのへられず」とらせ可申候、如此細かに配當仕置候後「我等存命内にも」若銀子そん仕候共、長左右衛門・おすてハもはや別家に成シ申候間、此二人にはかまひ有間敷候、相残子共として銀子之増減ヲ勘へ、割符にいたし取可被申候、必そんいたし候には不極候へとも、まふけ「大よくハむよくにたり」と之心を持テ「そんとてそん仕候ハ、不及是非仕合ニ候、大欲をかまゑす随分商事に情を入、まふけ候て母・妹・弟をも養育致、残所候ハ、いかほと成共手から次第ニまふけて取、下々の子共をも引立可被召候、兼又「そんせざる仕用之事」正直之道にてまふけたる銀子行末共によきもの也、邪曲之道ニ而入財宝ハ必命ともにあしくほふるとしるへし、此等之趣よく分別可有之、去ほとに太郎吉殿或ばくちを打、或ハけいせいくるいめされ候ハ、片時もはやく子共談合いたし、おい出シ可申候、此段ハ太郎吉殿一人にはかぎらず候、何レの子ともによらず行儀あしき事於有之ハ、急度吟味をいたし、右之通に可被召之子細候ハ、其身一人ゝのために候間、心持たしなミ専一候事、

右表書之通無相違相渡し可被申候事專要ニ候、第一ハ親系の孝行にも相叶可申候、扱後々之儀ハ随分母にも猶以孝行をほんとし、兄弟互ニ其身持候様に分別仕、異見を仕合可申

候、就其後家若令「改嫁」か、又ハ主親類方へ銀などを取かへ候ハ、右之はいぶん銀子をも渡し申間敷候、但後家親類方に少思ふ子細仍有之也、然ルヲ我等申分に不仕候ハ、後家によるづ取さいばんさせ申間敷候、いわんや物の談合も仕間敷候、併後家子共のためをおもひ、又家をまもり、我等申分ニ仕候ハ、母をろか成りと云ふ共、万事ニ付テ談合いたし可申者也、とかく思ふに、実ニ年月之過行、又ハ老少不定を思ひ出し、俄ニ改テ思慮もなき愚案を不憚、悪キ手ニ而筆を染、書し置候畢、予存生之内にそれゝに子共仕付候て、過行事残多クも不存候、子細ハ談願ハ尽せぬもの也、若望足ぬれば命ながくもほしかるへし、乍去命ながけれハはぢ多しと、古キことの葉にも候へハ、はや此言葉のつづき不都合成ル文章のながきも見くるしく存候間、万事を抛て子共に先立死行事令満足、殊順儀とも是を云へし、

問如何是仏  
答 眞実夢中ノ秋月  
問月隠ニ重山ニ則如何  
答 住ニ舜光無為都ニ

如是カナマデ付置候、能々分別被召候而  
敬白

右者寛永拾六年卯六月廿四日ヲ改テ書直シ申者也

寛永式拾年

高麗橋壹町目

新や九右衛門入道(印)

未七月廿一日

法名 道悦(花押)

新や九右衛門

後家

新や

太郎吉殿

新や

清五郎殿

参

右書置之通相濟申筈に御座候、然共九右衛門相果申後、万

不謂儀申出シ、御前様まへさまヲ不憚申上ルもの御座候共、書

置之通に被為 仰付可被下候、偏ニ御慈悲を奉仰候、以上

寛永式拾年

新や (印)

未七月廿一日

九右衛門(花押)

御奉行様

史料三十一 「書置」 廣岡二二五六―二二 (抄録)

(前略)

一、我等事、難波村広岡九兵衛家名致相続居候処、当家節西  
様御病身ニ付、難相勤御座候ニ付、妙古様方我等ヲ養子

ニ被成度由達而被望、実父專西被致許容、享保三戌年当  
家江相続ニ参り、節西様娘おかめと夫婦ニ成り、然ル所  
其時節当家身代殊之外不如意ニ有之、得意方其外知音方  
方借銀多ク難渡之場所ニ有之、迎茂此通り借銀多ク歩銀  
等年々多ク相払候而者弥身代相立不申様ニ有之候ニ付、  
妙古様を始、手代十郎兵衛・清兵衛・李兵衛其外一家中  
相談之上、玉水町西国橋之角屋敷・江戸堀西北角ノ屋敷・  
御堂前屋敷・伏見堀刃先町屋敷・京之屋敷、ノ五ヶ所屋  
舗売払、借銀方江相渡し、先借銀方を防キ申候処、相残  
ル者玉水町本家居宅・同町西ノ蔵屋敷・江戸堀隠居屋敷、  
ノ三ヶ所ニ有銀百八拾貫目、家財不残請取居候得共、未  
借銀五百貫目余も有之、難相凌候へ共随分相慎ミ居候処、  
ケ様之身代柄ニ付世上之唱茂不宜候所、我等存念ニ者当  
家之儀元祖教西様、心西様難波方御出当家相立候処、我  
等随分身を固メ相勉候ハ、畢竟家業之儀者仕似セ有之  
事ニ候へハ、先儉約ヲ専ニ致、質素ニ身を固メ候ハ、是  
非家をも引起し可申与、猶又随分身をメリ相勤申候処、  
第一元祖教西様方代々御本寺様江段々御馳走有之候陰徳  
顕レ候哉、問屋商売追々繁昌ニ相成り、毎年北国米登り  
高四五万石計茂登り、又ハ得意方積出し米其外以為米共  
浜方売買之口錢多ク殊之外繁昌致来候、猶又随分儉約い  
たし、一切花美を好不申、家内ニ而酒を好申事一度茂無

之、或者外々参会事歟、御屋敷方振廻等之外自分ニ酒食好不申、心を固メ、勿論若年より略遊所へ一切足踏ミいたし不申、一生ケ様ニ致来リ候、第一自分商と申儀家之法度ニいたし堅ク相慎ミ、浜商之儀一切致不申候、ケ様ニ候故冥加ニも相叶、次第ニ繁昌致来リ候、

〔後略〕

史料三二二 「御定法」 廣岡二二三四二

御定法

一、子飼之者、元服申付初年、毎節季給銀貳拾目遣ス、翌年より年々拾匁ツ、増銀之事、

一、初年より貳拾四ヶ年目ニ給銀貳百五拾目ニ相成ル、此年支配見習申付事、右ニ就而者、大切成ル役儀、諸帳面勘定被致候故、誓詞被認、爪印之事、宛名著時之支配人宛、且那樣御立合之事、

一、支配本役申付候ハ、初年より三ヶ年之間毎節季給銀与して不遣不遣心付銀三百目ツ、遣ス事、

一、右四ヶ年目より壹ヶ年之間、毎節季銀四百目宛遣ス事、

一、右七ヶ年目より毎節季ニ銀五百目ツ、遣ス事、

但、元服申付候年より略五百目之初年迄、三十壹ヶ年目成ル、

一、別家申付候ハ、請込帳より為別家料銀五拾貫目遣ス、是茂屋敷方江加入ニ致置、年々利息相渡ス事、

一、中年出勤給銀、初年四拾目ツ、翌年より年々拾匁ツ、増銀之事、

一、右四ヶ年より拾八ヶ年目ニ、給銀貳百拾匁ニ相成ル、此年休所申付ル事、

一、七拾目家賃遣ス、

一、拾九ヶ年より貳拾貳ヶ年目ニ、給銀貳百五拾匁ニ成ル、是ニ而止ル事、

一、二代目之中年別家之方より、猶又中年之者ニて出勤致候ハ、左之通り、

一、貳百五拾目 先代賄料

一、七拾目 家賃金  
一、三百貳拾目

二代目之者江者給銀左之通

四拾目ツ、 初年毎節季遣ス

五拾目 式ヶ年目

六拾目 三ヶ年目

七拾目 四ヶ年目

八拾目 五ヶ年目

九拾目 六ヶ年目

百目 七ヶ年目

是ニ而留ル事、

一、給銀百目ニ相成、其年より向拾壹ヶ年目ニ休所申附ル事、

①

一、子育店若キ者江、盆暮両度、左之通り遣事、

一、五拾目 洗物料

一、拾五匁 下帯料

但、支配役ハ不遣事、

一、中年之者江盆暮両度、左之通り遣ス事、

一、五拾目 洗物料

但、下帯料ハ不遣候事、

右此外ニ、盆暮左之通り

一、三拾目 盆 晒布料

一、三拾目 暮 木綿料

又此外ニ金式朱ツ、為祝儀盆暮両度遣ス事、

一、中年別家方より忰子供出勤致候ハ、尤其者子飼之仕向

ケニ而支配役被仰付、猶又別家被仰付候上、是迄中年別家御取上ケ、改而本別家ニ被仰付ル事、

一、子飼之者別家被仰付候節被下品、左之通

一、塗長持 沓棹

一、木地同 沓棹

一、絹夜着 沓

一、蒲団 沓組

一、木綿嶋蒲団 三畳

一、萌黄蚊帳 沓張

一、覆筥筵 沓枚

但萌黄加賀へり

一、松魚 沓連

一、真鍮燭台 沓対

此式品、店中より祝

一、中年之者別家被仰附候節被下品、左之通り

一、木地長持 棗棹

一、木綿縞蒲団 三畳

但、右式品料ニ而被下度内々願ニ付、以後銀五枚式

品料遣ス事、

一、松魚 式連

此者店中より祝

史料三三三① 「一札」 廣岡六一四一―三三三

一札

一、私儀御奉公ニ罷上候処、御黎民ヲ以永々御遣ひ被成下、

其上此度從

御旦那様御懇命を以宿這被為仰付、并元手銀三百目・白米志斗・味噌老桶・薪老掛・炭老俵被為下置、冥加至極

重畳難有奉頂戴候、

一、私不了簡之儀仕、思召ニ叶不申節者、御出入御差留被遊

候様被仰聞、奉承知候、

一、御本家様方於被仰付候儀二者、私諸親類共少シも相背申

間敷候、

一、起番之儀者、只今迄之通り無怠太切ニ相勤可申候、  
一、何時御用向之筋御座候節者、早速罷出、相勤可申候、  
一、嫁取候儀并伴跡目仕候儀、御差図を請可申候、  
右之通、子々孫々迄相忘レ不申、万端御本家様御差図相守可申候、為後日一札依而如件、

文化六年巳九月

加島屋祐助殿

中村屋清治(印)

史料三三三② 「一札」 廣岡六一四一―三三一

一札

一、此度從 御店御懇命を以、私宿這入之儀被 仰付候ニ付、

貴殿方之出錢

相納リ、且是迄永々御深切ニ御世話被下重畳忝奉存候、

尤家号者貴殿同様ニ中村屋与名乗可申候様被仰付候ニ付、

此後万端貴殿之御世話ニ可相成候間、此段宜奉頼上候、

此後何事ニよらず御異間被下候儀者少シも相背不申候、

此後御互ニ 御本家様御太切ニ可致候間、不調法之私儀

ニ候間、御心添被成下候様、偏ニ奉頼上候、永々御厚情

之程相忘不申候様、為後日取替一札如件

中村屋清次(印)

文化六年巳九月

史料四一 (書取) 廣岡二〇一四一

年来勝手向不被一ト通御世話被下御陰を以

公務并家中扶助茂出来、其上先年と縁辺事度々類焼・御手伝  
 其外不慮之物入之節者其都度く多分之御出金御頼申候所何  
 ツニ而茂御深切ニ御承引被下、主人者不申及一統安心取統候  
 段全く御店方之御陰与大慶無此上、御礼難尽言語、然ル所連  
 年借財相募り勝手向次第ニ困窮相成候ニ付、先年と毎度暮方  
 改革相企候へ共、何つ茂く仕法相立不申、既ニ去ル酉年ニ  
 も改革可致出来積ニ而御当地江無体之御頼談も致候へ共、取  
 調不行届取行不堅固より仕法惣相崩レ、翌戌年ニ者直様前年  
 之御約定ニ相背候致御頼談、其上去ル子年御手伝ニ付御恩借  
 并当借等之御指引茂不致、重々之不始末実々御店方ニ対し何  
 共面目無之一言之申訳無御座候、且又近年在所・江戸共高利  
 之借財莫太ニ相成、此節ニ至り候而者取統方必止之指支、実  
 ニ主従飢寒之場合落入可致如何哉与一統心痛無此上候、右様  
 成行候者全く是迄別帳之通物成高ニ引合不申不相当之暮方致  
 候故之義与実以驚入候次第、第一御店方へ対し数年来折角之  
 御世話一向無ニ致候訳ニ相当り、今更残念至極弥以不実意  
 不都束之段是又申訳無之候、依之此度主人者勿論在所・江戸  
 役人共一統申合格外之省略相用候心得ニ而精々改革仕法取調

候所、何分家内多等ニ而暮方別帳之上減方無之、且家中扶助  
 之儀茂是迄追々借米等相掛ケ銘々致難渋居候故、是又別帳高  
 之上相減候而者実以立行不申、彼是ニ而当地并在所・江戸諸  
 借財江振回候儀數之出目無數、誠ニ致当惑候、尚又御承知も  
 可被下、江戸借財之儀者何レも高利且金柄ニ寄多分之雜費等  
 相掛り、又両山其外名目金或者町株を質入為致候金柄等ニ而  
 何分利下ケ等難申談口々多、其上小前之金主先并町人私相滯  
 候分も株之大小ニ寄り永年賦又者欠年等相頼候而者実ニ先方  
 身分ニも拘り候口杯も有之、且奥印与相唱候滯之口者誠ニ不  
 筋之訳柄茂有之、旁何分出目少ニ而者諸借財是迄之利足勘定  
 斗りニも引足り不申ニ付、何ヶ年別帳仕法之通り致省略候而  
 も借財并滯物等相片付候目途無之、唯々上下致難渋候而已ニ而  
 自然仕法ハ相崩レ可申与誠ニ一大事之儀当惑此事ニ候、依而  
 種々致評儀候所、何レニも御店方御約介相成候方外致方無之  
 与此度諸役人致出坂、改革仕法并借財高等之帳面類懸御目、  
 甚乍不案内御頼談仕法別帳之通取調候間、何卒此上厚御勘弁  
 御助情被成下候様致度偏ニ御頼申候、右之段御承知も被下候  
 へ者往々仕法取統出来可申哉与存候、尤御頼談仕法思召ニ不  
 相叶致如何候ハ、改革仕法可相立御工夫何共年御面倒聊無御  
 服臟御指図被下候様致度、是又御頼申候、年来御違約御不実  
 至極之御仕向致置、此節ニ至り重々勝手成ル無体之致御談候  
 儀不本意千万、決而口外難出来筋与存候へ共、前書之通り江

戸高利金等返弁之道付不申節者仕法相崩レ候者眼前之事故、誠ニ当惑之余リ無抛不顧思召右様之致御頼談候、且実以何卒仕法相立主従取続致出来、往々者数年來莫太之御世話相成候御恩儀御報申候様致度心底ニ御座候、旁以厚く御勘弁之上如何様ニ茂仕法相立候義御賢考可被下、右之段書取を以致御談候、以上

二月廿七日

史料四一―「諸帳面目録」 廣岡三七二 (抄録)

諸帳面目録

一、已秋収納米捌并借財濟方割合帳

〔記号とも筆者付記。以下同。〕(総括帳簿A)

此別帳

中津一ヶ年御暮帳

江戸一ヶ年御暮帳

江戸御扶持方積り帳

子暮中津御貸付金遣込候分当已暮皆済調帳

御帰城御旅用金御入目并御困糶代金不足共

江戸御借用口々御談積り帳

一、中津御暮口々惣指引帳

〔総括帳簿B〕

此別帳

已御分量銀札渡口々指引帳

〔後略〕

〔総括帳簿Aの附属帳簿〕

史料五一―〔川上公総督御取調分御布告前之処〕 廣岡二一

一六 (抄録)

山口

一、三千三百八拾貳貫目

一、千貳百三拾貳貫目

一、千七百貳拾五貫七百五匁七厘

一、三百六拾四貫六百九拾三匁三分三厘六毛

一、百三拾壹貫三百九拾四匁七分九厘九毛

一、三百九拾六貫目〔別注〕七郎兵衛 万七〕分

一、百七拾壹貫目〔別注〕七郎兵衛 万七〕分

一、三拾六貫九百九拾八匁貳分七厘 七郎兵衛分

一、七千四百三拾九貫七百九拾壹匁四分七厘五毛

寅年前〔天保一三年以前〕

一、七百貫目 信五郎名前

一、米七千六百六拾石

〔中略〕

明治五壬申年卯月、從東京表へ帰坂後取調書、尤明治三

〔元〕戊辰年以來新出金之分左ニ、御一新後之事、

〔中略〕

山口 毛利大膳大夫〔敬親〕様

一、金式万両 二元金

一、銀 「金額記載なし」

但、此銀之方者天保十四卯年<sup>乙</sup>之調之内ニ入

〔後略〕

史料五二二 「為換方并地方税 御命令ノ書写 請書ノ写」

廣岡二二二三一二（抄録）

御願書

一、御県庁為替方御用大阪府下西区土佐堀<sup>老</sup>丁目式番地平民

兩替商・廣岡久右衛門義、去ル明治九年十月一日

〔下付朱子〕  
「初メテ為替方拜命ノ年月」

御命令書御下付、同日ヨリ御用相勤来り候処、為替方御規則御改正ニ付、明治十年九月廿六日御命令書更ニ御下付、引続相勤居候処、最早当節ニ至リ御命令書第拾九条之通満期ニ被成、因茲抵当品諸公債証書御成規実価ヲ以奉<sup>レ</sup>上納候条、不相変従前之通万事精実ニ御用相勤度奉存候、何卒願意之通御許可被成下度奉懇願候也、

明治十二年六月三日 〔住所略〕廣岡久右衛門支店

同人代理ノ加輪上勢七印

岡山県令高崎五六殿

〔住所略〕兩替渡世ノ廣岡久右衛門

右当県為替方ヲ命シ、金銭勘定并ニ納払ヲ為取扱候ニ付、諸規則左ニ、〔以下抄録〕

第一条

一、為替方ハ大阪府管下摂津国西成郡土佐堀通<sup>老</sup>丁目第式番地本店ヲ根拠トナシ、当県管下備前国岡山区弓之町六拾壹番屋敷支店、及ヒ各郡区役所ニ於テ、当庁ニ收納スヘキ金銭之勘定及ヒ他ニ払渡ヘキ金銭之取扱ヲナサシムルニ付、誠実ニ之ヲ勤ムヘシ、

第二条

一、当庁ニ收納スル金銭ハ総テ為替方ノ詰所ニ於テ真贋鑑定ノ上之ヲ受取、其員數・事由及納主ノ姓名等記載セシ預リ切符ニ納証書ヲ添、主務ノ課ヘ持参シ上納ノ手続ヲナスヘシ、而シテ為換方ハ甲乙ノ兩帳簿ヲ設置キ、甲岡山県庁金銭預ケ帳、乙為替方金銭預リ帳、其金員等ヲ兩帳簿ヘ一様ニ登記シ、為替方証印ノ上、令（県令）之ニ割印シ、最前之切符ハ為換方ヘ下戻シ、甲ハ当庁ヘ領受シ、乙ハ為替方ヘ下付スヘシ、

第三条

一、当庁ヨリ諸方ヘ渡金ハ、兼テ当庁ニ設ケアル切符地紙ニ渡金ノ員數并其渡先ノ人名等ヲ記載シ、之ヲ受取主ニ渡ス、受取主此切符ヲ持参スレハ為替方ニ於テハ切符ヲ査閲シ直チニ現金ト交換スヘシ、而シテ此払金ハ為替方ヘ

預ケ金ノ内ヲ当庁へ受出スモノナレハ、是亦甲乙ノ二帳

ヲ設ケ置キ、甲岡山県庁金錢受取帳、乙為替方金錢上納帳、其金員等ヲ両帳へ一様ニ登記シ、証印割印等総テ前条ノ式ヲ了へ、当庁ヨリ振出シタル切符ヲ返納スヘシ、

但、為替方ヨリ直チニ当庁へ受出ストキモ此手続ニ從フヘシ、且本文ノ切符現金ト變換之上ハ、其表面

ニ渡済ノ印ヲ捺シテ再ヒ通用ヲ為スヘカラス、

### 第六條

一、為替方ニ於テ取扱フヘキ各貨幣ノ内、紙包スヘキモノハ

其雛形并一種之封印ヲ刻ミ置キ、当庁預ケ金ニ限リ此印ヲ用ユル為、印面中隱微ニ標信ヲ付シ、右印影兼テ当庁へ差出置キ、封封〔封緘〕上ニ記載スル年月日及ヒ改人

包人姓名印鑑トモ、能ク其位置ヲ定メ置キ、予メ贖封ノ患ヲ防クコトニ注意シ、必ず異様ノ封緘ヲナスヘカラス、

但、当庁ノ外本文封緘ノ俣受渡シヨナスヲ許サス、

然レトモ受取主ニ於テ之ヲ信用シ其俣受取ルハ格別

ナリトス、

### 第七條

一、改済金錢ノ内、若シ贖金或ハ不足金アルトキハ、其贖金不足金ハ為替方ニ於テ弁償スヘシ、

但、本文贖金不足金古金銀ナル時ハ、明治七年九月第九拾三号公布御金銀貨幣價格表ニ照シ、通貨ヲ以

上納スヘシ、

### 第八條

一、預ケ金ノ現種類ニ抱ハラス、当庁ノ都合ニ寄り、洋銀又

ハ各貨幣ノ交換ヲ命スルトキ外國貨幣ハ時ノ相場ヲ以交換スヘシ、尤其他ノ貨幣共總テ引換ニ付手数料等ハ下付セサルヘシ、

〔明治十二年十一月十一日太政官第四十四号御達ニ

ヨリ此条削除候事〕

### 第十一條

一、当庁預ケ金ニ對シ、抵当トシテ公債証書〔別註〕此公債証書ノ

價格ハ当分金禄公債証書壹割利付ハ百元ニ付百元、七分利付ハ八拾貳円、六分利付ハ七拾三元、五分利付ハ六拾

四円、秩禄公債証書ハ百元、起業公債証書ハ八拾五円、新公債証書ハ七拾円、旧公債証書ハ実額ノ四分ノ一ヲ抵

当価トシテ以テ積算スヘシ、又ハ地券〔別註〕此地券代価ハ

券面代価ニ抱ハラス実地売買ノ評價ヲ以テ積算ス、至正ノ実価ヲ積算シ成規ノ手続ヲ經テ之ヲ差出シ置ヘシ、尤

右抵当品ハ為替方ノ都合ニ寄り彼ト此ト交換スルコトヲ許スヘシ、

但、本文彼ト此ト交換スルヲ許スト雖モ地券ヲ以公債証書ト交換スルヲ許サス、尤公債証書ヲ以地券ニ

換ユルハ妨ケナシトス、

第十二条

一、預ケ金ハ常ニ官金四万円ヲ極度トス、故ニ前条ニ拠リ、右同額ノ抵当品ヘ明細書ヲ添ヘ、当庁ヘ差出シ置クヘシ、然レトモ此預ケ金極度ヨリ増減スルトキハ抵当品モ又随テ増減スヘシ、

但、預ケ金極度ヨリ増加シ、増抵当品差出し難キ時ハ、其増加ノ金員一時当庁ヘ引揚クヘシ、

第十四条

一、預ケ金ハ勿論、仮預リ金ト雖モ為替方ニ於テ自己ニ融通運用スルコトヲ許サス、若シ之ニ違背スルコトアレハ、律ニ照シテ処分スヘシ、

第十七条

一、各地方ヘ為換ヲ命シタルトキ無期限ノ分ハ為替切符該地ヘ到達後二日又ハ三日限り相納ムヘシ、右手数料ハ一ト口金五拾円未滿ハ下渡サス、五拾円以上百円未滿ハ遠近ニ拘ハラズ金壹錢、百円以上ハ百円ニ付十里毎ニ金貳錢五厘、別ニ増手数料トシテ里程ニ抱ハラズ五拾円以上五拾円毎ニ金壹錢ト定メ、毎年兩度（別註）「六月十二月」ニ払渡スヘシ、

但、本文為替金平常預ケ金ノ外別段下渡候節ハ、更ニ抵当品ヲ差出スヘシ、若抵当品差出シ難キ時ハ当庁ノ都合ニ依リ便宜ノ処分ヲナスヘシ、

第十八条

一、此命令ハ滿二ケ年ヲ以テ限リトナス、滿期ニ至レハ預ケ

金ノ決算ヲ為シ、有余ノ金ハ悉皆上納スヘシ、

但、年限中ト雖モ若シ事故アルトキハ何時ニテモ放

免シ預ケ金ノ決算ヲナサシムヘシ、

右ノ条々堅ク遵守可致事、

明治十二年九月三十日 岡山県令高崎五六御印

〔後略〕

史料六一 「加島銀行事務章程」 廣岡一三一〇九一二三

〔抄録〕

〔前略〕

頭取ノ責任

第一 諸官令ノ旨趣ニ準ヒ当銀行事業ノ全体ヲ総轄シ、自ら之レヲ代表スル責任ヲ負フ

第二 通常及臨時總會ノ席ニ於テ議長トナルベキ事

第三 日々營業時間中ハ上行シテ諸事ヲ処分スベキ当任ナリ、

然リト雖ドモ事故アルニ於テハ常ニ取締役ヲ以テ代理ナサシムルコトヲ得、然レドモ時々上行シ營業上一切ノ景況ヲ

実視スルヲ要スベキ事

第四 当銀行ノ諸規約ヲ制定シ、又、之レヲ更正シ、或ハ増補削除等ナサント欲セハ、重役集議決定シタル上施行スヘ

キ事

第五 新タニ一事ヲ起シ、又、重要ノ事件ハ、重役ハ勿論副

支配人ノ内二名以上臨時相談員ニ選定シ、集議決定ノ上ニ

非ラザレバ、之レヲ施行スルヲ得サル事

第六 行印役印及小印ヲ押捺スル書類ハ、其掛リ員ニ於テ照

合セシモノト雖ドモ、尚注意ヲ加ハヘ、若シ誤謬ハナキヤ

否ヤヲ檢定シタル上應用スベキ事

第七 營業上有益ト認ムル交際上ハ、勉メテ欠クベカラザル

事

#### 監事ノ責任

第一 時々上行シ、重役ノ業務施行ガ諸官令及當銀行ノ諸規

約ニ適スルヤ否ヤヲ監視シ、若シ不正ノ廉アリテ之レヲ檢

出セシトキハ臨時總會ヲ開キ自ラ議長トナリ、之レガ処分

方ヲ決スベキ事

第二 毎半季間總勘定及利息又ハ配當金ノ分配案ヲ検査シ、

之レヲ株主總會ニ報告スベキ事

第三 營業上有利損失等ノコトヲ考案シ、或ハ他向キノ評説

ヲ漏聞シタルトキハ、速カニ其旨ヲ通知スベシ、若シ重要

ノ事件ナレバ、直チニ重役集議ヲ催フシ事矣ヲ協議スル事

#### 取締役ノ責任

第一 當銀行營業ノ全体ニ注意シ、倍々利益ヲ増殖ナラシメ

ンコトヲ図リ、又、役員ノ事務ヲ分掌シ、其他庶務一切ノ

責任ヲ負フ

第二 頭取上行セザルトキハ、事業諸般ヲ代理スル當任タル

事

第三 通常及臨時ノ總會ニ於テ議長欠席ノトキハ、之レヲ代

理スル當任タル事

第四 行印其他緊要ノ印章及大切ノ書類等一切ヲ預リ、之レ

ヲ金匣ニ藏メ置キ其出入ヲ監督スベキ事

第五 副支配人以下役員ノ業務ニ付、其勤惰及品行ノ正不正

其他一切ノコトヲ監督スル事

第六 本支店間用談ノ往復文通ハ、書記掛リヲ要セズシテ自

ラ取扱フベキ事

第七 行印役印及小印ヲ押捺スル書類ハ、其掛リ員ニ於テ照

合セシモノト雖ドモ、尚注意ヲ加ヘ、若シ誤謬ハナキヤ否

ヤヲ檢定シタル上應用スベキ事

第八 電信暗号其他秘密ヲ要スル書類一切ハ、重役及副支配

人ニ於テ取扱フモノニ付、他ニ散乱或ハ漏洩ナスベカラザ

ル事

第九 營業上利益ト認ムル交際ハ勉テ欠クベカラザル事

第十 秘書類其他器具保存物等ハ時々検査ナスベキ事

第十一 毎年少クトモ二回重役申合せ、一名各支店ニ出張シ、

金銭及諸帳簿諸物品ノ検査ヲ為シ、其他營業上ノ実況ヲ視

察シ方針ノ如何ヲ考案スベキ事

但シ營業ノ都合ニヨリ副支配人ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

第十二 用度掛リハ諸事節減シ、什器其他ノ物品等ニ注意スルヤ否ヤヲ視察シ、又、諸役員ノ勤惰及品行上ノ事実ヲ確認シタルトキハ、其賞罰ノ処分方ニ付、重役協議ノ上偏頗ナキ処断スヘキ事

但本条ハ仮令事実ヲ確認シタリト雖ドモ、重要ノ事件ハ、其本人ニ關係ナキ他ノ役員二三名ノ具状ヲ聴クニ非ラザレバ容易ニ之レヲ処分スベカラズ

〔後略〕

## 史料六二二 「廣岡合名会社社員會議決議録」 大同D二二二

決議録

株式会社加島銀行ノ経営万端ヲ吾々一家ニ一任セララルル所以ハ、主トシテ吾々一家カ組織セル当社カ、同行ノ大株主ナルカタメナリ。今回、同行カ、減資ヲ行フノ已ムナキニ至リタル事時勢ニ因ル次第トハ申ナガラ、是ガ損失ヲ全幅ノ信賴ヲ以テ吾々一家ニ其経営ヲ委ネラルル一般株主ニ及ボスコトハ、徳義上出来難キコトナルノミナラズ、仮リニ一般株主ニ損失ヲ及ボスコトハ、法規上当然ノ帰結ニシテ道義上顧慮スルノ価値ナシトスルモ、總會ニ於ケル紛擾延テハ預金者ニ不

安ヲ与へ、財界ニ動揺ヲ惹起スルコトトナランカ当家ノ吾國財界ニ対スル責任輕シトセス。故ニ株式会社加島銀行ノ減資カ、株式併合ノ方法ニヨルモ、將又株式消却ノ方法ニヨルモ、当社ハ進ンデ其損失ヲ負担スルコトトシ、当社所有ノ加島銀行株式ヲ無償ニテ提供スベキ責務アリト認め、本日社員會議開催左記ヲ決議シタリ。

### (一) 株式併合ノ場合

減資ノ結果半減(二株ヲ併合シテ一株ニ)ノ場合五拾円全額払込済ノ株式並ニ二百五十錢払込済株式ノ各減少セラレタル株主各位ニ対シテハ、減資後発行スル廣岡一家所有ノ株式ヲ以テ、其減少セラレタルト同数ノ株式ヲ無償ニテ讓渡スルコト。

### (二) 株式消却ノ場合

資本減少額一千五百十万円ニ相当スル株式ハ、廣岡一家所有ノ株式ヲ、株式会社加島銀行ニ対シ無償ニテ提供スルコト。

昭和三年三月二十四日

大阪市西区土佐堀通一丁目一番地

廣岡合名会社

代表社員 廣岡惠三

社員 廣岡久右衛門

社員 廣岡松三郎

史料七十一 「長州御太守入來茶會記」 廣岡九十二六

安永七戌戌九月六日、本家江長州御太守、御内々ニ而七事被遊御覽候由御内意ニ而、宗掬、狩野氏入來、尤御普請中御座鋪出來無之、玄閑次八畳鋪ニ而、且座、花月御催、殿様御休足御部屋二階

八畳鋪御銚

一、掛物 土佐光定日出

一、唐物金鶴香炉

一、床脇 文庫硯箱

一、真塗台子、染付水差

一、与二郎阿弥陀堂釜

丸釜風炉

一、杓立 青磁

一、建水 砂張

一、蓋置 琉金ホヤ

二階

一、掛物 雪舟福録寿

一、花入 伊賀置

花水仙赤椿

一、違棚 青磁ホヤ香炉

同下 硯箱

二階下座鋪

一、掛物 長州画工操玄

殿様御好ふようノ絵、前年

御拜領

一、花入 青磁置、天筥板(ツツ)

花大菊両種

且座

一、花入 高取焼置

花小きく

一、炭斗 台

一、香盆 青磁香炉、時代重香

一、茶入 さつま大長緒

袋花色大内桐

一、茶碗 井戸

一、茶杓 天然 銘福の神

一、銚菓子

存星盆 落雁、水砂糖

一、薄茶器 時代鶴棗

花 上客 寺内昨(カシ)

香 二 竹中右源治

炭 末 竹田休和

東 宗掬  
半東 宗朴

且座後、八畳ニ而宗匠方

御目見、御用人取次、從

太守

御懇命之 御意ヲ蒙られ、暫休足之上、花月

御所望之由 御意有之、暫

御休足被遊御座候、其間鏝替

一、掛物 慈鎮和尚色紙

一、三重棚

一、水指 金欄手

一、茶碗 ノンカウ黒

一、茶入 棗

一、茶杓 原叟

一、蓋置 祥瑞

花月

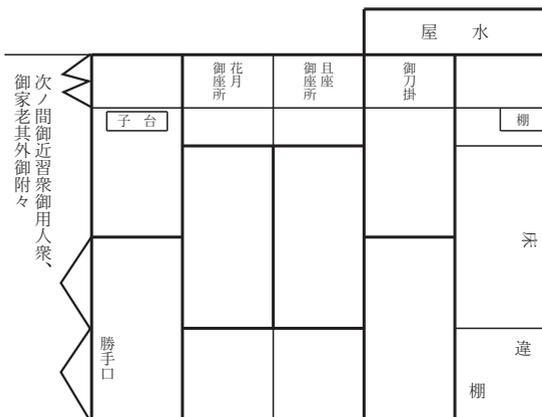
三 宗掬

二 昨 右源治

休和

初 主 宗朴

花月相濟、直様御立、尤七ツ時前御入、夜四ツ時御立



史料七二二 「一札之事（金子合力）」 大同B五三

一札之事

一、私義身上不如意ニ而甚難渋仕罷有候付、其元様江無筋之  
義ニ御座候得共（イ）、銀子御無心中入候所、御許容被下、  
則金百三拾兩御合力被下、忝慥請取申候、右金子を以、  
借銀方相仕廻、偏御蔭故と重畳忝仕合ニ存候、然ル上者、

件 向後随分家内儉約相用、相続可仕候、仍而為後証一札如

安永九子

十二月廿一日

加嶋屋久右衛門様

多田宗掬(印)

史料八一「規定一札」廣岡八一八

規定一札

一、此度関東表御裁許ニ付御物入多候処、御慎中故内々無拋御頼申入候処、再応寄合御示談に被及、則式千金御調金可被成上之旨致承知、御厚志之趣於拙者共茂厚忝次第存候、就夫旧冬

御用金御頼砌当寅年五ヶ年割濟之仕方を以御頼申入、則当年互相對通無相違御返済可申儀故、此度御頼御用金者急束御返済茂難被成段深察之上、来卯三月限ニ御返済有之候様御示談有之忝存候、然ル上者右相對通此後聊茂相違無之様執計可申候、為後日規定一札依而如件

文化三丙寅年八月

滝彈止(途) [印]

上田主殿(音) (印)

松川幾馬(音) (印)

御勘定所衆中

御勘定方衆中

前書之趣於拙者同意ニ令承知候、為念與印如件

池永外記(全) (印)

史料八一「書状」廣岡九一五四一〇

此度監護役知藏様御下坂被成下得貴顔大徳仕候ニ付、任幸便一筆啓上仕候、時分柄冷氣相募罷在候処、表其地御寺内為御揃益御勇堅被成御座珍重之御儀奉存候、当方主人始無異儀罷過候条、乍輕御休意可被下候、誠ニ一昨年者初而寛々得拜顔、学林御普請之儀御掛合申候得共、其後彼は無拋差障趣共有之候故段々延引仕候、芳道様是迄度々御掛合ニ御入来被下候得共、取〴〵差延有之候処、此度尊坊様御口上之趣ヲ以態々知藏様御相談御出被下候故、主人江右之趣申含及相談申候、蜜々委細之儀ハ知藏様方之御状ニ而相分可申候、此儀宜敷御聞濟被成下度候、金子之義ハ尊坊様御差凶次第御相泰申置候程ハ何時成共御案内被下候得者差上可申候、尤委細之儀者来ル三月上旬御上京之節御拜顔申上度候、主人も呉々宜敷野子方申上候様被申付候、次第寒冷相成候へ者随分御自愛專一ニ可被存候、先ハ右一件申上度時候御見舞迄旁呈愚札候、恐惶謹言

十月六日

御能主

加嶋屋条輔

史料八一三 (書簡) 廣岡一五五二一

尚々御安全之旨珍重不斜候、乍鹿末土産之一品并ニ恵  
觀尼公へ干菓子壺箱進之、以上

簡中得御意候、先以貴宅御揃弥御堅勝御暮可被成候条珍  
重之御事御座候、拙僧事及衰世、去冬以來別而少々異例  
罷在候得共、押而致上京、当月九日到着、十五日如例年  
無難致開講候、然者学林之儀、不相替御懇志之御心配共  
難有存候、再建之儀、先達而も以看護智藏及御相談候処、  
金五百兩御寄進之御志之旨致承知難有存候、且亦其節智  
藏へ御申越之趣委細致承知御尤ニ存候、依之今度再建之  
儀者材木等其外一切普請之模様少も美々敷事者曾而望無  
之候、但惣間数等者諸大衆聴講之勝手宜敷様ニ鹿相ニ成  
共早速成就候様念願而已ニ候、貴宅元來於当学林大檀  
越之義ニ候間、右之趣ニ而御引請被成、古來之通不相替  
被運御懇志候様偏ニ御頼申入事御座候、慧觀尼公方兼而  
御深志之趣致感居候、宜敷御伝達可被下候、猶委細智藏  
へ申合候間、御示談可被下候、謹言

平乘寺

四月十八日

靈山(花押)

廣岡久右衛門様